

中野区子ども総合計画の策定について

このたび、計画(素案)に係る意見交換会及び計画(案)に係るパブリック・コメント手続を経て、中野区子ども総合計画を策定したので以下のとおり報告する。

1 意見交換会等の実施結果

(1)意見交換会

開催日時	会場	参加者数
12月12日(月) 18時半～20時	オンライン	2人
12月13日(火) 15時～17時半	野方児童館 ※	33人
12月14日(水) 15時～17時半	南中野児童館 ※	20人
12月14日(水) 18時半～20時	オンライン	4人
12月15日(木) 16時～19時	中野東図書館ティーンズルーム ※	5人
12月18日(日) 10時～11時半	中野区役所	6人
合計		70人

※子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行った。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とした。

(2)関係団体等からの意見聴取

団体数:10団体(集会形式9団体、電子メール1団体)

参加者数:462人(延べ人数)

(3)区民から電子メール等で寄せられた意見

件数:10件(内訳:電子メール10件)

(4)計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方 別紙1のとおり

2 パブリック・コメント手続の実施結果

(1)意見募集期間

令和5年2月1日(水)から2月21日(火)まで

(2)意見提出者数

5人(内訳:電子メール5人)

(3)提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方 別紙2のとおり

3 中野区子ども総合計画

別添のとおり

計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	意見の概要	区の考え方
第2章 子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況		
1	31ページの「区の未就学児発達支援対象者数」について、令和3年度に大きく伸びているが、理由は何か。32ページの「就学相談等件数」は発達支援対象者数ほどの伸びはないが、必要な人が就学相談にたどり着けていないのではないかと懸念がある。	令和3年度から、区立施設において児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」を開始したことで、対象者数が大きく増加した。31ページに説明を追記する。 必要な方が就学相談を受けられるよう、療育機関・在籍園・すこやか福祉センター等と連携を図っていく。
第3章 計画の展開		
目標 I 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する		
(1) 子どもの権利に関する理解促進		
2	子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」という。)を知ってもらうには、以下の手法が効果的だと思う。 【ポスターやチラシを掲示する、テレビや動画、新聞で宣伝する、手紙(お便り)を配る、キャラクターやグッズを作る、色々なイベントを開く、パンフレットを配る】(※)	子どもの権利の普及啓発については、62ページにおいて、リーフレットや動画の作成など様々な媒体や手法を用いることを記載しているが、ポスターやチラシの作成については有効な手法であると考えており、ご意見を踏まえて事業内容に追記する。 また、その他の手法についても、子どもの意見を聴きながら、検討を進めていく。
3	子どもの権利条例について、学校で学ぶ機会があるとよいと思う。(※)	「子どもの権利」に関わる学校での取組については、主な取組②「子どもの権利に関する学習機会の充実」に記載していたところであるが、ご意見を踏まえ、主な取組①「子どもの権利の普及啓発」にも追加する。
4	子どもの権利条例の理解促進について、子ども自身だけでなく、家庭や学校へのアプローチが重要である。	子ども自身に加え、保護者や学校の教職員等のあらゆる人に条例の内容を浸透させることが重要であると考えており、家庭や学校に対して、適切な機会に様々な媒体を使い、理解促進を図っていく。
(2) 子どもの意見の表明・参加の促進		
5	子どもの意見を聴くときは、以下のとおり多様な方法や場を用意してほしい。 【直接話を聴く、アンケートをとる、学校に目安箱を設置する、オンライン上で聴く】(※)	子どもの意見を聴くにあたっては、66ページにおいて、対面、アンケート、オンラインなど幅広い方法を活用して聴取することを記載している。 子どもの意見表明と参加の促進について、その内容や仕組みを検討していく。
6	子どもに意見を聴くときは、以下のとおり配慮してほしい。 【子どもが普段遊んでいるところで聴いてほしい、意見を聴く側が子どもに心を開いてほしい、意見を聴くときは楽しい話から始めてほしい、自分の意見を否定しないでほしい、意見を否定する場合はきちんと理由を言ってほしい、具体的な質問で聴いてほしい、言った意見を反映してほしい、「子ども」と「大人」ではなく、お互いの立場を尊重して対等に話したい】(※)	子どもの意見を聴くにあたっては、66ページにおいて、子ども参加に関する実践的な手引きを作成することを記載している。 子どもの意見、考え、思いを大人が適切な配慮を持って受け止め、尊重していくことが大切であると考えており、子どもに意見を聴く上での配慮についても手引きに盛り込んでいく。
7	子どもの意見表明について、様々な子どもの意見を聴くためには、ハイティーン会議などの意見表明できる機会を作るだけでなく、いつでも意見を聴ける開かれた場所を作る必要があるのではないか。また、自ら意見表明をしたいと考える子どもだけでなく、より広く子どもの声を拾う方法を考えてほしい。	子どもの意見を聴くにあたっては、対面、アンケート、オンラインなど多様な手段を用意し、誰一人取り残すことなく、意見を受け止める機会を確保する必要があると考えている。子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に参加できるように、その内容や仕組みを検討していく。
8	子どもに対して意見を聴くときは、公共施設ではなく、プレーパークや公園などの子どもの本音が出やすい場所に向いて声を汲み上げる姿勢が必要ではないか。	
9	主な取組①「子どもの意見表明・参加の仕組みづくり」について、日常的に意見を表明したり参加したりするためには、学校生活において自分たちが参加できる環境整備が大切だと考える。	子どもが一日のうちで多くの時間を過ごす学校において、子どもが自由に意見を表明したり、参加する機会を保障することは重要であると認識している。学校と連携しながら、子どもの意見表明・参加の取組を推進していく。

NO	意見の概要	区の考え方
10	主な取組②「子どもの意見表明・参加の機会の確保」について、区政やまちづくりに関しての意見表明になっているが、それだけではなく、学校教育の中で、日常的に意見を表明することも検討してほしい。	これまでも区民と区長のタウンミーティングや教育委員と生徒との対話集会等で、子どもたちが区政や学校教育への意見表明をする機会を設けてきた。これらの活動を今後も充実させるとともに、日常的に子どもたちが意見を表明することができる取組を推進していく。
11	学校運営や学校のあり方の見直しについて、子ども主体で行っていきべきではないか。	子どもたちの意見や考えは表明するだけでなく、教職員の支援も得ながらその意見や考えを実現していくことが大切であると考えている。このような取組を通して、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を育てていきたい。
12	「子ども向けの情報発信」について、ホームページの活用を図るとともに、学校、児童館での掲示も併用した方が効果的である。	子どもに向けた情報提供・情報発信については、幅広い方法を活用し、様々な機会を捉えて行うことが重要であると考えており、ご意見を踏まえ、「子ども向けの情報発信」の事業内容に子ども向けの掲示物の作成について追記する。
13	ハイティーン会議について、子どもが意見表明した内容を実現するための予算を計上していくのか。	子どもの意見表明については、子どもの意見を尊重し、どのように受け止め、どう反映させたかを子どもに分かりやすい形でフィードバックすることが重要であると考えている。子どもの意見を具体化させる仕組みについて、今後検討を進めていく。
(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援		
14	中高生年代が利用できる、以下の機能を備えた施設がほしい。 【体を動かせる、フリーWi-Fiが完備されている、食事ができる、楽器が弾ける(防音設備がある)】(※)	中高生年代向け施設の整備については、69ページにおいて、中高生年代の意見を聴きながら整備を進めていくことを記載している。 今後中高生年代へのアンケートなど、広く意見を聴く機会を設け、今回いただいたご意見を含め、中高生年代からの様々な意見を施設整備に活かしていく。
15	学童クラブやキッズ・プラザなど場所を提供することは重要だと思うが、子どもの権利の視点から、過密な場所や一人になるスペースがない、体を動かす場所がないなどの実態は改善すべきだと思う。	小学校内に設置しているキッズ・プラザと学童クラブでは、学校と連携して校庭や体育館を活用してのびのび遊ぶ機会を作っている。今後も様々な放課後の居場所事業の充実を図っていく。
16	「学習支援団体への支援」について、学習支援・無料塾が一番支援してほしいのは広報である。	「学習支援団体への支援」について、ご意見を踏まえ、事業内容に広報活動を含めた必要な支援を追記する。
17	令和4年12月から区の公園のルールが一部試行的に緩和されたが、公園利用のルールの検討については、もう少し子どもの声を聴いて決める必要があるのではないか。	公園利用のルールについては、近隣環境への配慮しつつ子どもから大人まで様々な人が快適に公園を利用できるよう決めている。また、公園再整備を行う際には、子どもも含めた区民が参加できるワークショップやオープンハウス等の開催を視野に、適切なルールを模索していく。
18	「地域施設の有効活用」について、少なくとも、すこやか福祉センター4圏域ごとの区民活動センターに1か所ずつ、子ども向けのおもちゃやマットなどを備え付けてほしい。乳幼児親子には部屋があっても用具がないと活動の幅がかなり狭まる。	区民活動センターにおける乳幼児向け用具の備え付けについて、今後さらに利用者のニーズの把握に努めていながら検討していく。
19	静かに勉強する場所だけでなく、友達とおしゃべりしながら勉強できる場所がほしい。(※)	子どもの学習スペースについては、72ページにおいて、子どもの自主的・自発的な学習を支援するため、区有施設における子ども専用の「学習スペースの提供」を記載しているところであるが、ご意見を踏まえ、事業内容に多様な勉強場所を提供することを追記する。
20	プレーパークは、子ども主体で子どもの力を引き出すという素晴らしい理念がある。その理念は子どもの権利につながるものであるため、周知をしてはどうか。	プレーパークは、自然の中で子どもがやりたいことを子ども自身の手で実現していく遊び場であり、子どもが思い切り遊ぶことを通して自主性や社会性を身に付け、豊かに成長していくことを支えていく場所であると認識している。子どもの権利条例の普及啓発と合わせて、プレーパークの理念についても啓発を進めていく。
21	主な取組③の重点事業の成果指標が、プレーパークの活動団体数になっているが、プレーパーク向きの公園が少ない中野区で団体数を増やすよりも、プレーリーダーの常勤の人数や世話人の人数、関係者向けの学習会の回数を目標に掲げたらどうか。	主な取組③は「遊び・体験の機会の充実」として、「多様な活動や体験ができる機会や場所を提供」することを目標としている。区としては人材養成支援や普及啓発といった取組を行うことで、地域に根ざしたプレーパーク活動場所が増えることを期待しており、その成果指標として活動団体数の増加を目標に掲げている。

NO	意見の概要	区の考え方
22	体を動かしたり、自然と触れあえる場所がほしい。(※)	子どもが屋内外で体を動かしたり、自然と触れ合ったりする機会や場所を充実させ、子どもの多様な居場所づくりを進めていく。
23	ブックスタート事業について、絵本に親しむことを目的とした事業であるため、取組の方向性(3)に記載してはどうか。	ブックスタート事業については、乳児に対して絵本を開く楽しい体験と絵本を提供する事業であり、ご意見を踏まえ、主な取組③「遊び・体験の機会の充実」に追加する。
(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済		
24	子ども相談室について、以下のとおり相談しやすい雰囲気づくりを行ってほしい。 【子ども向けのおもちゃや雑誌が置いてある、ソファが置いてある、雑談など色々な話を聴いてくれる、「相談する場所」であることをアピールしすぎない、落ち着いたカフェのような雰囲気、気軽に行けるような明るい雰囲気、中高生も利用しやすい「子ども」すぎない雰囲気】(※)	子ども相談室の運営にあたっては、81ページにおいて、相談しやすい雰囲気づくりを行うことを記載しており、子どもが気軽に相談できるような工夫を検討していく。
25	子ども相談室について、対面や電話での相談はハードルが高い。(※)	子ども相談室の運営にあたっては、81ページにおいて、子どもが相談しやすい相談手法を検討することを記載しているが、ご意見を踏まえ、事業内容にSNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談などの検討について追記する。
26	子ども相談室で相談してみたいが、相談をしたことや相談の内容を他の人に知られたくない。(※)	子ども相談室は、子どもの話を聴き、子どもと一緒に考え、子ども自身がどのように解決をしたいのかを尊重しながら子どもの権利保障を図る相談窓口である。他の人に知られたくない相談については、秘密が守られるような体制をとって解決を図っていく。
27	子ども相談室を知らない人もいると思うので、広く周知をしてほしい。(※)	子ども相談室の普及啓発については、81ページにおいて、愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うことを記載しているところであるが、学校を通じてカードや広報紙を配布したり、子どもオンブズマンや職員が、児童館等へ出向き、広報を行うなど、様々な仕掛けを凝らした広報啓発活動を検討していく。
目標Ⅱ 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する		
(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援		
28	主な取組①「妊娠、出産、子育てトータル支援の実施」について、1歳から3歳の未就園時期の支援として、産前産後の事業が中心に記載されている。切れ目のない支援を実施してほしい。	すこやか福祉センターでは、子どもの発育・発達、子育て等に関する相談事業や、様々な講座・講習会などの事業を通して、他の部署や関係機関と連携しながら、子育て期全般に渡る切れ目のない支援を継続し実施している。このため、ご意見を踏まえ、87ページに関連する事業を追加する。
29	「なかの子育て応援メール」は、地域の支援情報や子育てイベント情報などが不足していると思う。LINE配信のプラットフォームを生かし、配信内容を充実してほしい。	「なかの子育て応援メール」の配信内容について、LINE配信のシステム上の制限も踏まえ、必要な情報を配信できるように関係する所管との連携を強化し、配信内容の充実を図っていく。
30	「おひるね」に、子育て支援団体への支援に関する内容や政策助成の事例集、放課後子ども教室推進事業を掲載するとよいのではないか。	90ページの「子育て情報提供サービス」に記載のパンフレットが「おひるね」に該当するものとなっている。記載内容が分かりにくいいため、ご意見を踏まえ、「おひるね」の文言を追記する。掲載内容については充実を図りたい。
31	児童館での一時預かりについて、需要はあると思うが、利用料(1時間800円)が高いため、500円程度にしてはどうか。また、LINEを導入するなど予約方法を見直す予定はあるのか。	児童館での一時預かりについてもLINEで予約できるようにすれば利便性が向上すると認識している。現状の検証を行いながら、改善策を検討していく中で、総合的に判断していきたい。
32	ホームヘルプサービスや病児・病後児保育、ベビーシッター利用支援事業など色々な預かりサービスがあるが、条件が当てはまらず利用できなかったり、使い勝手が悪い。利用したい人が、必要ときに必要なサービスを受けられるように見直してほしい。	各サービスを年齢別、対象別に並べて比較するなど、使えない部分や使い難さの検証を行う必要があると認識している。利用している方の声を聴きながら検証したい。

NO	意見の概要	区の考え方
33	子育てひろばの整備・運営について、北部地域の子育てひろばが少ないので増やしてほしい。	児童館、すこやか福祉センターなどの既存の子育てひろばに加え、閉館する予定の児童館における事業のほか、他の区有施設の有効活用も検討し、乳幼児親子の居場所が徒歩圏内に確保できるよう整備を進めていく。
(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援		
34	子ども食堂、学習支援・無料塾、ひとり親家庭支援の窓口などを一覧にしてホームページなどで共有するなど、支援が必要な子どもや保護者を支援につなげるための取組が必要だと思う。	区が実施しているサービスに加えて、NPOや民間のサービスも含めて情報提供していきたい。また、ご意見を踏まえ、困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組について、事業を追加する。
35	困っている家庭ほど情報を主体的に得ることが難しい。詳細な情報をキャッチする段階で諦めてしまう人もいると思うので、支援団体ごとの個別のチラシを近隣の学校で配布してほしい。	
36	主な取組①の重点事業の成果指標が、子ども食堂の数になっているが、箇所数が増えても配食数が減ったら意味がないのではないかと。また、区が補助金を交付する団体を増やすという目標を成果指標にしたらどうか。	子ども食堂がない地域があることから、区内全域での食のセーフティネットを構築するという観点から、子ども食堂の数の充実とともに、すべての小学校区への整備を目標として取組を進めていく。
37	中野区のような家賃が高いところは困窮層が暮らすのは大変だと思う。経済的な困難を抱える子どもと子育て家庭を支援するために、子どもの貧困対策を充実させていくべきではないか。	学習、食、体験など、様々な面から子どもの貧困対策を総合的に実施し、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援を充実させていく。
38	ひとり親家庭支援の窓口では、支援団体等も含めて情報共有してほしい。また、離婚届を出す段階では精神的に限界で判断能力が落ちていることもあるため、適切な支援につながるような対応をしてほしい。	ひとり親家庭支援の情報を記載したひとり親家庭支援のしおりを作成し、制度の案内を行うほか、ご意見を踏まえ、「ひとり親家庭総合支援事業」の事業内容に関係機関と連携した支援の強化について追記する。
(3) 子どもの発達・成長に応じた支援		
39	療育へ通う子どもが増えているのであれば、全体像や必要な手続きを時系列で一覧にして分かりやすく示したり、必要な情報はその都度保護者に確認書類を作らせることなく共有してほしい。	区ホームページの「児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス」のページにおいて、区の発達支援全体図をお示ししている。今後も必要に応じて見直しを図り、各機関において手続きの流れを分かりやすく案内し、関連機関同士の連携を取るよう努めていく。
目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する		
(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備		
40	保育園の定員割れへの対応について、住宅建設の動向を含めた人口動態を見て地域需要を予測してほしい。また、定員縮小による質の向上について検討してほしい。	今後長期的には子どもの数が減っていく中で、どのように整備していくかは検討を進めているところであるが、待機児童ゼロを維持していくため、必要な地域に必要な数を整備していく予定である。特に中野駅や東中野駅周辺は住戸数の増加が予定されており、再開発の状況等も踏まえて整備していく。
41	今年度待機児童がゼロになったが、希望する園に希望するタイミングで入ることができず、待機している家庭がまだいる一方で、定員に空きが出ている施設がある。入園調整を十分に行ってほしい。	保育所等の利用調整は法令等に基づき、保育の必要度が高い順に入所できるよう行っているところである。保育所等の空き定員の有効活用と、空き定員が生じないための柔軟な定員管理について検討していく。
42	区立保育園10園を存続し、需要に応じた定員設定でバランスよく配置するとともに、現場の意見をよく聴いて建て替えを行ってほしい。区立保育園を定員割れに伴う調整弁と考える方針は変更してほしい。区の責任で運営している区立保育園の役割を考えると、小学校区に1園が望ましいと考える。	保育の質の維持・向上、障害児保育など今後の区立保育園が担うべき役割及び民間保育所の定員充足の状況を踏まえ、区立保育園を一定数継続させることとしている。地域ごとの保育需要数や施設の耐用年数も考慮して建替整備の考え方を検討していく。
43	園外に子どもを連れて出るとは多くの危険を伴う。置き去りを防ぐため、また、必要なときに園外に子どもを連れて行けるようにするため、園庭がない保育園へ保育士の増員配置をしてほしい。	園外での保育については、安全に十分留意して行っているものとして認識しているが、必要に応じて支援の必要な園児に対する加配等も検討していただき、安全に園外保育を行っていただくよう周知していく。

NO	意見の概要	区の考え方
44	認定こども園化について記載を削除してほしい。認定こども園化する理由は、教育・保育のニーズに応えるためとなっているが、幼稚園の預かり保育でニーズは満たされているのではない。	認定こども園には、保護者の就労形態が変わっても継続して同じ園に在籍できる等のメリットがあり、雇用状況やライフスタイルが多様化する中で一定のニーズがあると考えている。 認定こども園では、地域子育て支援を実施することが必須となっており、認定こども園化により、育児不安の大きい保護者やその家庭への支援を含む地域のすべての子育て家庭への支援の充実を図っていく。 現在、保育園からの認定こども園化の要望を受けており、移行を希望する教育・保育施設への支援を検討していく。
45	保育施設が突然閉園した場合の受け皿の用意など、何か問題が起きた場合の区の対応について検討してほしい。	突然閉園するような事態にならないよう、事前にご相談をいただいたり、検査担当が定期的に保育施設への訪問等を行うなど、情報交換している。
46	今後の学童クラブの整備予定はどうなっているのか。	学童クラブについては、地区によっては供給量が不足しているため、整備していく必要があるが、学童クラブ以外にも児童館やキッズ・プラザなど多様な居場所を提供しており、子どもの状況に合わせて選べるように周知していきたい。
47	保育園の空き定員を使い、未就園児の週1日などの定期保育を行ってほしい。	未就園児に対する支援は、課題であると認識している。令和5年度に、幼稚園や保育園を利用していない未就園児を対象とする施設の空き定員を活用した保育モデル事業の実施を検討しているところである。 未就園児を保育所等で週1、2回定期的に保育し、未就園児及びその保護者への支援について、具体的手法や課題を検証する予定である。
(2) 質の高い教育・保育サービスの提供		
48	計画に記載されている巡回支援などに加えて、実地検査体制の工夫や、虐待が起きた場合の対応について検討してほしい。また、背景には子どもの数に対する保育士の数が少ないという国の基準の問題がある。中野区は、保育士1人が受け持つ子どもの数を減らすという考えはないのか。	今年度は児童相談所設置市となったこともあり、指導検査体制を充実させ、50%以上の施設に実地調査に入れるようにしている。虐待に関しては未然防止を含め、児童相談所とも連携しながら区全体で対応していく。また、民間の保育施設に対しては、区独自の補助金を出しているため、国の基準に比べれば保育士の数は多いと考えているが、長期的には子どもの数が減っていくと予測されている中で、保育の質を確保していく方法を考えていきたい。
49	保育の質ガイドラインや就学前プログラムには、子どもの権利の視点とは相反する点が盛り込まれていると感じるため、再検討が必要ではないか。保育園での環境整備と区立園が軸となった保育園同士の交流の充実が必要である。 また、職員配置や面積の基準をガイドラインに載せ、保護者や区民に明らかにして事業者が守るようにしてほしい。	「中野区保育の質ガイドライン」は、令和2年に策定し、現在、改訂の検討を進めているところである。改訂に際しては、子どもの権利条例の制定なども踏まえて見直しを行っている。また、保育園同士の交流の場でのより効果的な活用方法について研究していく。なお、保育の質ガイドラインは主に子どもに対する支援を内容としていることから、職員配置基準や面積基準については掲載していない。
50	「保育の質ガイドラインの運用推進」の成果指標について、「保育の質ガイドラインを知っている保護者がどれくらいいるか」に変更が必要ではないか。区はその数値を把握しているのか。	区民、特に保護者に「中野区保育の質ガイドライン」を知ってもらうことは重要なことと捉えており、ガイドラインを知っている保護者の割合については、教育・保育施設を利用している未就学児の保護者を対象に実施している満足度調査において把握し、その数値を注視しているところである。
51	「保育園等の指導検査の充実」について、昨今、全国の保育施設における虐待のニュースが後を絶たない状態であるが、指導検査のみでは対応できない、保育業界の構造的な問題があると考えている。配置基準の見直しや処遇改善に区としても取り組んでほしい。	児童の安全を確保し、質の高い保育を行うには、保育士を適切に配置することが重要であり、区では国の基準を上回る保育士の配置基準を定めている。認可保育所が国の基準を超えて職員を配置した場合には「11時間保育のための保育士」や「延長保育のための保育士」等の加算を行っている。保育士の適切な配置については引き続き研究していくとともに、必要に応じ、国や都に対して基準の見直しを要望していく考えである。
52	保育園等の指導検査を充実するためには、十分に回るための職員が必要である。保育施設数に見合うよう支援担当の職員を増やしてほしい。	保育園等の指導検査を充実させるために必要な職員体制を整備していく。

NO	意見の概要	区の考え方
53	指導検査において、関係法令を遵守しているかどうかだけでなく、保育士の人件費比率に下限を設け、人件費の行き過ぎた弾力的運用をやめさせるべきだと思う。	保育所の運営費については、国が定める要件に基づき人件費、管理費、事業費の弾力運用が行われている限り、指導検査で人件費比率の指摘をすることはできない。保育士の給与水準は必ずしも人件費比率とは一致していないこと、また、国が保育士処遇改善の取組を推進していることなどを踏まえ、人件費比率の取扱いについては慎重な検討を要すると考えている。
54	放課後等デイサービスや学童クラブは色々な事業者が実施しているため、質が一定でない。どのように質を担保していくのか。	放課後等デイサービスについては、区が実施する事業所に対する集団指導での講義や個別指導等を通じて、療育の質の向上を図っていく。 民間学童クラブについては、国や都の基準に則って運営することとされており、区としても設備と運営の基準を定めている。
目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する		
(1) すべての若者のすこやかな育成支援		
55	世田谷区には若者支援の場所として交流センターや居場所が計6か所ある。中野区にも新たに施設を常設してほしい。	114ページ及び116ページに記載のとおり「中高生年代向け施設の整備」を予定しており、利用者となる中高生年代の意見を聴きながら、整備に向けた検討を進めていく。
目標Ⅴ 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する		
(1) 地域における子育て支援活動の推進		
56	政策助成について、スタッフへの謝礼を一定程度認めるべきだと思う。重点事業なのに完全無償ボランティアで頼るのはどうか。	政策助成制度は区民の自主的な活動を支援するためのものであり、スタッフ謝礼は政策助成の対象としていない。助成対象となる経費に関しては様々な意見を聴きながら検討していく。
57	現状、実績のない地域団体が児童館での活動に入っていくのはハードルが高い。児童館の職員の伴走とともに新しい地域団体を育てていく体制が必要ではないか。団体育成を支援せずに、団体が自力で成長して児童館がその力を借りに行くのは違うのではないか。	児童館において、子どもに関わる地域の団体との連携や育成を行う機能をさらに強化していく。
58	児童館が、日曜日も含めて子育て支援団体や中高生が気軽に借りられるようにしてほしい。また、そのアナウンスをしてほしい。	児童館の機能強化については、ニーズを踏まえ検討を進めていく。
59	児童館に地域の見守り機能と情報発信の機能を持たせて欲しい。 また、児童館で行われる催しに関する情報発信がアナログで、チラシを見なければ分からない。児童館ごとにTwitterやインスタグラムのアカウントを作って発信するようしたらどうか。	児童館は「地域の見守り、ネットワーク支援機能」の強化を目指している。情報発信についても、より効果的なものとなるよう検討を進めていく。
60	地域団体が児童館と共催事業を開催する場合、参加者から参加費をもらうことができない。参加者からは徴収しなくても、児童館側に活動予算を付けてほしい。	地域団体と児童館の共催事業においては、材料費など直接参加者に還元される実費は負担していただく場合もある。今後も地域の活動支援に努めていく。
61	子育て支援活動を行うにあたり、区民活動センターの集会所の予約が大きな負担となっている。区民活動センターの予約がオンラインでできるようにしてほしい。	団体支援の1つとして、区民活動センターのオンライン予約について検討していきたい。ご意見を踏まえ、「地域施設の有効活用」の事業内容に、予約方法の見直しを追記する。
62	子育て支援団体同士が横の連携を深められるように、区で区内の子育て支援団体をリスト化してほしい。	令和5年度に導入予定のアプリケーションを活用し、区内の公益活動団体の活動状況の見える化を図る。同時に団体のリスト化も行う方向で検討している。
63	中野区では、地域の団体活動をサポートしてくれる伴走者が不足している。「地域活動コーディネーター研修」の修了者などから、子ども・子育て分野専門のコーディネーター的な人を育成し、区民活動センターだけでなくすこやか福祉センターにも配置したらどうか。	地域での団体活動がより活性化していくよう、活動をサポートする体制や仕組みについて強化策を検討していく。また、施設の有効活用や相談体制の充実についても検討していく。

NO	意見の概要	区の考え方
(2) 子育て世帯が住み続けたい環境の整備		
64	中野区は、子ども関連の店舗が少ないので、子育て応援とうきょうパスポートの活用促進はとても大事だと思う。	令和元年度に実施した子どもと子育て家庭の実態調査で、子ども関連の店舗が少ないなど、商業施設に関する満足度が低かったため、重点的に取り組む必要があると考えている。ジェンダーギャップの解消については、今後力を入れていく必要があると認識している。
65	育児の困難や少子化はジェンダーギャップに由来していると思う。子育て応援パスポート事業の店舗数を重点事業にするのではなく、生理用品を全区有施設や学校へ配布するなどして、それを重点事業にしたらどうか。	
66	近場(子どもが自分で行ける範囲)に買い物できる場所がない。(※)	
67	中野区はファミリー世帯が住める住宅が少ない。子育て世代を増やせない理由の1つではないか。空き家をリノベーションして子育て世帯向けの住宅にできないか考えてほしい。	子育て世帯に適した立地、居住面積や子育てに資する施設・サービスを備えた住宅を誘導し、子育てしやすい住まいの供給を促進していく。 空き家の利活用やリフォームについては、民間の専門家団体や事業者団体と連携して相談を実施している。また、子育て世帯を含む、住宅確保要配慮者のみを入居させるセーフティネット専用住宅として登録する民間賃貸住宅については、子育て世帯に対応した改修費の一部補助を実施している。
68	暗くなってからの帰り道は、不審者がいるかもしれないので怖い。(※)	犯罪などから子どもを守るため、青色防犯パトロールカーの運行や地域の防犯パトロール団体への支援、通学路の見守りなど、子どもが安心して地域で過ごせるよう犯罪防止の取組を進めていく。
第4章 子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し		
69	自主保育は、外でのびのびと心と体を育み、保護者の子育ての孤立や不安をなくしてくれ、親子共に成長させてくれる素晴らしい保育のかたちである。現在、利用料の全額を個人で負担しているが、補助を出している自治体もある。中野区でも補助制度を設けてほしい。	区では、幼稚園、保育園、認定こども園や家庭的保育事業、小規模保育事業等により様々な世帯のニーズに対応するほか、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用についても利用料の負担軽減を図っている。自主保育は多様な保育の一形態として評価されるが、その活動支援については、今後の国や団体の動向等を踏まえ、研究していきたいと考える。
70	保育園を希望する人が増えている一方で、幼稚園の需要が減少しているが、幼稚園への経営支援について区はどう考えているのか。	就学前教育における私立幼稚園の重要性は認識しているが、女性の就業率の上昇に伴い、保育園に預けたいと考える保護者が増え、将来的には幼稚園の利用者数は減っていくと予測している。一方で、私立幼稚園には一時預かりの実施など、サービスの拡充をいただいている。運営が苦しい私立幼稚園があることも認識はしており、区としてどのような経営支援ができるか検討しているところである。
71	ファミリー・サポート事業の援助会員が少ない。今後援助会員を飛躍的に増やすのは難しいと思うが、代替措置などは考えていないのか。	ファミリー・サポート事業については、過去に利用した人にアプローチするなどして制度の周知と会員の募集をしている。ファミリー・サポート以外の事業も含めて一時預かり事業全体で需要に対応できるように検討していきたい。
第5章 計画の推進		
72	計画に記載している事業がどのように進んでいるのか、進捗状況や結果について共有してほしい。	計画に記載している事業について、毎年度、各事業の実施状況や成果指標の進捗状況等を事業実績として取りまとめ、ホームページ等で公表する。
計画全体に関すること		
73	中野区教育ビジョンに記載されている事業と重複しているものもあるが、両者の関係はどうなっているのか。	学校教育の内容や質に関することについては教育ビジョンで定めているが、両者が関係する部分については整合を図っている。関係性について、3ページの「他の計画との関連」に追記する。
74	子どもの権利を普及促進するために「こども」「子ども」の3文字表記を進めるべきだと思う。	中野区では、「子ども」の表記で統一している。
75	子ども・子育て支援事業を行っていくためには、優秀な人員の確保が必須となる。働き手の確保と人材育成について区がバックアップしていく必要があると思う。	子ども・子育て支援事業の推進には、人材確保と人材育成が重要であると認識している。 保育施設については、保育士等の処遇改善や宿舍借り上げ等、人材確保のための支援や各種研修の実施等による人材育成を行っている。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

○ 子どもからの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	意見の概要	区の考え方
第3章 計画の展開		
目標Ⅰ 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する		
1	子どもの声を聴く・感じ取るには、経験の積み重ねによる専門性が必要である。また、声に気持ちを寄せそれを代弁して伝えられる「ゆとり」も必要であり、保護者にも労働時間と経済的なゆとりが必要であると考え。子どもの権利に関する条例にも記されたように、今後の取組には、子どもに関わる大人への支援や働く条件の向上などを検討することを記載してほしい。	子どもの言葉にならない(できない)考えや思いも含めた子どもの意見を受け止めるために、幅広い方法を活用して子どもの声を聴く機会を確保していく。 また、保護者をはじめ、子どもと関わる周囲の大人の負担や悩みを軽減するための様々な支援や取組について、計画に記載している。
2	支援が必要な子どもや家庭への施策が多く、トップ層を伸ばしていく施策がない。ギフテッドの子どもへの支援や区立小中学校での算数・英語の習熟度別授業の推進を検討してはどうか。また、ほとんどの子どもは生活で英語を使っておらず、学校の授業にとどまっている現状を踏まえ、一層の英語教育の充実を図るため、学校以外で英語を使う場所を提供してはどうか。	中野区子ども総合計画は、59ページに記載のとおり基本理念を実現するための5つの目標を掲げ、その目標に資する取組を推進していくための計画である。 学校教育の内容については、現在策定を進めている中野区教育ビジョンの中で充実を図っていきたい。
3	「小・中学生文化芸術振興事業」について、ぜひ促進してほしい。 各小中学校の体育館を使って、演劇団体による学校公演を年1回行ってほしい。	実施にあたっては、事業の主旨を踏まえ、児童・生徒の意見を参考に各学校ごとに希望する実施内容や方法を決定し、学校ごとに特色ある事業となるよう工夫して行う予定である。
目標Ⅱ 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する		
4	ファミリー・サポート事業がやや使いづらい。例えば、子どもの送迎は出発場所または到着場所のどちらかに保護者がいる必要があるが、学童から習い事に送ってもらいたいといったニーズに対応できず、民間サービスを利用しなければならない。もう少し使いやすいように改善できないか。	ファミリー・サポート事業は、地域の中で助け合いながら子育てをする相互援助活動である。利用会員と協力会員が安心して活動をするために、送迎時は出発場所または到着場所において、保護者による引き継ぎを必要としている。 利用会員だけでなく協力会員にとっても安心安全な活動ができるようにするための制度であることをご理解いただきたい。
5	中野東図書館は子育て支援、ビジネス支援を謳って新設され、子育て支援アドバイザーにより専門の相談先情報が得られることもあるため、子育てに関する相談を実施する場所として、中野東図書館を記載するべきではないか。	中野東図書館の子ども・子育て支援をテーマとしたフロアでは、子育て支援アドバイザーが子育て支援に関わる情報提供や相談機関の紹介など、本の紹介にとどまらないサービスを提供している。 このサービスは、図書館サービスの一環として行っているものであり、子育てに関する相談事業として行っているものではないため、計画には記載しない。
6	「実質的なひとり親家庭への支援」(金銭給付)事業は、親権争いを激化させ、正当な理由のない親権獲得を助長するため、反対する。また、離婚は夫婦関係を解消する手続きに過ぎず、ひとり親とは他方親の不存在(死別、失踪、勾留、接近禁止命令)のみとすべきだと考える。	この事業は、事実上離婚状態であるにも関わらず、法的に離婚が成立していないため、児童扶養手当等のひとり親に関する手当の要件に該当しない方を経済的に支援するために実施するものである。
目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する		
7	保育園の待機児童ゼロを維持するためには、地域ごとの人口動態、出生率を把握・予測する必要がある。 また、子どもが毎日安心して遊ぶ権利や学ぶ権利が保障されるために、待機児童対策を優先した結果、保育環境が置き去りになっていないか、保育の質の向上に大切なことは何かなど検証を行い、より子どもに寄り添った環境整備を行ってほしい。 区立保育園の数は、少なくとも10園を継続し、区の責任において行う保育のスタンダードとして存在してほしい。	今後長期的には子どもの数が減っていく中で、教育・保育施設をどのように整備していくのか検討を進めているところであるが、待機児童ゼロを維持していくため、必要な地域に必要な数を整備していく予定である。 また、保育の質の向上に資する施策についても引き続き推進していく。 区では、保育の質の維持・向上、障害児保育など今後の区立保育園が担うべき役割及び民間保育所の定員充足の状況を踏まえ、当面の間は、現行の10園を存続する予定である。

NO	意見の概要	区の考え方
8	<p>「保育園等の指導検査の充実」については、単に法令を遵守しているかどうかにとどまらず、保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保育園と保護者が良好な関係を築いているかといった観点でも指導検査を行い、結果を公表してほしい。</p>	<p>指導検査においては、児童福祉法等をはじめ関係法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況及び区が別に定める指導検査に係る基準・方針等に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講じている。 結果についてもホームページで公表している。</p>
9	<p>園庭がない保育園に保育士を増員してほしい。子どもを公園へ連れて行った際の置き去りや交通事故、遊んでいるときの見守り、怪我などの対応が必要である。 また、現在の保育士の基準では十分な保育はできない。基準よりも1名多く保育士を配置してほしい。</p>	<p>園外での保育については、安全に十分留意して行っているものと認識している。児童の安全を確保し、質の高い保育を行うには、保育士を適切に配置することが重要であり、区では国の基準を上回る保育士の配置基準を定めている。保育士の適切な配置については引き続き研究していくとともに、必要に応じ、国や都に対して基準の見直しを要望していく。</p>
10	<p>学童クラブが待機となり、高額な民間学童を使わざるを得ない家庭が一定数存在する。学童クラブの需要が偏っている現状を踏まえ、応募が募集定員に達していない学童クラブを中心に、昨今家庭のニーズが高いSTEAM教育や英語教育などの専門的な能力を持った人員を配置して、希望者を分散させてはどうか。区として特色のある学童クラブの展開にも資すると考える。</p>	<p>区が補助をしている民間学童クラブでは、特色ある運営を行っている施設もあり、今後もニーズを踏まえて、学童クラブの配置と運営について検討していく。 また、児童館、キッズ・プラザも含めて、魅力ある放課後の居場所となるよう、引き続き検討していく考えである。</p>

※ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見の統合を行っている場合がある。

中野区子ども総合計画
【令和5年度～令和9年度】

令和5年(2023年)3月
中野区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景・目的	2
2 計画の位置付け・他の計画との関連	3
3 計画期間・計画の対象	4
第2章 子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況	5
1 子ども・子育てをめぐる動き	6
(1)国の動向	6
(2)区の動向	9
2 中野区の状況	10
3 子どもへの意見聴取	48
第3章 計画の展開	55
1 計画の基本理念	56
2 基本理念を実現するための目標	57
3 計画を推進するため視点	58
4 計画の体系	59
目標Ⅰ 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する	60
(取組の方向性) (1) 子どもの権利に関する理解促進	61
(2) 子どもの意見の表明・参加の促進	65
(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	68
(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済	76
目標Ⅱ 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する	84
(取組の方向性) (1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	85
(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	93
(3) 子どもの発達・成長に応じた支援	98
目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	102
(取組の方向性) (1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	103
(2) 質の高い教育・保育サービスの提供	107
目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する	112
(取組の方向性) (1) すべての若者のすこやかな育成支援	113
(2) 若者の課題解決に向けた支援	117
目標Ⅴ 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	122
(取組の方向性) (1) 地域における子育て支援活動の推進	123
(2) 子育て世帯が住み続けたいくなる環境の整備	126

第4章	子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し	131
1	子ども・子育て支援事業計画について	132
2	教育・保育施設の現状と利用状況	133
3	子ども・子育て支援新制度の概要	135
4	需要見込みと確保方策	137
	(1)幼児期の教育・保育	137
	(2)地域子ども・子育て支援事業	141
第5章	計画の推進	157
1	計画の推進体制	158
2	計画の点検・評価の実施	159
参考資料		161
	用語解説	162

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・目的

○少子化、核家族化、保護者の就労状況の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

区では、保育所の待機児童の解消や子育てサービスの計画的な整備を進めるとともに、子どもと子育て家庭に関する様々な課題に対応するため、平成27年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育て家庭を地域全体で支援していくための取組を進めてきました。

令和4年4月には保育所の待機児童ゼロを達成しましたが、増加する児童虐待への対応や発達に課題や障害がある子どもへの支援、保育の質の向上など、引き続き課題に取り組んでいく必要があります。

○区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定し、同年4月から施行しました。条例では、区に関わる全ての人が子どもの権利を尊重する理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことが求められています。

また、区は、条例に基づき子どもに関する取組を推進していくとともに、子どもの権利の視点から、子どもに関する取組を検証していく必要があります。

○子どもの貧困が社会問題となり、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。区が令和元年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」においても、経済的に困窮している世帯の子どもが、学習、体験、食など様々な場面で困難な状況を抱えていることが窺えます。今後より一層、子どもの貧困対策を推進していく必要があります。

○全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。ところが近年、SNSに起因するトラブル、いじめ、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者をめぐる問題は深刻さを増しています。これまで以上に一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められています。

○このような背景を踏まえるとともに、令和3年9月に策定した「中野区基本計画」に基づき子ども政策を計画的かつ総合的に推進するため、中野区子ども総合計画を策定しました。

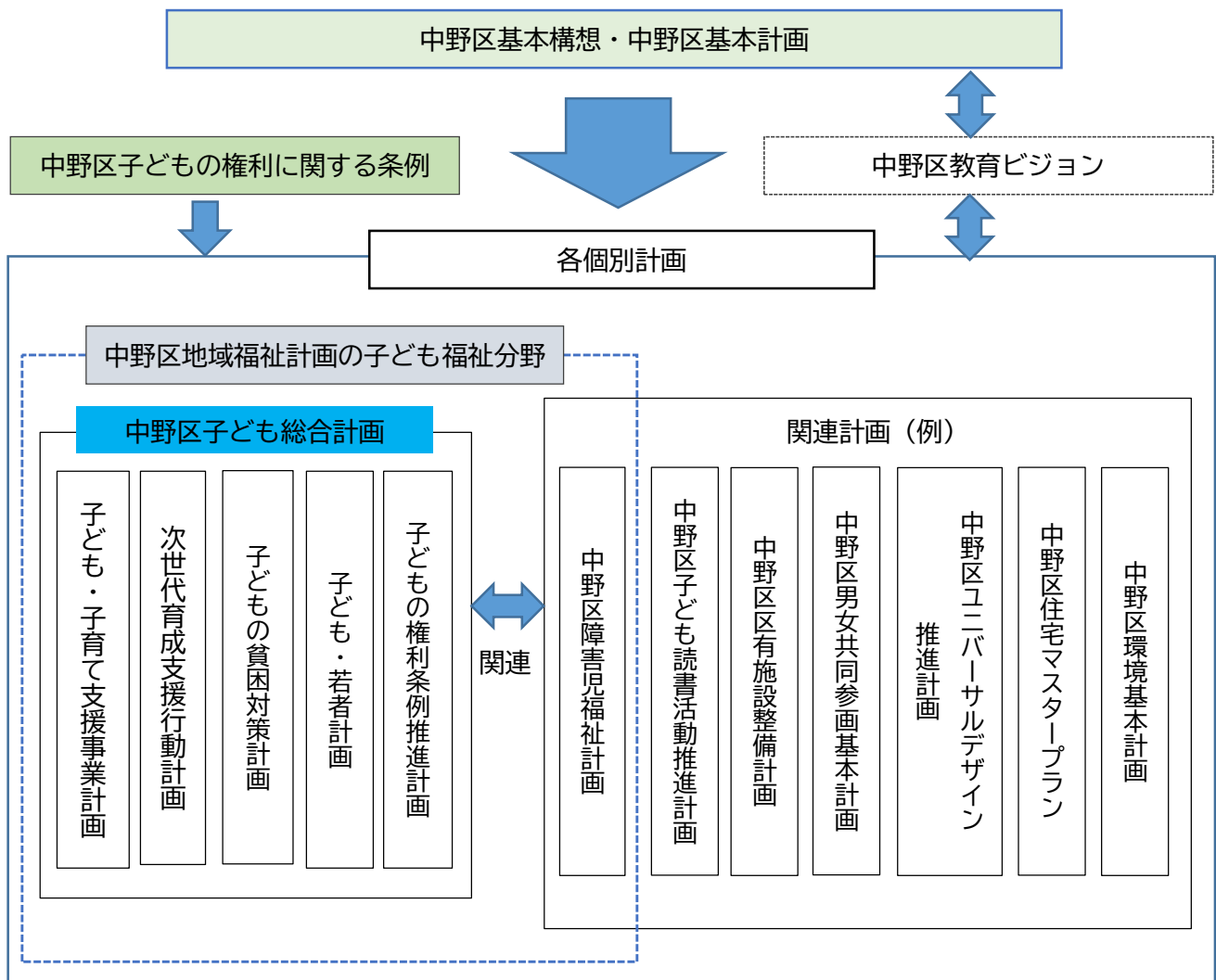
2 計画の位置付け・他の計画との関連

(1) 計画の位置付け

中野区基本構想及び中野区基本計画に基づく子どもに関する個別計画であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画とします。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤中野区子どもの権利に関する条例に基づく「推進計画」

(2) 他の計画との関連



3 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間としますが、第4章「子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間の見直し」については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に定める計画期間である令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）までの2年間とします。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、子ども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から30歳まで、施策によっては概ね39歳まで）とその家族とします。

0～5歳	6～12歳	13～18歳	19～29歳	30～39歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
子ども				
		若者		



第2章

子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況

1 子ども・子育てをめぐる動き

(1)国の動向

① 子ども・子育て支援新制度

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和元年10月には、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

② 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。さらに、令和元年6月に同法が改正され、子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた支援であること、基本理念として、子どもの最善の利益が優先して考慮されること等が明記され、区市町村における計画策定が努力義務となりました。

令和元年11月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

③ 子ども・若者支援

子ども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。その後も子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和3年4月に第3次となる大綱が策定されました。

改定後の大綱では、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の5つの基本方針が掲げられ、社会総掛かりで取組を促進することが求められています。

④ 児童福祉法の改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。一部を除き、令和6年4月から施行されます。

この改正では、区市町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置に努めることや、一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上、社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化などの内容が盛り込まれました。

⑤ こども基本法の成立

これまで日本には、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を包括的に保障する基本法が存在しませんでした。令和4年6月にこども基本法が成立し、令和5年4月から施行されます。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

⑥ こども家庭庁の創設

令和4年6月に、こども家庭庁設置法がこども基本法と同時に成立しました。令和5年4月に法が施行されるとともに、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局にこども家庭庁が設置されます。こども家庭庁は、子ども政策に関し他省に属しない事務を担い、各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組むこととされています。また、これまで別々に担われてきた司令塔機能がこども家庭庁に一本化されます。

⑦ SDGs(持続可能な開発目標)

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、経済・社会・環境の広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

SDGs17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2)区の動向

① 中野区子どもの権利に関する条例の制定

区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例には、子どもの権利の保障の基本理念、区、区民、事業者等の役割、場面ごとに特に保障されるべき権利や子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組、子どもの権利の相談及び侵害からの救済の仕組み等を定めています。

また、条例に基づいた子どもの権利侵害からの速やかな救済と子どもの権利の保障を図るための機関として、令和4年9月に子ども相談室を開設しました。

② 中野区児童相談所の設置

平成28年5月に児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、すこやかな成長・発達や自立等を保障される等の権利を有することが明確化されるとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。これを受け、区は令和4年4月に中野区児童相談所を設置しました。これまで児童虐待への対応は、区の子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して行っていましたが、中野区児童相談所設置後は、区において一貫して対応ができるようになりました。

また、児童相談所の設置に伴い、児童福祉審議会の設置に関する事務や里親の認定に関する事務等が東京都から移管されました。

③ 中野区子ども・若者支援センターの開設

区は、令和3年11月に中野区子ども・若者支援センターを開設しました。子ども・若者支援センターの中に児童相談所を開設し、同建物内に移転した教育センターと連携しながら、家庭環境や児童虐待に関する相談、教育上の悩みや不登校に関する相談を受け付けているほか、39歳までの若者とその家族の相談、発達に課題や障害のある子どもに関する就学相談を行っています。

また、若者相談事業として、義務教育終了後から39歳までの若者が、進学や就職などの進路について気軽に話したり、ゆっくり過ごせる居場所として「若者フリースペース」を設けています。

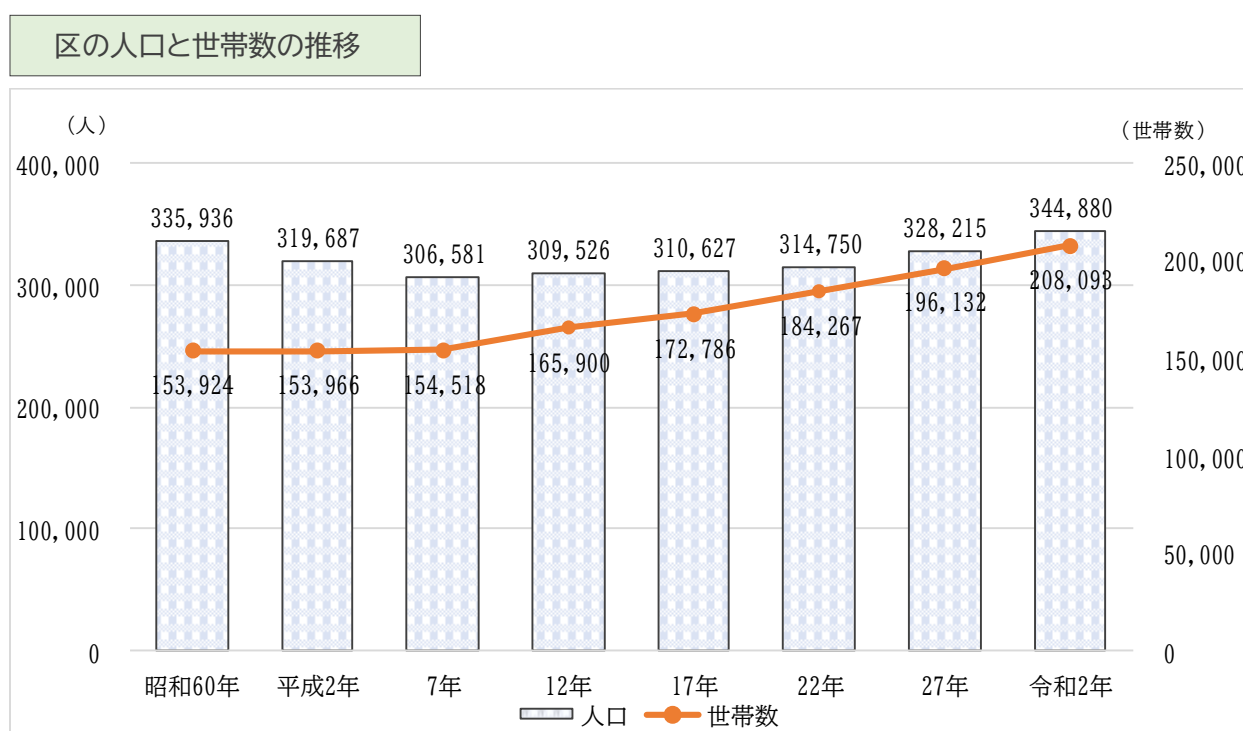
2 中野区の状況

(1) 中野区の人口等の推移

① 区の人口と世帯数の推移

区の人口は、平成7年に306,581人まで減少しましたが、以降増加傾向となり、令和2年には344,880人となっています。

世帯数については、平成7年までほぼ横ばいで推移していましたが、以降増加傾向に転じ、令和2年には208,093世帯となっています。

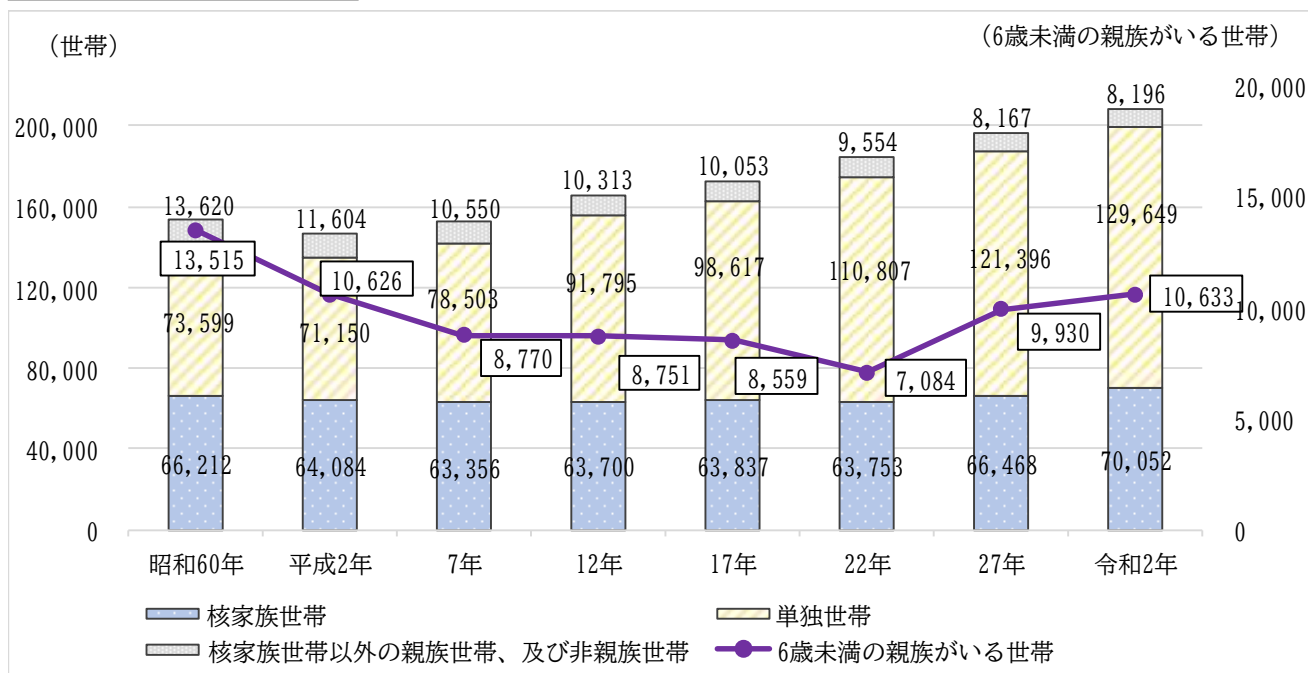


【出典：国勢調査】

② 区の世帯類型の推移

区の単独世帯の数は、昭和60年に73,599世帯でしたが、令和2年には129,649世帯まで増加し、一般世帯に占める割合は62.4%となっています。核家族世帯の数は、昭和60年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、一般世帯に占める割合は昭和60年の43.2%から令和2年の33.7%と減少傾向にあります。また、6歳未満の親族がいる世帯は、平成22年まで減少傾向でしたが、平成27年以降増加に転じています。

区の世帯類型の推移



【出典：国勢調査】

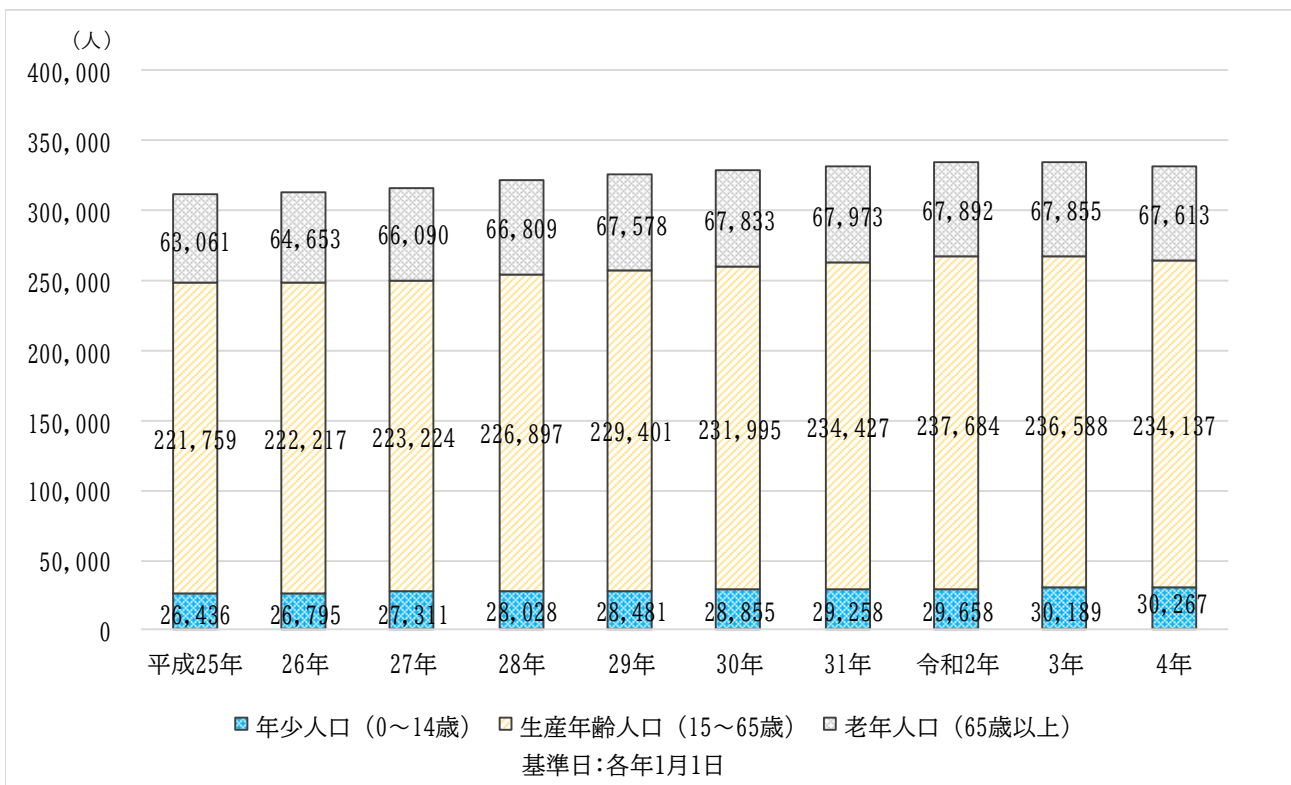
【注】

- 世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があります。一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えている単身者、②前述の①の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者をいいます。また、施設等の世帯とは、寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内居住者、矯正施設の入所者などをいいます。
- 世帯の家族類型については、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、「親族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」に区分してあります。親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯です。非親族世帯とは、2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員がいない世帯です。単独世帯とは、世帯員が一人の世帯です。なお、核家族世帯とは、親族世帯のうち、①夫婦のみの世帯②夫婦と子どもからなる世帯③男親と子どもからなる世帯④女親と子どもからなる世帯をいいます。

③ 区の年齢3区分別の人口の推移

区における令和4年の年齢3区分別の人口をみると、年少人口(0歳から14歳)及び生産年齢人口(15歳から65歳)が区全体の人口の8割を占めています。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口(65歳以上)のいずれも平成25年以降増加傾向にあります。

区の年齢3区分別の人口の推移

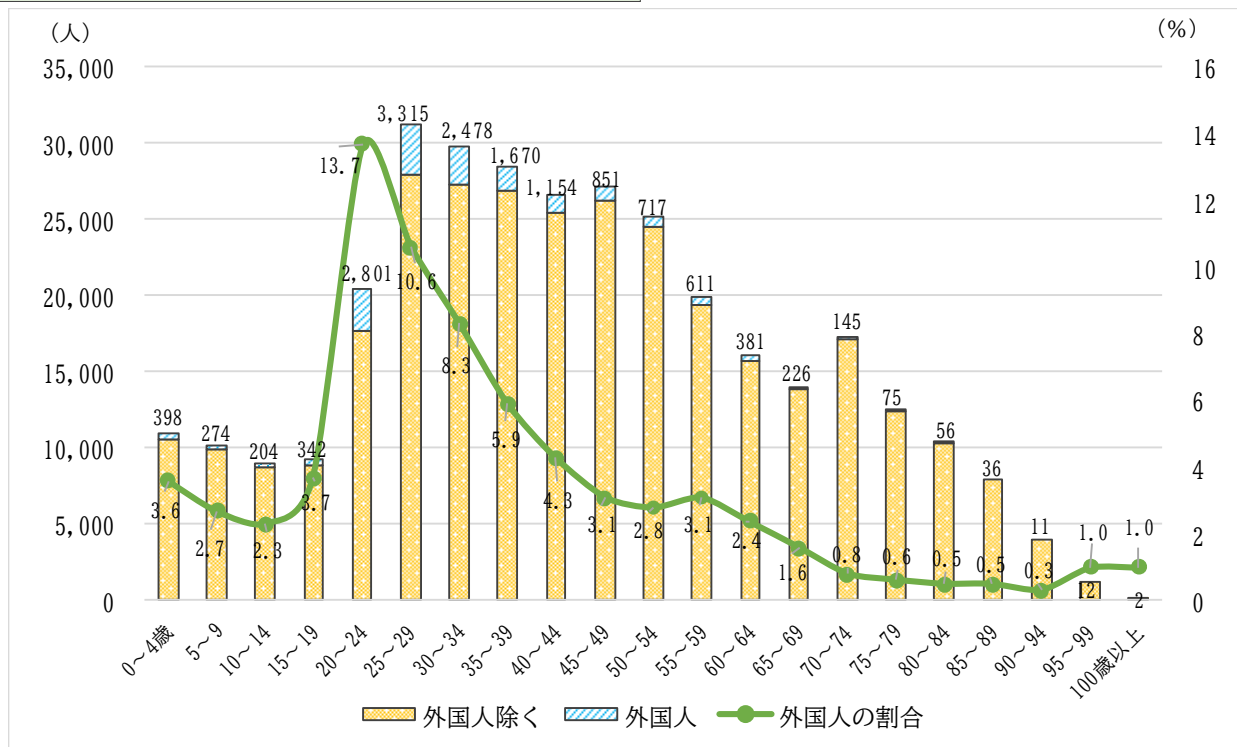


【出典：中野区統計書】

④ 区の外国人人口

区における外国人住民の割合を5歳ごとにみると、20歳から24歳が13.7%と最も高く、次いで25歳から29歳が10.6%、30歳から34歳が8.3%となり、その後年代が高くなるにつれ、減少傾向となっています。

区の外国人住民の割合(令和4年1月1日現在)

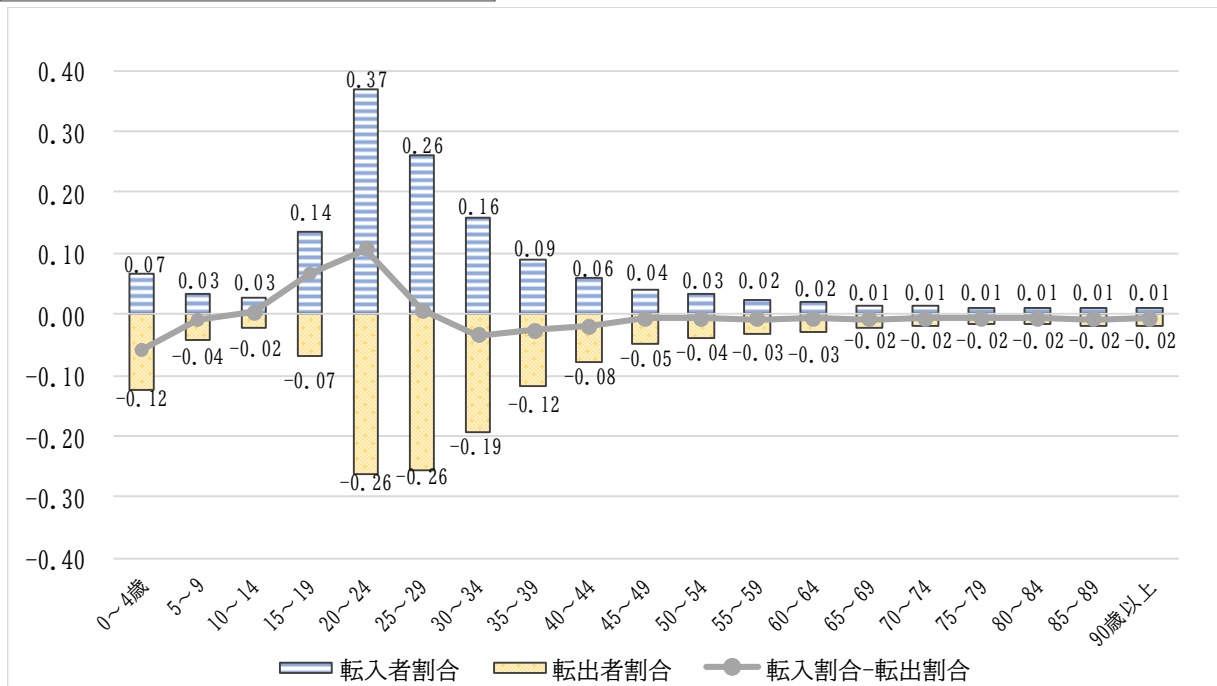


【出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」】

⑤ 区の転入者・転出者の状況

区における令和3年の転入者・転出者の状況をみると、15歳から19歳、20歳から24歳は転入超過となっている一方、0歳から4歳及び子育て世帯を多く含むと考えられる30歳代から40歳代は転出超過の傾向となっています。また、20歳代と30歳代の転入者・転出者が多い傾向にあります。

区の転入者・転出者の状況(令和3年)



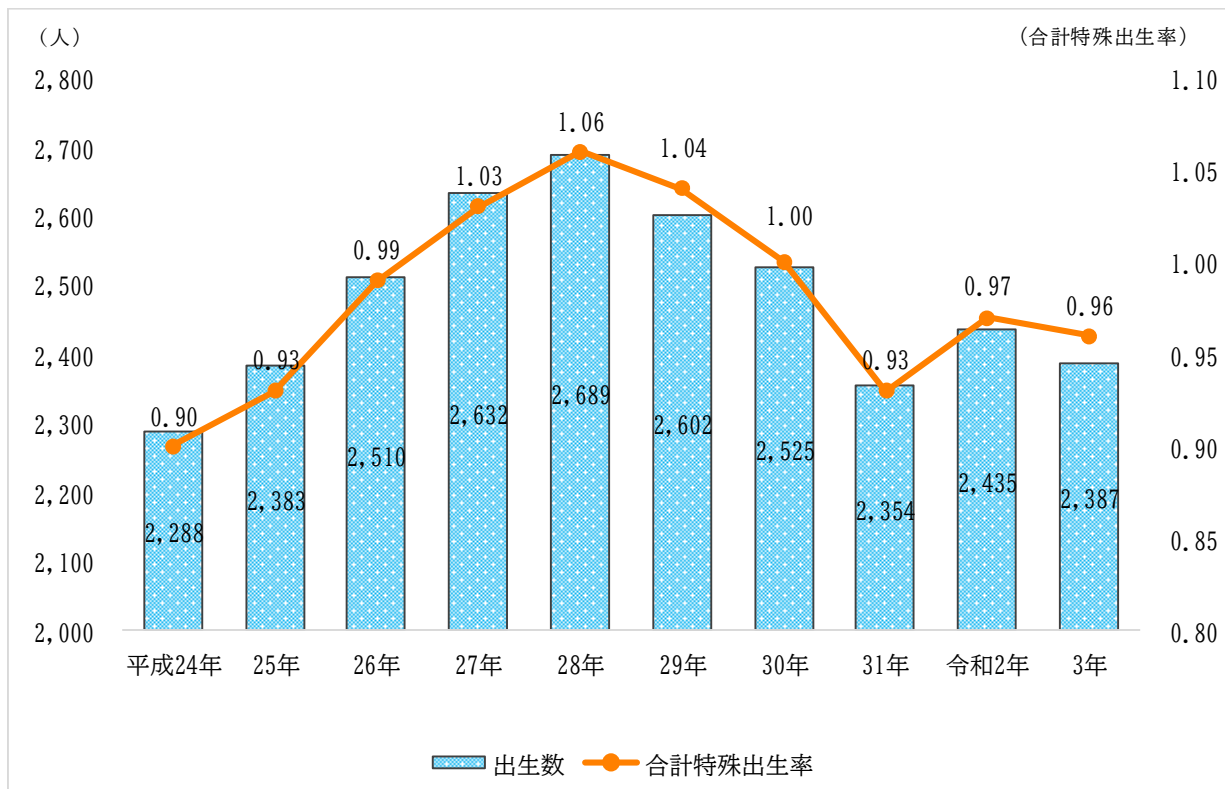
【出典：住民基本台帳】

(2) 出生・出産の現状

① 区の出生数と合計特殊出生率

区における出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じています。令和2年に出生数、合計出生率ともに若干増加しましたが、令和3年は再び減少しています。

区の出生数と合計特殊出生率の推移

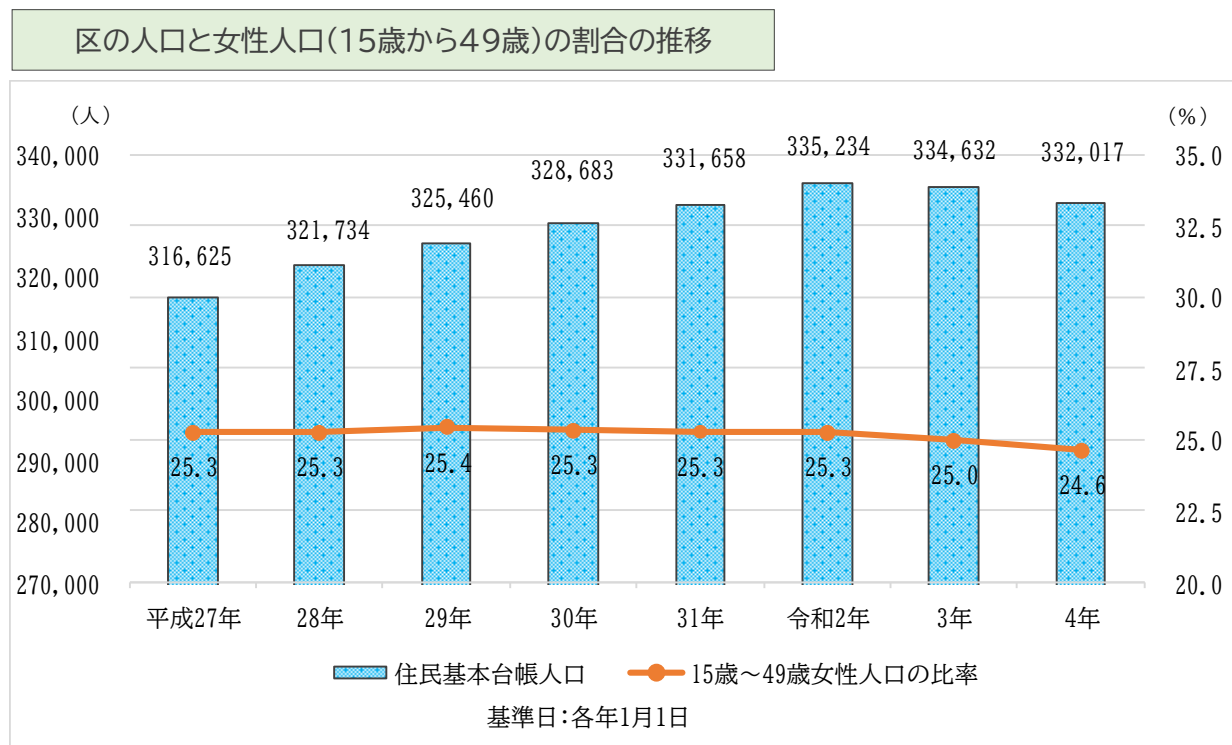


【出典：健康福祉部統計】

※合計特殊出生率…15歳から49歳の女性の年齢別出生率の合計。1人の女性が、仮にその年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子どもの数を表す。

② 区の人口及び女性人口(15歳から49歳)の割合の推移

平成27年に316,625人だった区の人口は、令和2年に335,234人まで増加し、この間の15歳から49歳の女性人口の割合は25.3%前後で推移していました。しかしながら、令和3年以降区の人口は微減となり、15歳から49歳の女性人口の割合は、令和4年には24.6%に減少しています。

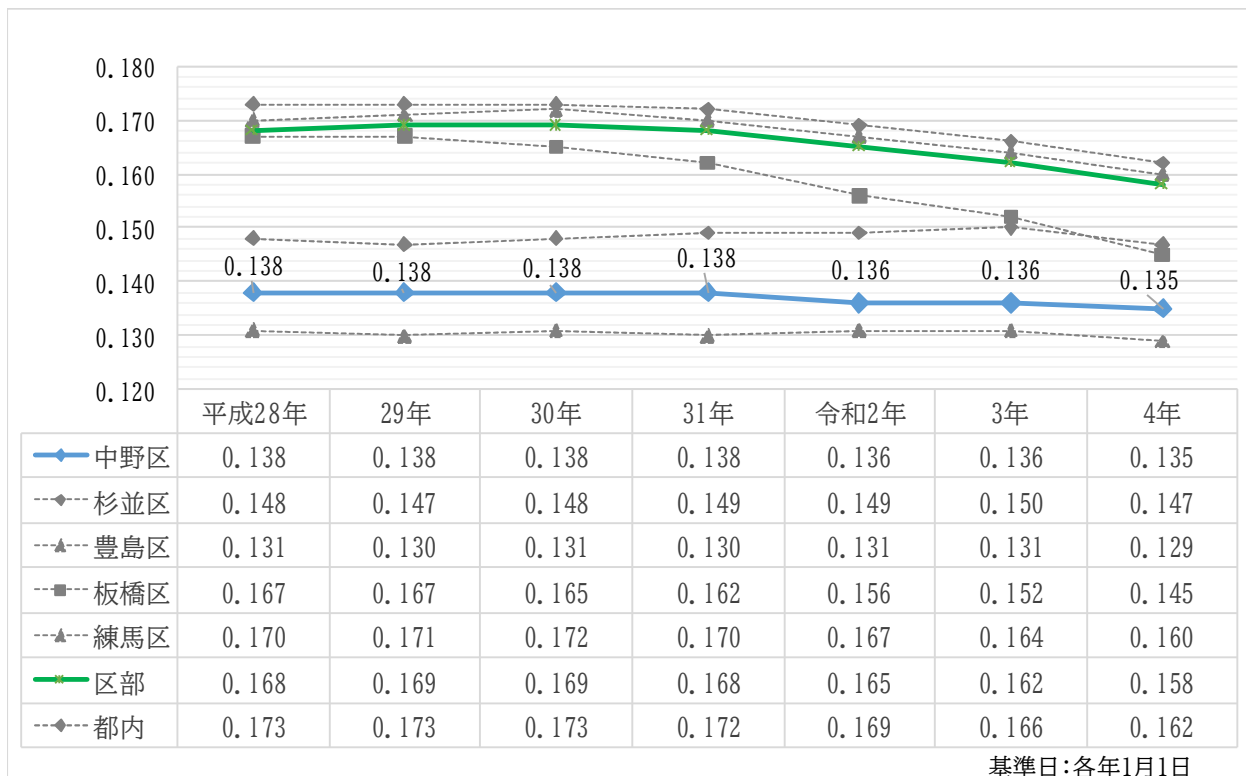


【出典：住民基本台帳】

③ 子ども女性比の推移

子ども女性比は、東京都全域で見ると平成31年までほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降は減少傾向となっています。区においても平成31年まで横ばいでしたが、それ以降は微減となっています。

東京都及び各区の子ども女性比の推移



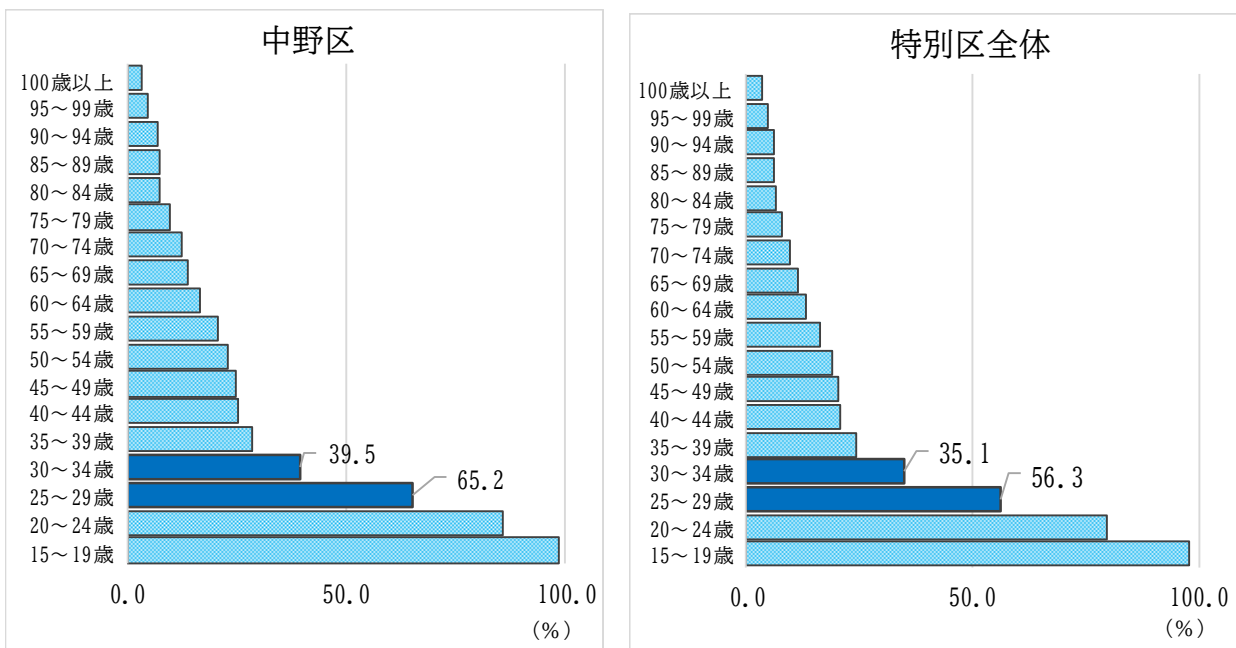
【出典：東京都及び各区ホームページ】

※子ども女性比…15歳から49歳の女性人口に占める0歳から4歳の人口の割合

④ 未婚女性の割合と配偶関係の割合

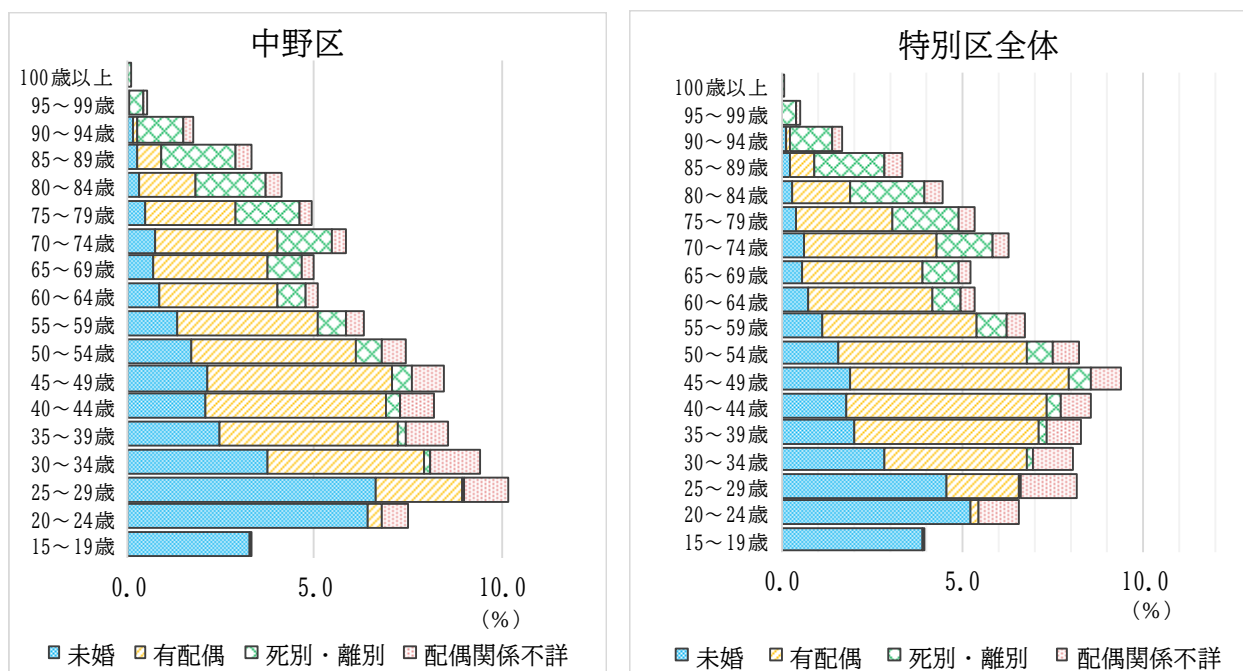
区における5歳ごとの年代別女性人口に占める未婚女性の割合をみると、令和2年度は、25歳から29歳で65.2%、30歳から34歳で39.5%であるのに対し、特別区全体では、25歳から29歳で56.3%、30歳から34歳で35.1%となっており、中野区は若い未婚の女性が多い傾向にあります。

5歳階級別の女性人口に占める未婚女性の割合(令和2年度)



【出典：国勢調査】

5歳階級別女性人口における配偶関係(令和2年度)

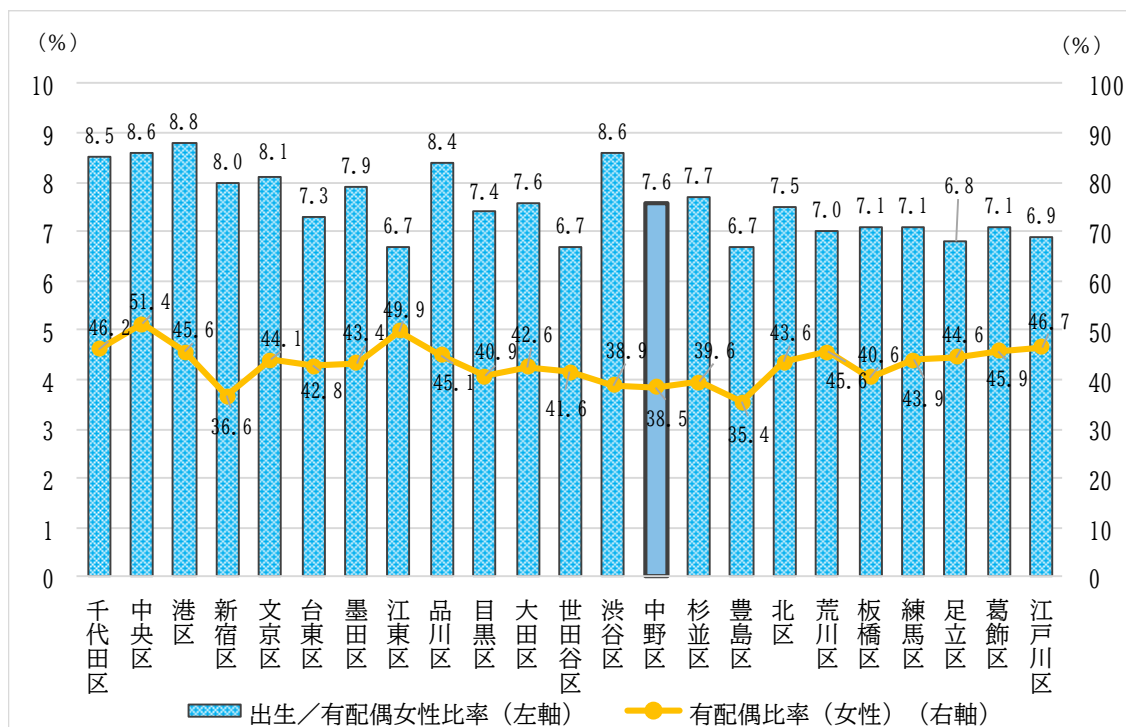


【出典：国勢調査】

⑤ 有配偶比率及び有配偶女性の出生率

区の15歳から49歳までの女性のうち、配偶者のいる女性の割合は38.5%で、23区中21番目となっています。有配偶女性の出生率をみると7.6%で、23区中10番目となっています。

有配偶比率及び有配偶女性の出生率の比較(令和2年)



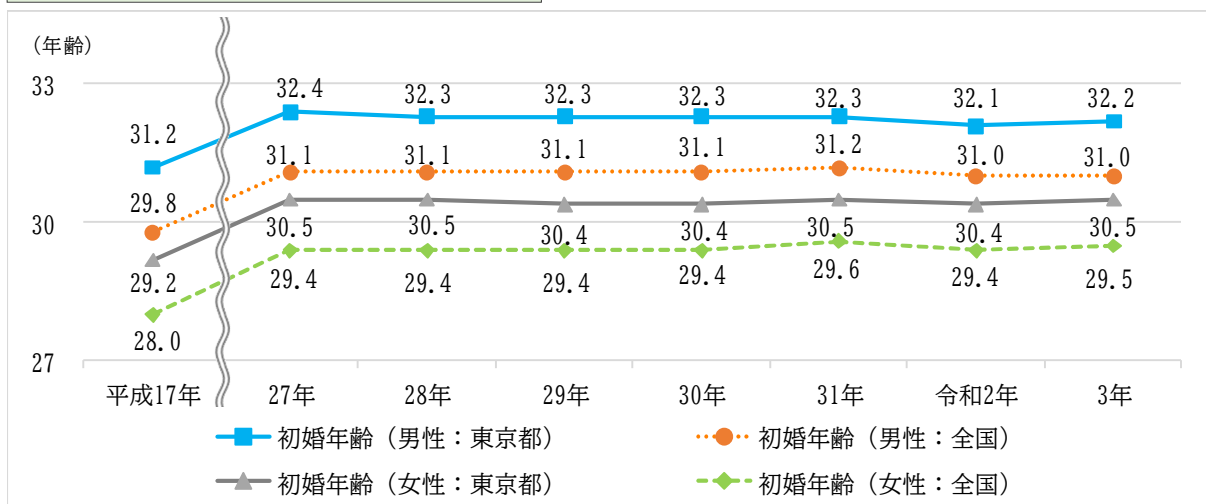
【出典：国勢調査及び東京都ホームページ】

⑥ 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、平成17年から平成27年までの10年間で、全国、東京都ともに1歳以上高くなりましたが、その後はほぼ横ばいで推移しています。

東京都は全国に比べ、初婚年齢が高い傾向にあります。

全国及び東京都の平均初婚年齢の推移

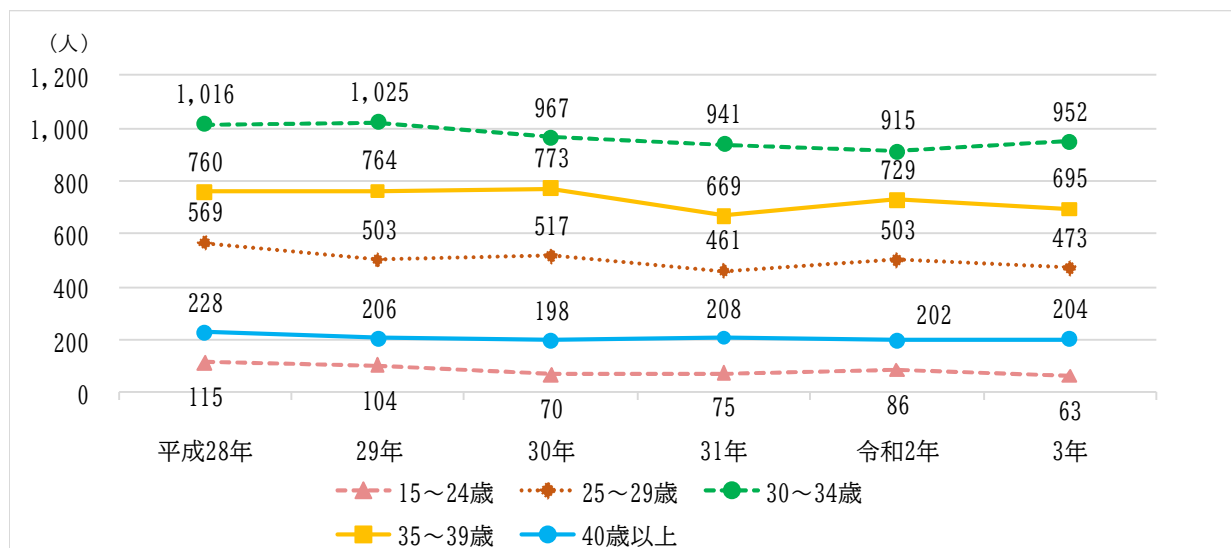


【出典：人口動態調査】

⑦ 区における母親の年齢別出産状況の推移

区における母親の年齢別出産状況をみると、30歳から34歳で子どもを産む女性が最も多く、35歳から39歳が2番目に多くなっています。

区の母親の年齢別出産状況の推移

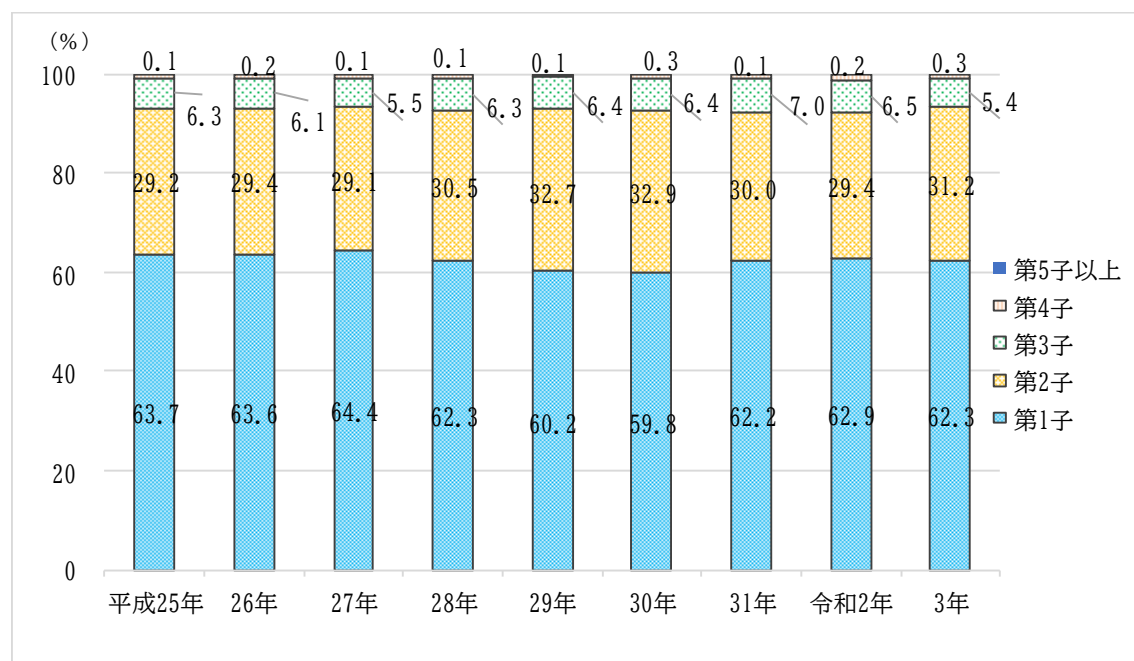


【出典：健康福祉部統計】

⑧ 区における母親の出生順位別の状況

区における出生順位(同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序)別の状況をみると、平成25年以降、第一子が60%前後、第二子が30%前後で推移しています。

区における母親の出生順位別の状況

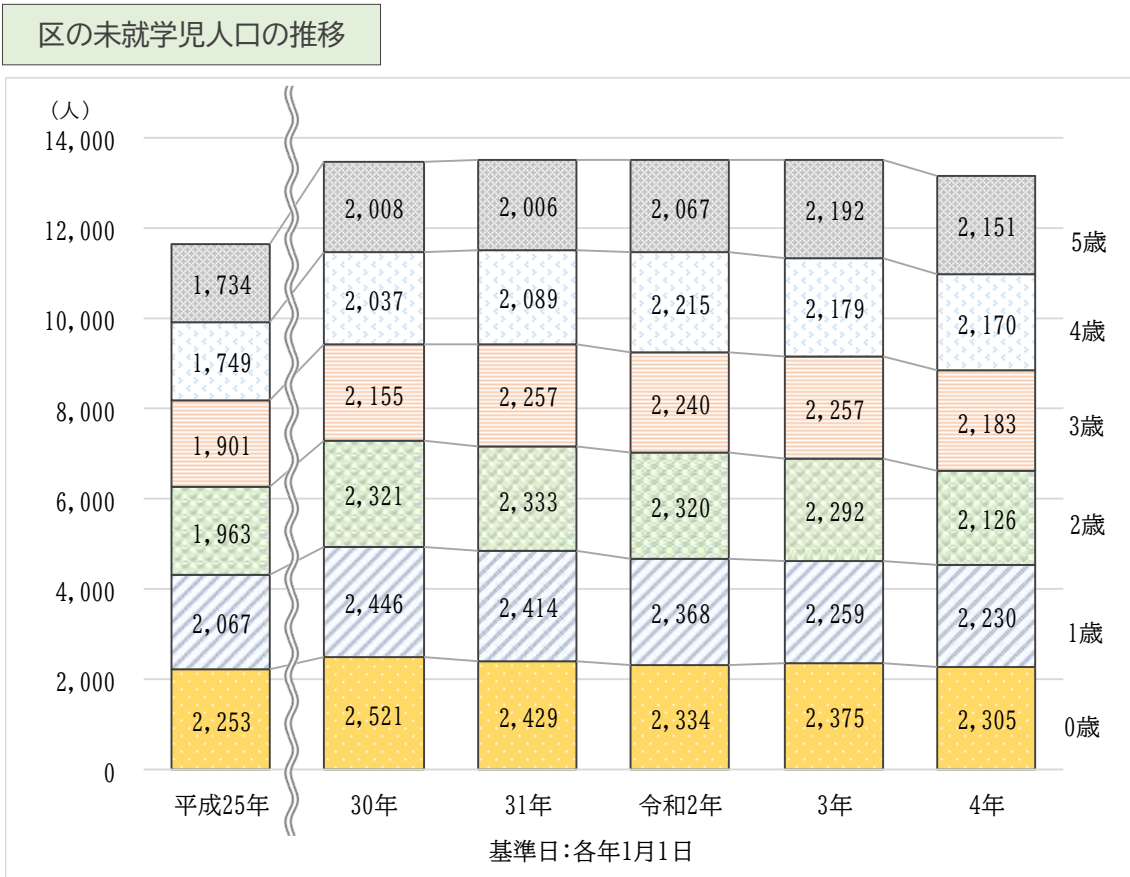


【出典：健康福祉部統計】

(3) 保育所、学童クラブの状況

① 区の未就学児の人口の推移

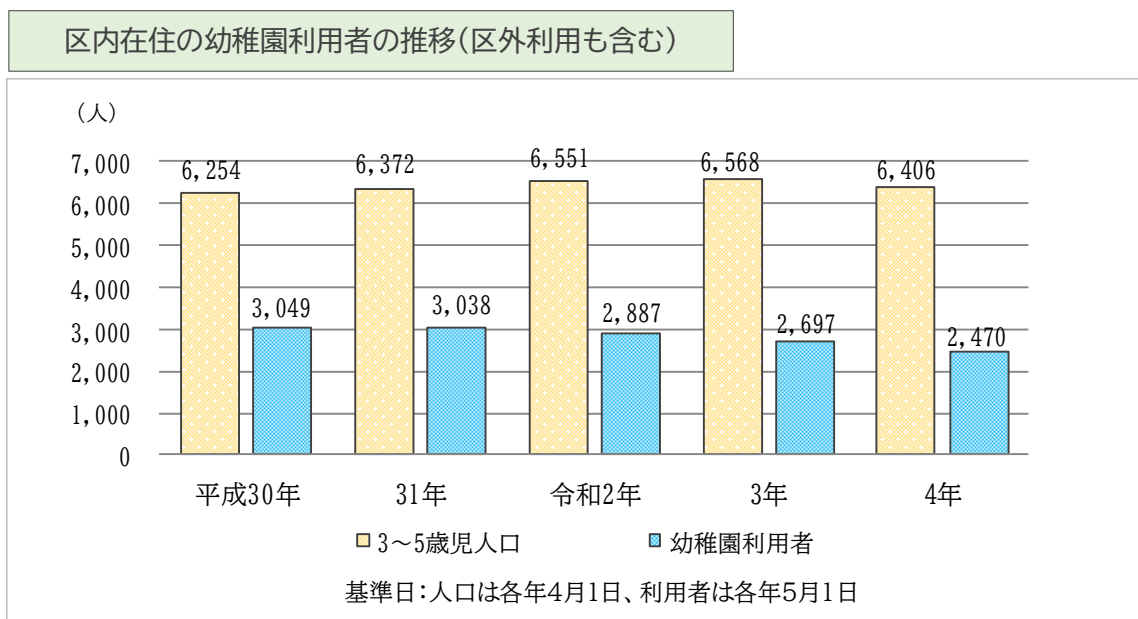
区における0歳児から5歳児までの人口は、平成25年から平成30年までの間に、約1,800人増加していますが、その後横ばいとなり、令和4年は減少に転じました。



【出典：住民基本台帳】

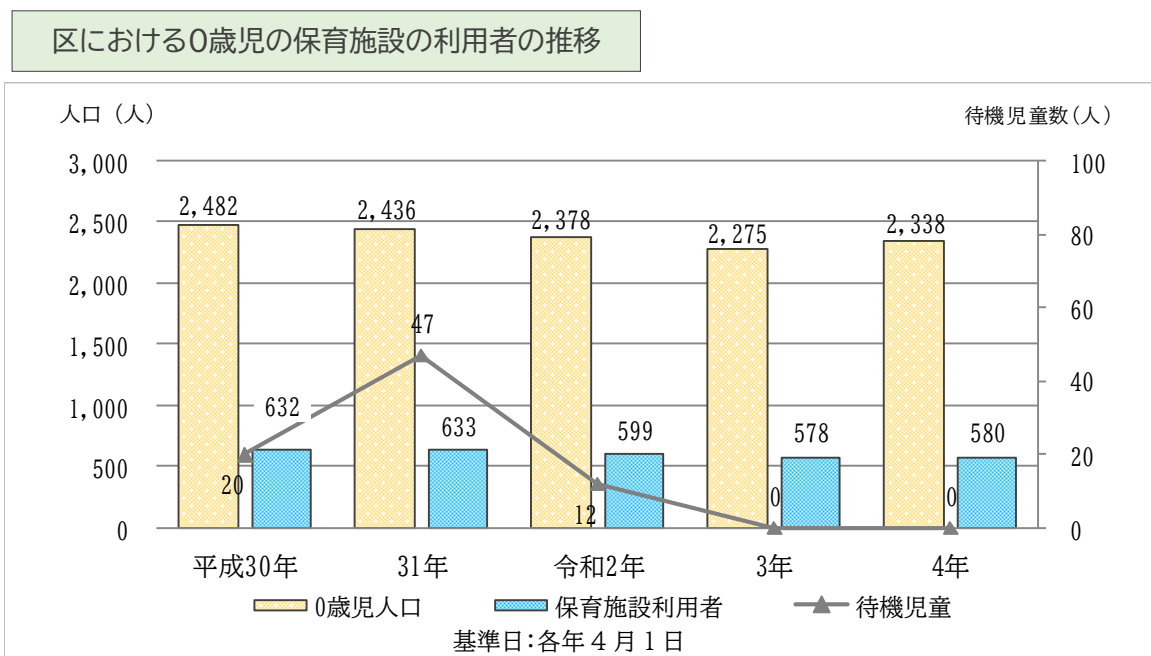
② 区の幼稚園、保育施設の利用状況の推移

区の3歳児から5歳児人口は令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年は減少しました。幼稚園利用者は平成30年以降減少しています。



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

区の0歳児人口と保育施設利用者は令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年は増加しました。令和3年には待機児童数がゼロとなりました。

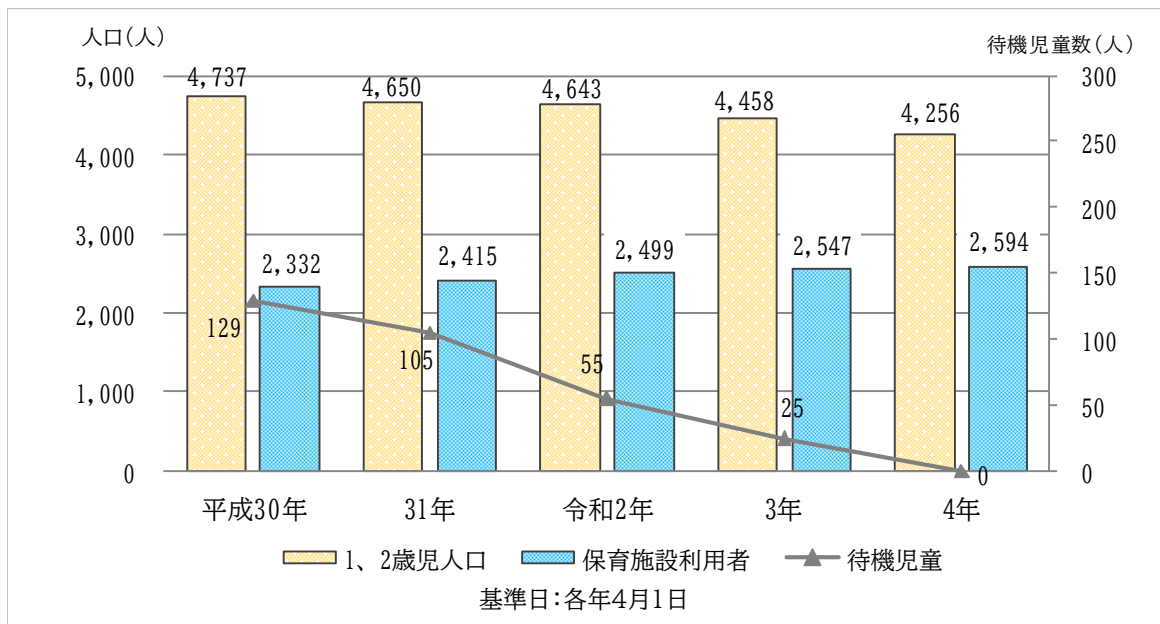


【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

※保育施設には、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業が含まれます。

区の1、2歳児人口は令和4年まで減少傾向にあります。保育施設利用者は増加傾向となっています。令和4年には待機児童数がゼロとなりました。

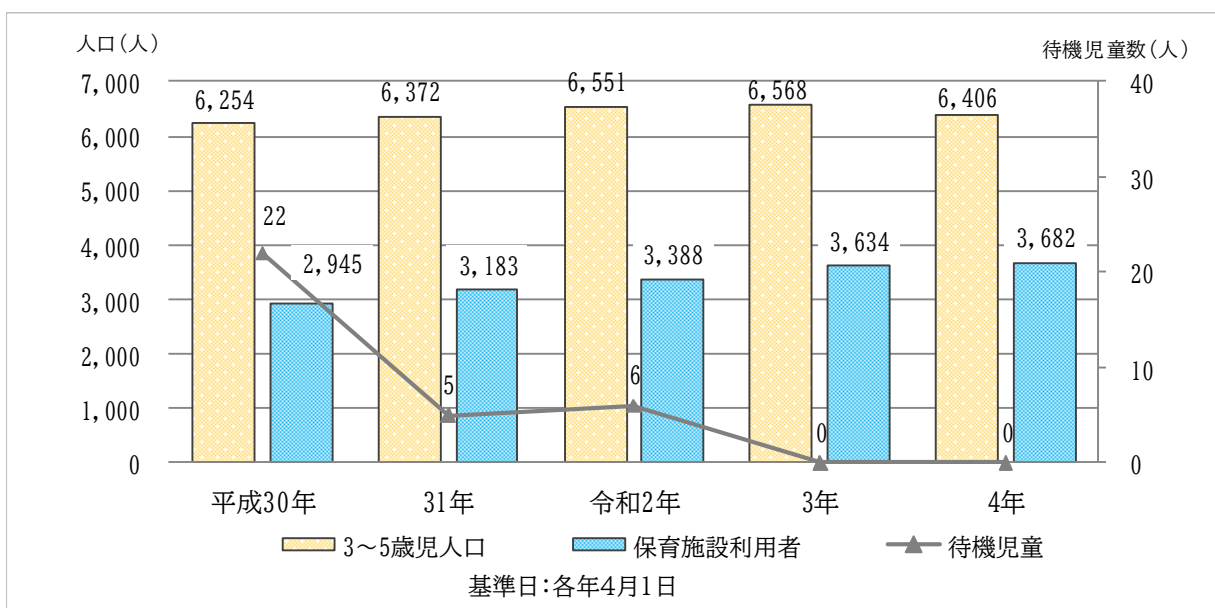
区における1、2歳児の保育施設の利用者の推移



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

区の3歳児から5歳児人口は令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年は減少しました。保育施設利用者は平成30年以降増加しています。令和3年には待機児童数がゼロとなりました。

区における3～5歳児の保育施設の利用者の推移



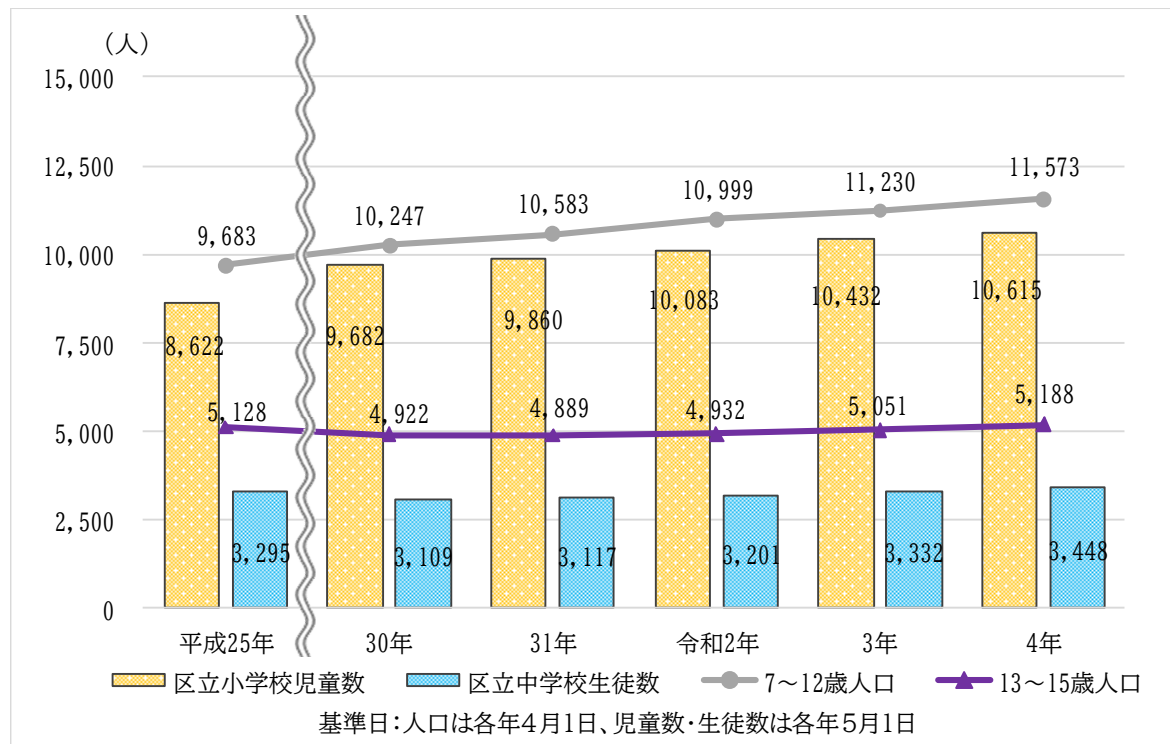
【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

③ 区の7歳から15歳までの人口と児童数・生徒数の推移

区の7歳から12歳までの人口は、平成25年以降増加を続けていますが、13歳から15歳までの人口は、ほぼ横ばいとなっています。

区立小学校の児童数は、平成25年以降増加し続け、令和2年には10,000人を超えました。区立中学校の生徒数は、平成25年以降ほぼ横ばいでしたが、令和2年以降微増しています。

区の7歳から15歳までの人口と区立小・中学校の児童数・生徒数の推移

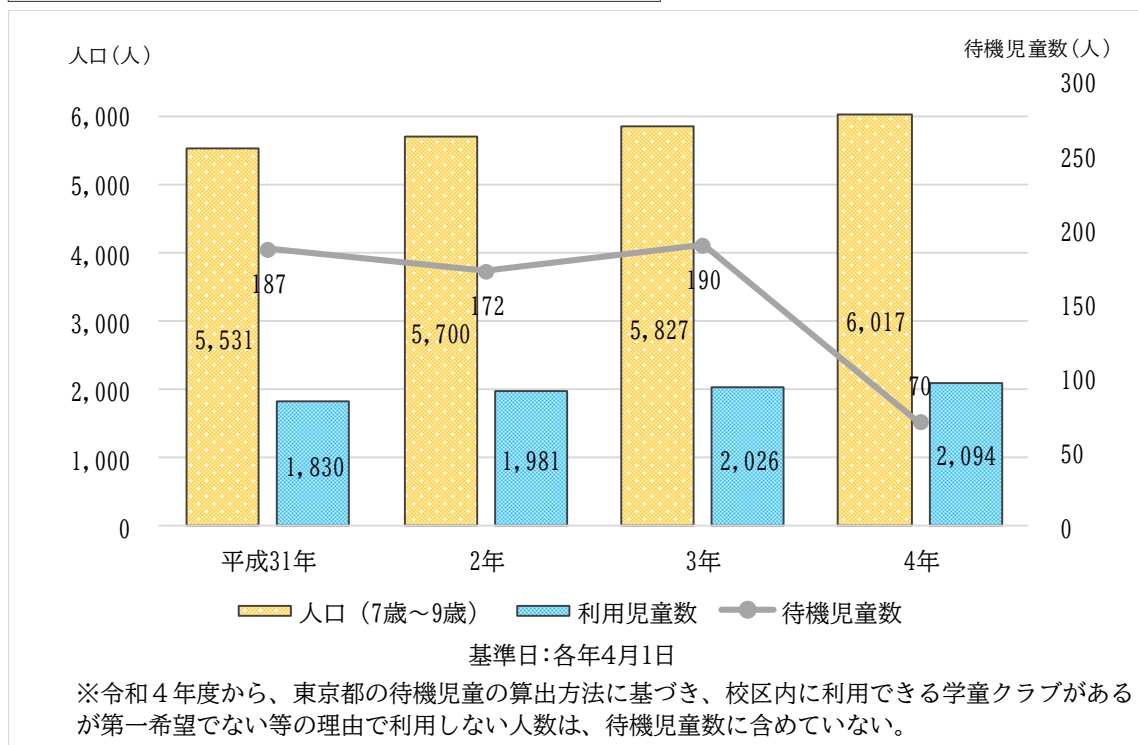


【出典：住民基本台帳及び教育委員会事務局統計】

④ 区の学童クラブの利用児童数と待機児童数の状況

区の7歳から9歳までの人口は増加傾向となっており、学童クラブの利用児童数も年々増加しています。令和3年の待機児童数は190人でしたが、令和4年は70人となりました。

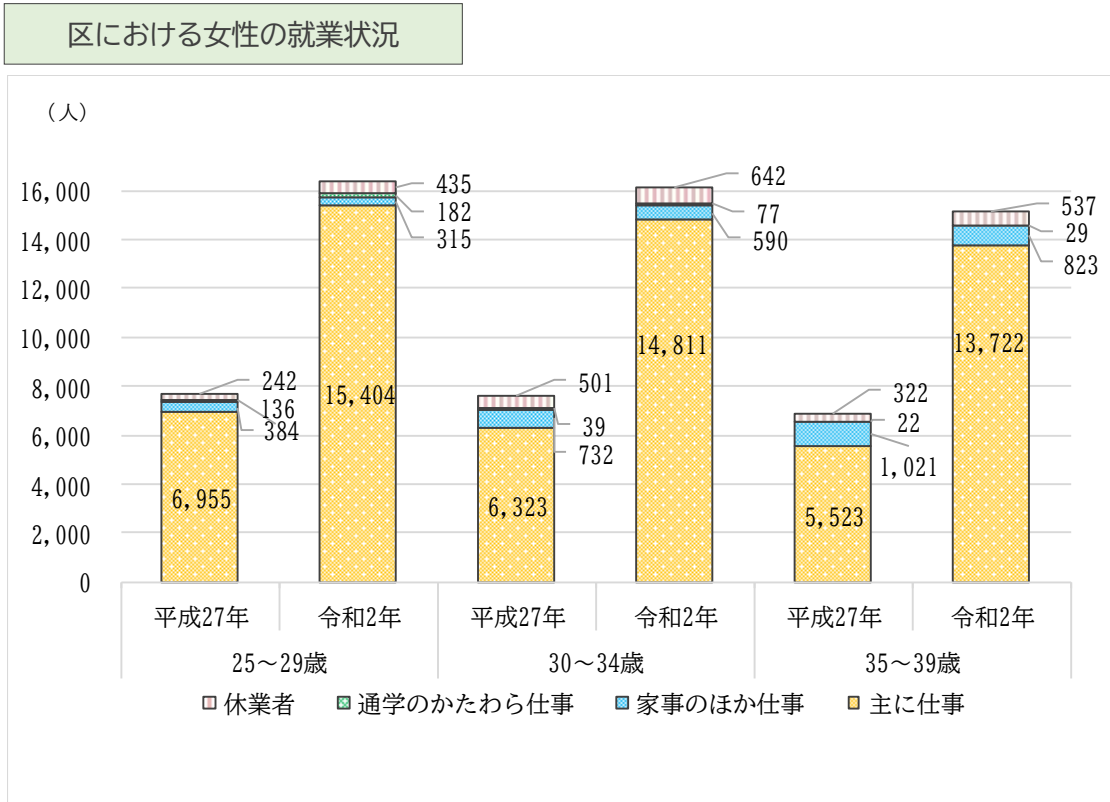
区の学童クラブの利用児童数と待機児童数の推移



【出典：住民基本台帳及び子ども教育部統計】

⑤ 区における女性の就業状況

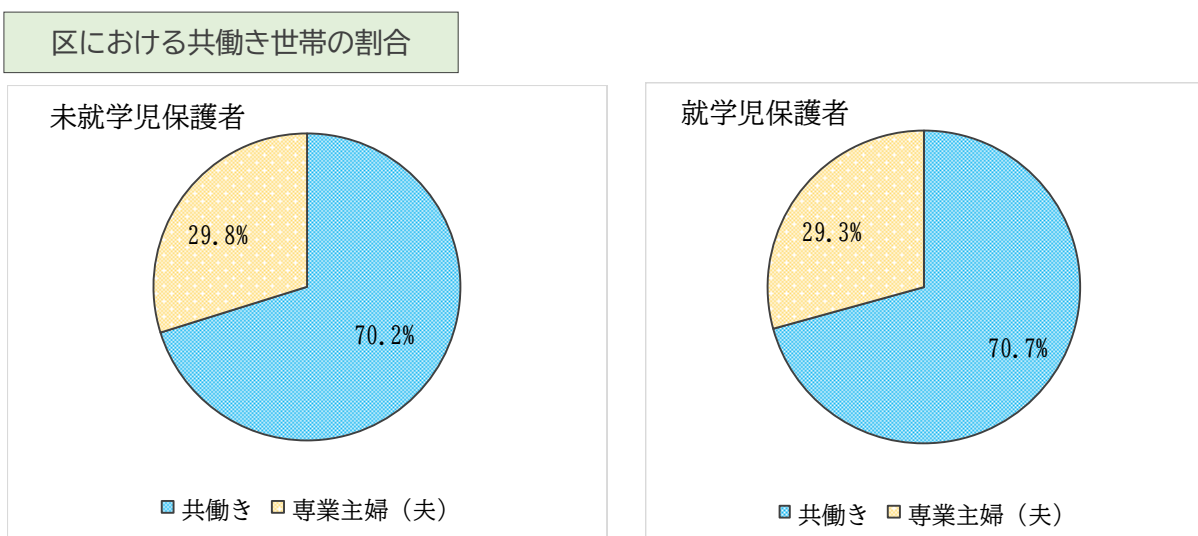
区における25歳から39歳までの女性の就業状況を5歳ごとの年代別にみると、主に仕事をしている女性の数が、令和2年は平成27年と比べていずれの年代も増加しています。



【出典：国勢調査】

⑥ 区における共働き世帯の割合

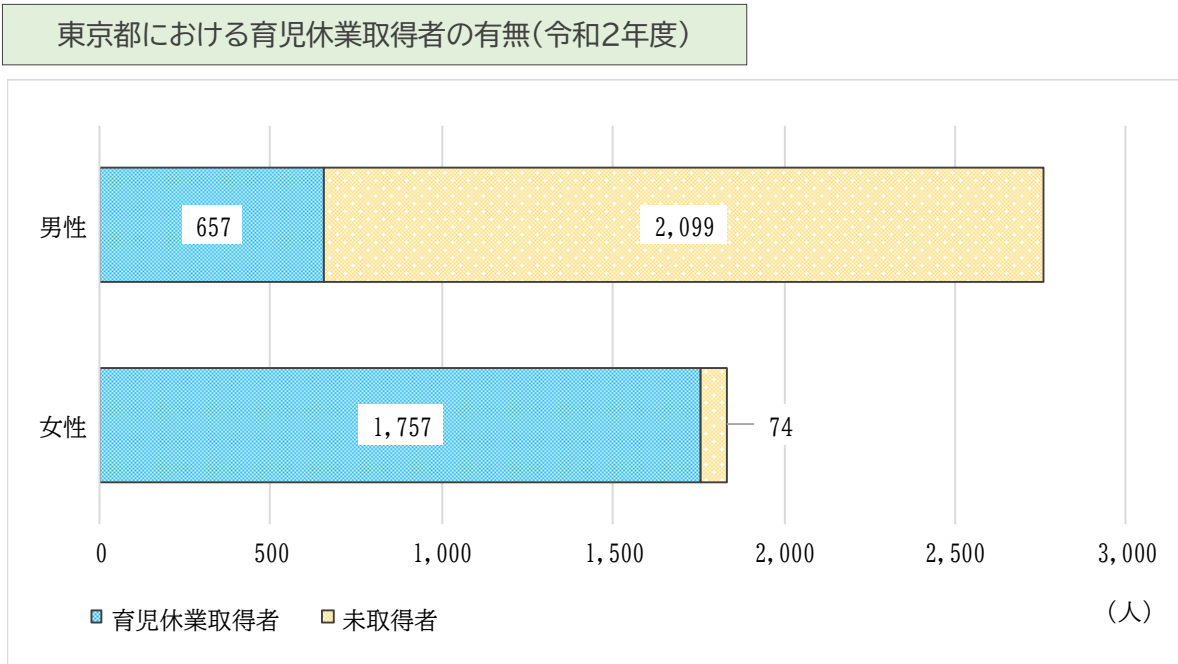
令和元年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」によると、区の共働き世帯の割合は、未就学児の保護者、就学児の保護者ともに7割を超えています。



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

⑦ 東京都における育児休業取得者の有無

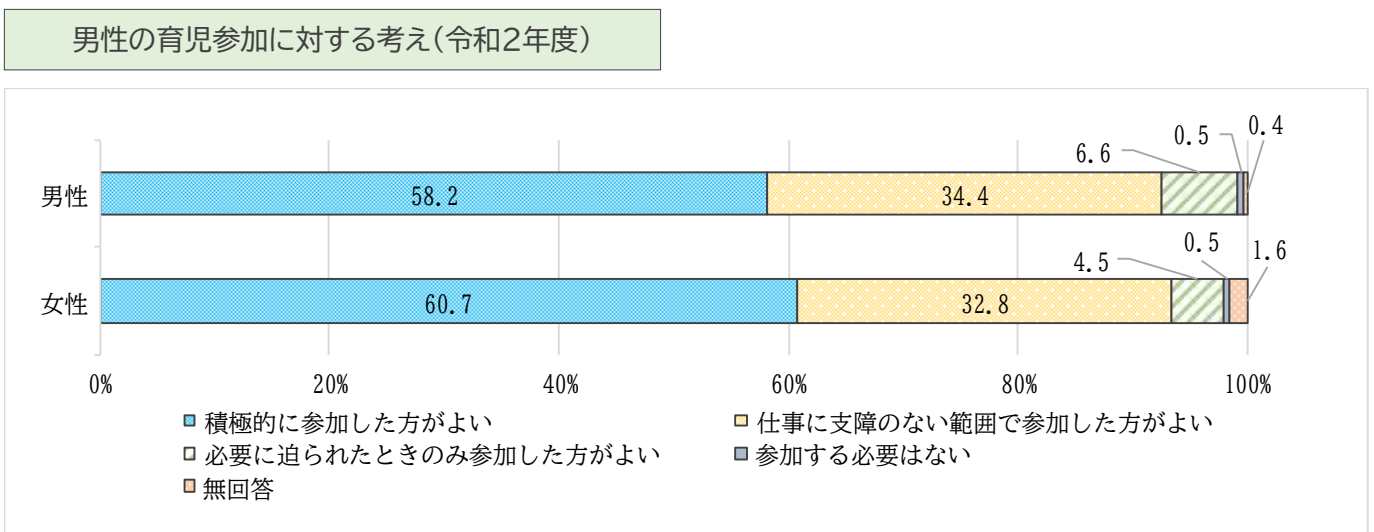
東京都内全域の従業員規模30人以上の事業所及び当該事業所の従業員を対象に実施した、東京都の「企業における男女雇用管理に関する調査」によると、令和2年度に育児休業を取得した男性は657人(23.8%)、女性は1,757人(96.0%)でした。女性の育児休業取得率は高い水準である一方、男性は低い水準となっています。



【出典：企業における男女雇用管理に関する調査】

⑧ 男性の育児参加に対する考え

上記⑦と同様の調査によると、男性の育児参加に対する考えについて、「積極的に参加した方がよい」と考えている割合は、男性が58.2%、女性が60.7%となっています。



【出典：企業における男女雇用管理に関する調査】

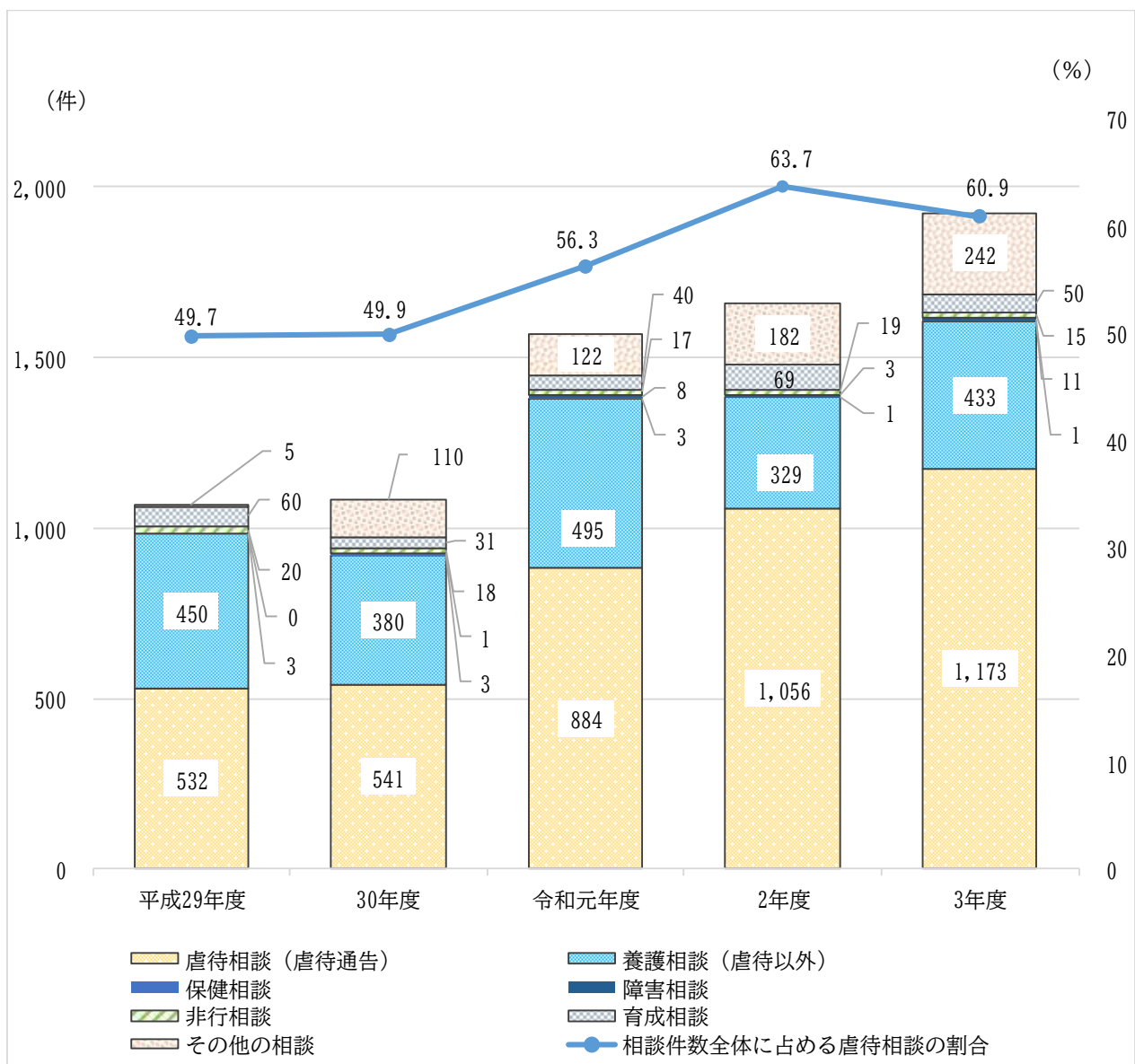
(4) 区における児童虐待の状況

① 子ども家庭支援センター相談件数の推移

区では、18歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談に対応し、必要な助言・指導など子育ての総合的な支援を実施する子ども家庭支援センターを平成12年6月に開設しました。令和3年11月29日からは、中野区子ども・若者支援センターがその機能の一部を担うとともに、令和4年4月1日から中野区児童相談所が児童虐待に対する対応を行っています。

子ども家庭支援センターで受け付けた相談件数は、年々増加しています。相談件数のうち大きな割合を占めるのが児童虐待相談で、令和3年度は約61%となっています。

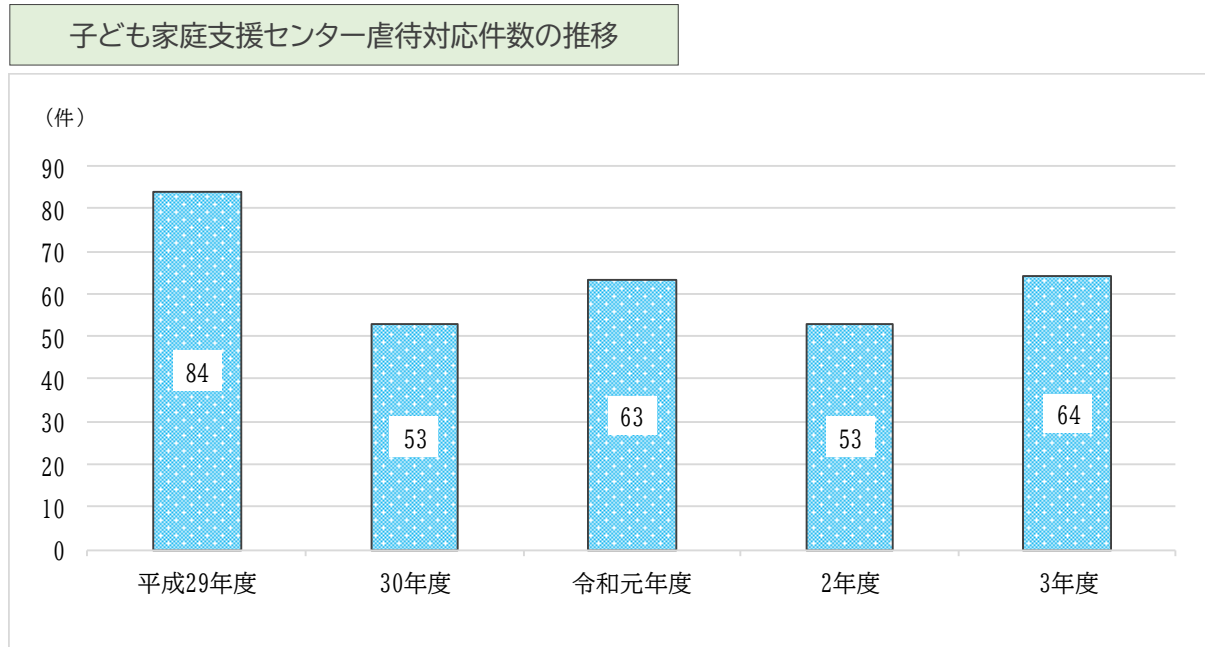
子ども家庭支援センター相談件数の推移



【出典：子ども教育部統計】

② 子ども家庭支援センター虐待対応件数の推移

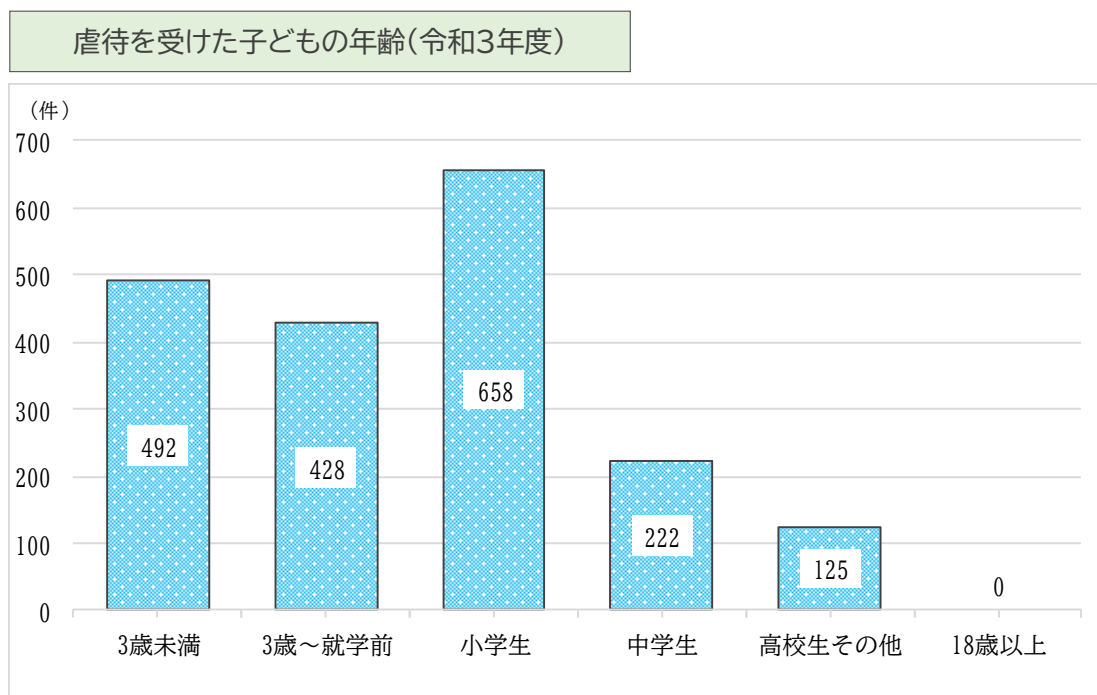
子ども家庭支援センターにおける虐待対応件数(新規継続指導の件数)の推移をみると、児童虐待ケースとして支援を行った件数は、平成29年度が84件と多かったものの、平成30年度以降は50件から60件台で推移しています。



【出典：子ども教育部統計】

③ 虐待を受けた子どもの年齢

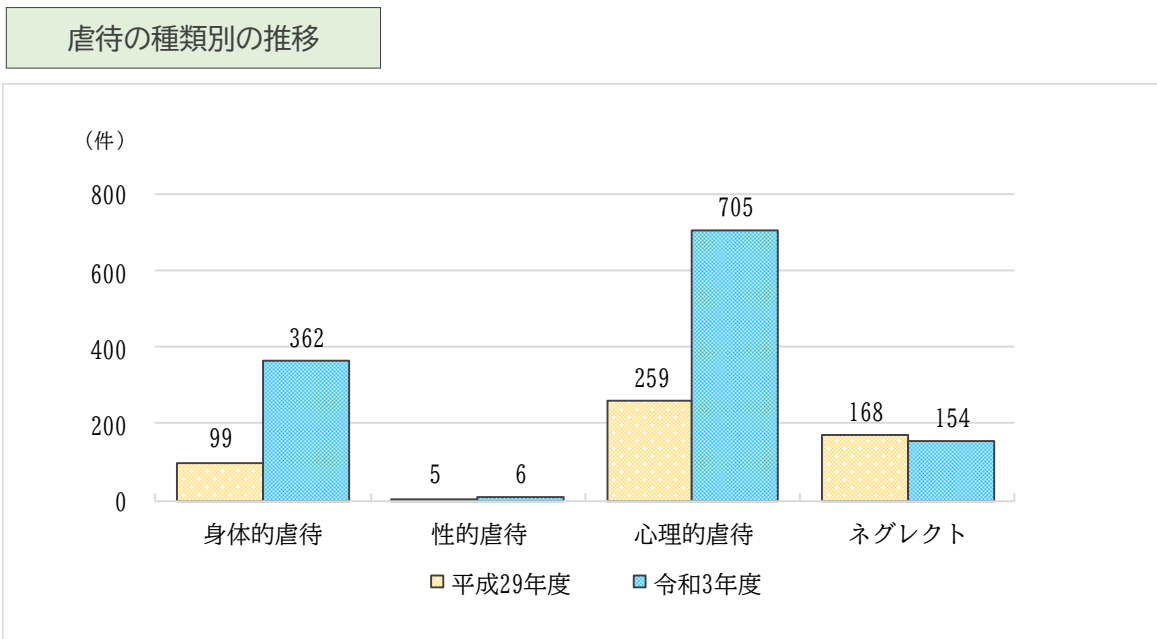
令和3年度の虐待を受けた子どもの年齢をみると、小学生が658件と最も多く、次いで3歳未満が492件、3歳から就学前が428件となっています。



【出典：子ども教育部統計】

④ 虐待種別の推移

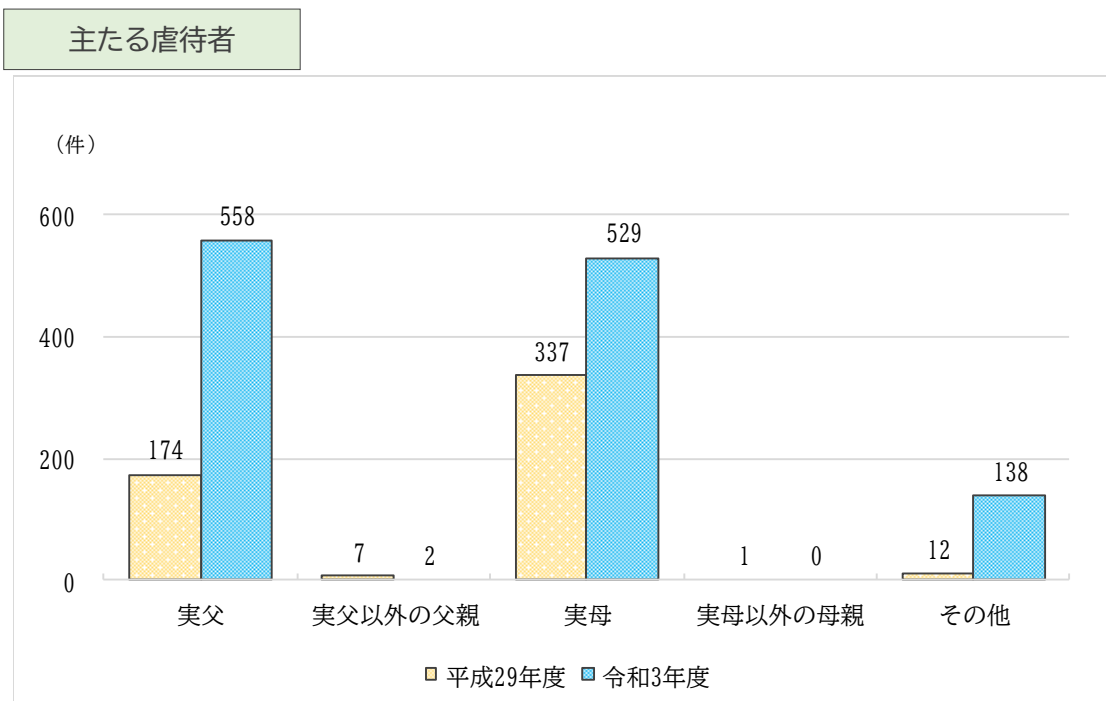
虐待の種類別の推移について、平成29年度と令和3年度を比較すると、身体的虐待が約3.7倍、心理的虐待が約2.7倍増加しています。



【出典：子ども教育部統計】

⑤ 子どもから見た虐待者の関係

子どもから見た虐待者の関係について、平成29年度と令和3年度を比較すると、実父、実母ともに件数が増加しています。特に実父については、約3.2倍も増加しており、令和3年度は実母の件数を上回りました。



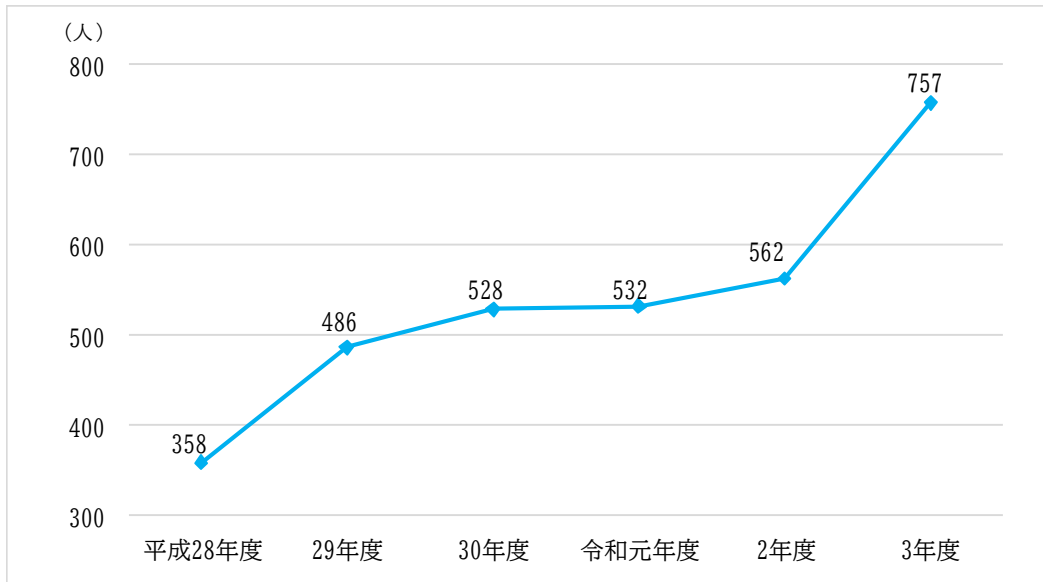
【出典：子ども教育部統計】

(5) 特別な支援を必要とする子どもの状況

① 区の未就学児発達支援対象者数

未就学児のうち、発達に課題や障害があり、児童発達支援事業の対象となった子どもの数は年々増加しています。令和3年度は、区立施設において児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援」を開始したこともあり、大幅に増加しました。

区の未就学児発達支援対象者数の推移

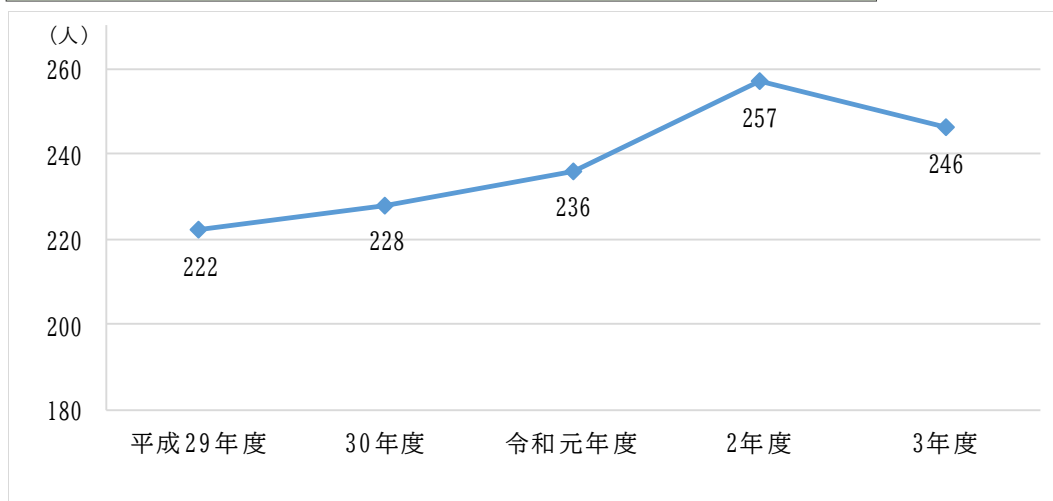


【出典：子ども教育部統計】

② 区内学童クラブにおける特別な支援を必要とする子どもの在籍数

区内学童クラブにおける特別な支援を必要とする子どもは、令和3年度は減少したものの、年々増加傾向となっています。

区内学童クラブにおける特別な支援が必要な児童受入数の推移

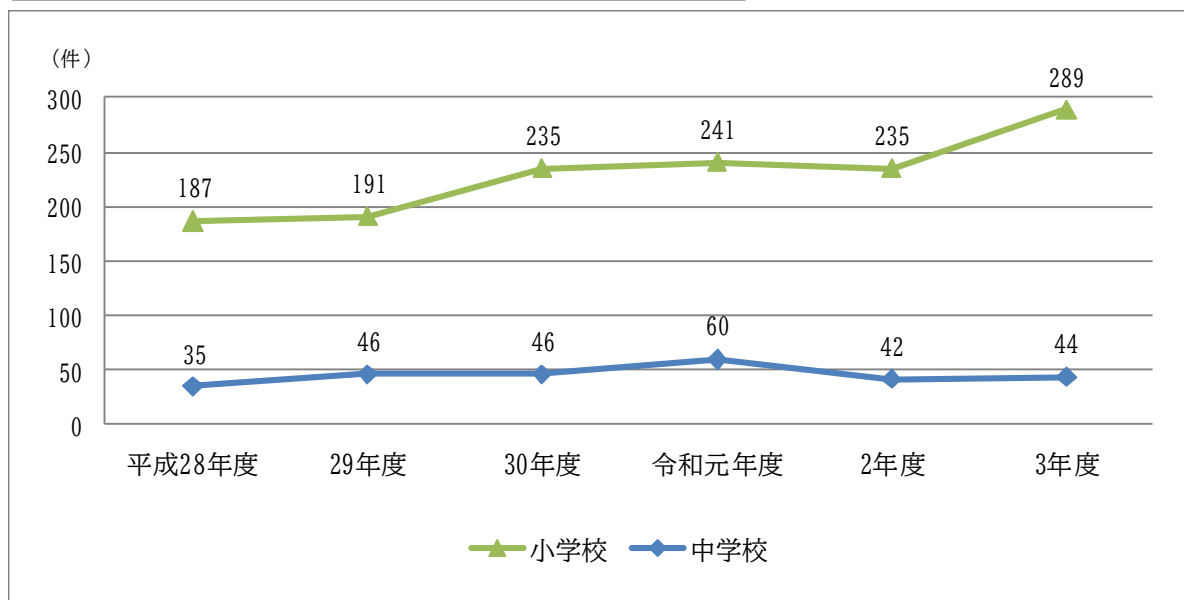


【出典：子ども教育部統計】

③ 区の就学相談等件数

区における就学相談(就学・転学・通級・巡回指導)件数をみると、小学校については、平成28年度の187件から、令和3年度は289件と大幅に増加しています。中学校については、令和元年度まで増加傾向でしたが、令和2年度に減少しています。

区の就学相談(就学・転学・通級・巡回指導)件数の推移



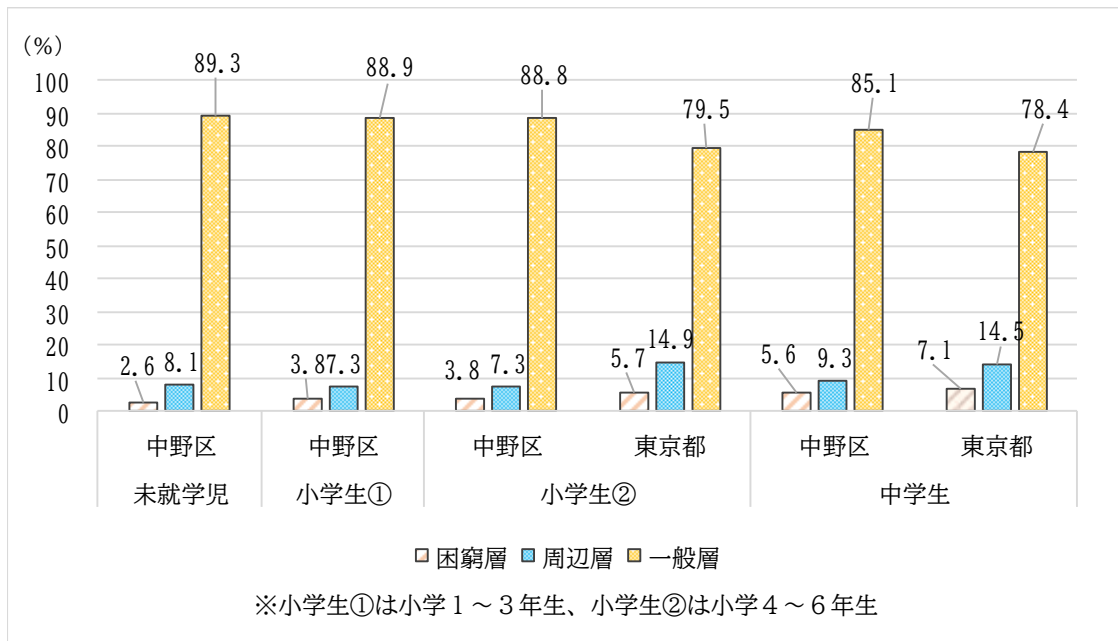
【出典：教育委員会事務局統計】

(6) 困難を抱えやすい家庭の現状

① 生活困難層の割合

困窮層と周辺層を合わせた生活困難層の割合は、子どもの年代が上がるにつれ高くなる傾向があり、区内の未就学児の生活困難層の割合は10.7%であるのに対し、中学生では14.9%となっています。東京都全体と比較すると、中野区はいずれの年代も低くなっています。

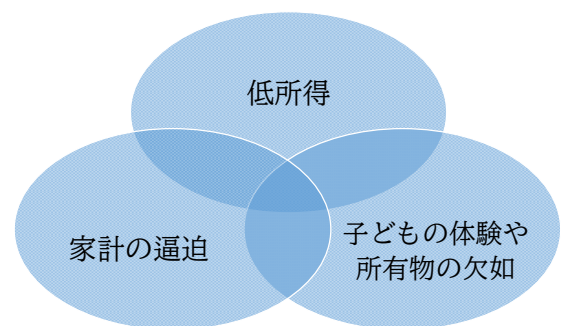
生活困難層の割合



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

■生活困難層の定義

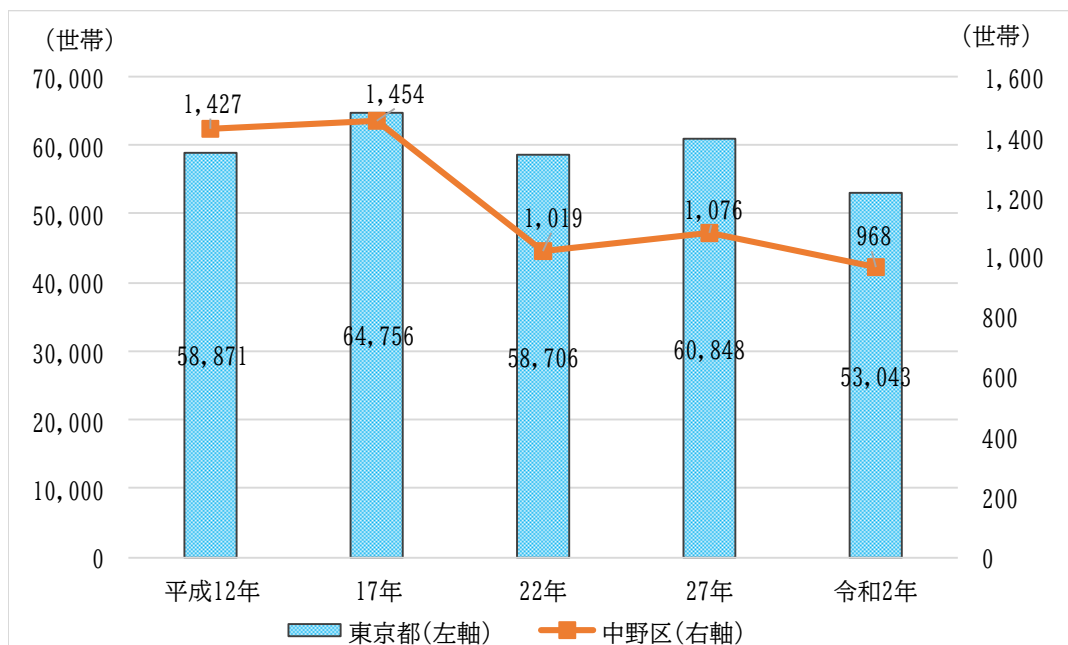
生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	右図の2つ以上の要素に該当
周辺層	右図のいずれか1つの要素に該当
一般層	右図のいずれの要素にも該当しない



② 母子世帯数と父子世帯数の推移

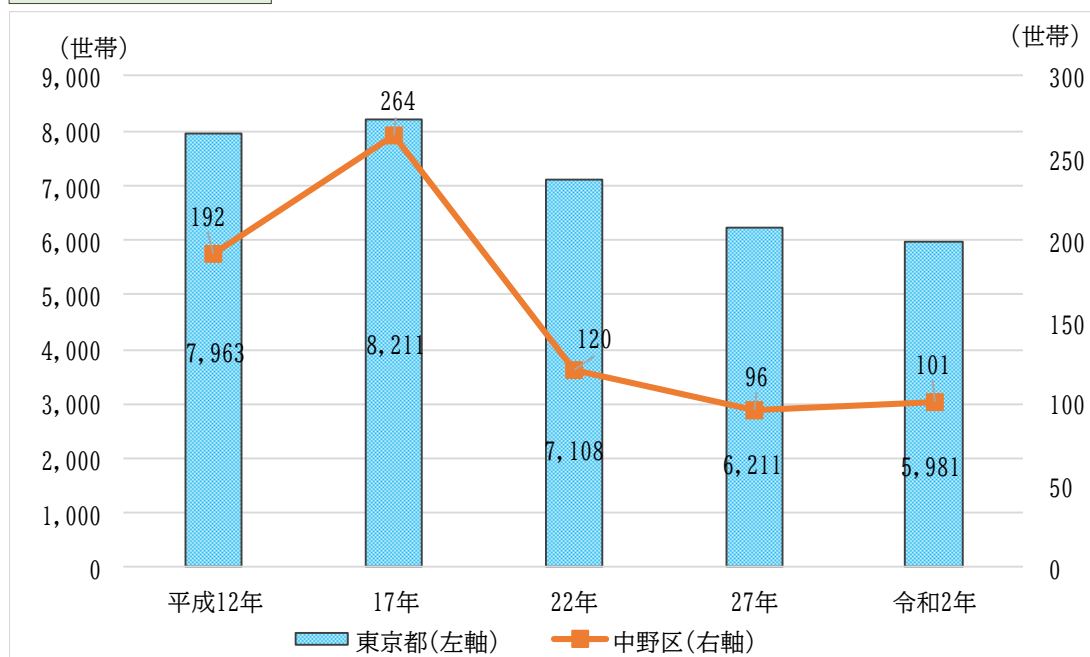
東京都全体の母子世帯の数は、60,000世帯前後、中野区は1,000世帯前後で推移しています。一方、父子世帯については、平成17年以降減少傾向となっており、令和2年は東京都全体で約6,000世帯、中野区は約100世帯となっています。

母子世帯の推移



【出典：国勢調査】

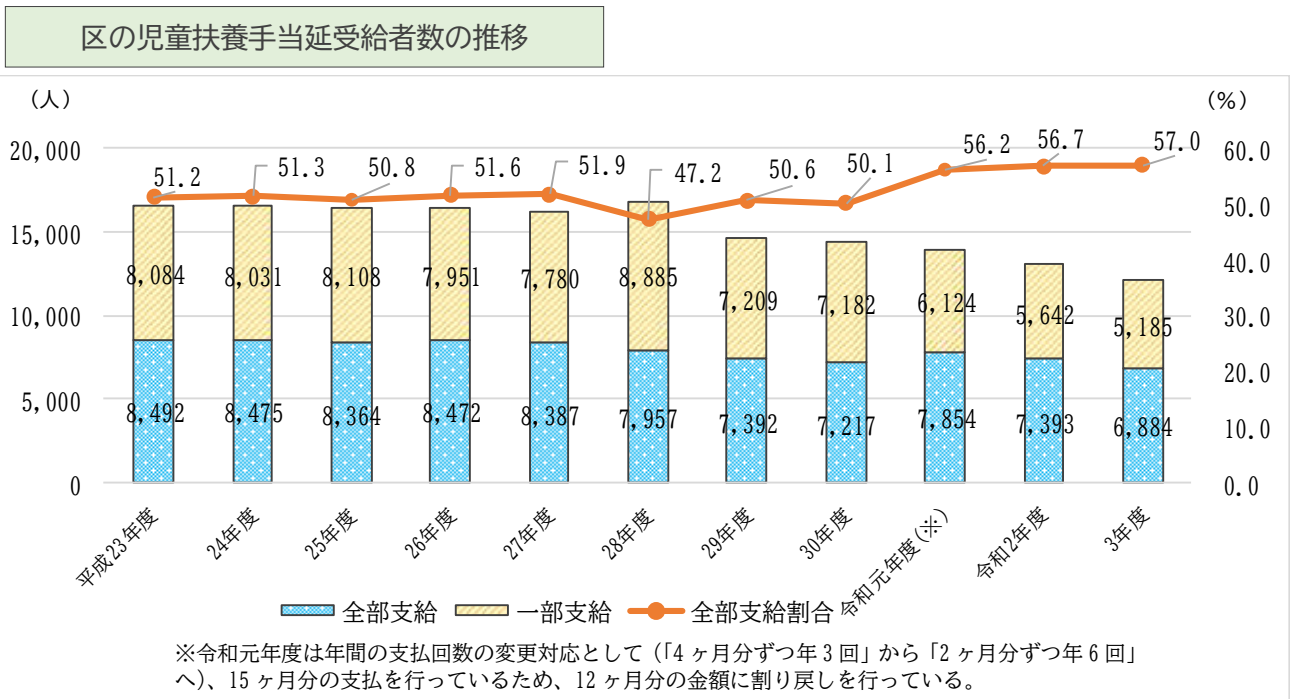
父子世帯の推移



【出典：国勢調査】

③ 区の子童扶養手当受給者数の推移

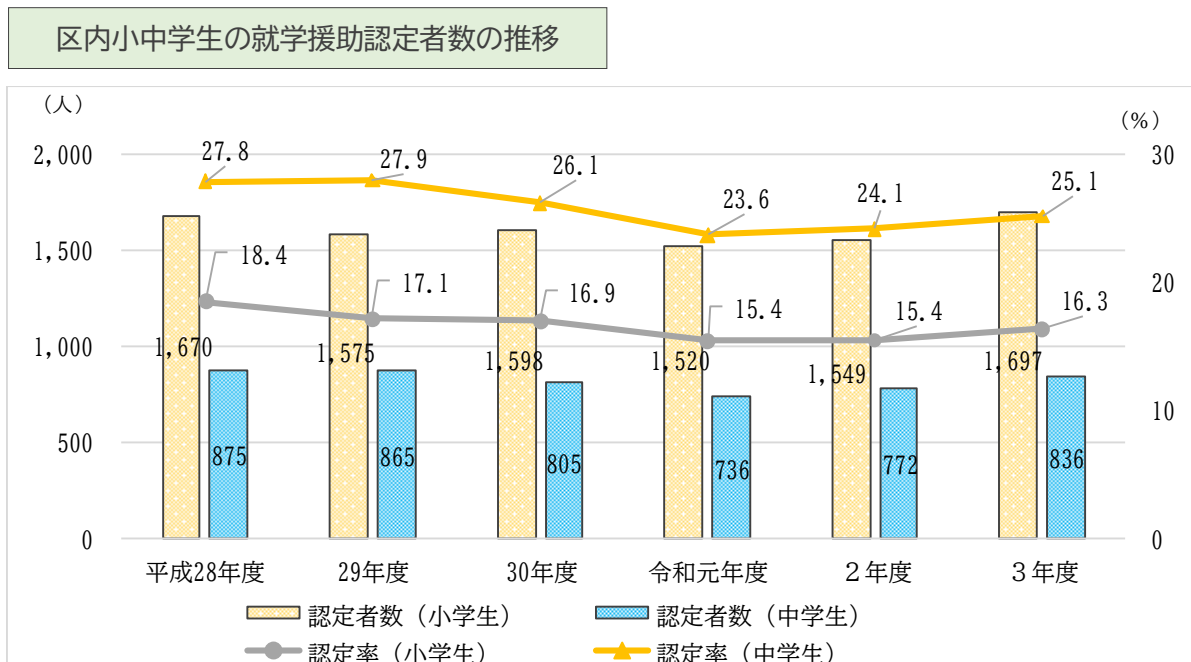
区の子童扶養手当受給者数は、全部支給、一部支給ともに減少傾向となっていますが、全部支給の割合は令和元年度以降増加傾向となっています。



【出典：子ども教育部統計】

④ 区内小中学生の就学援助認定者数の推移

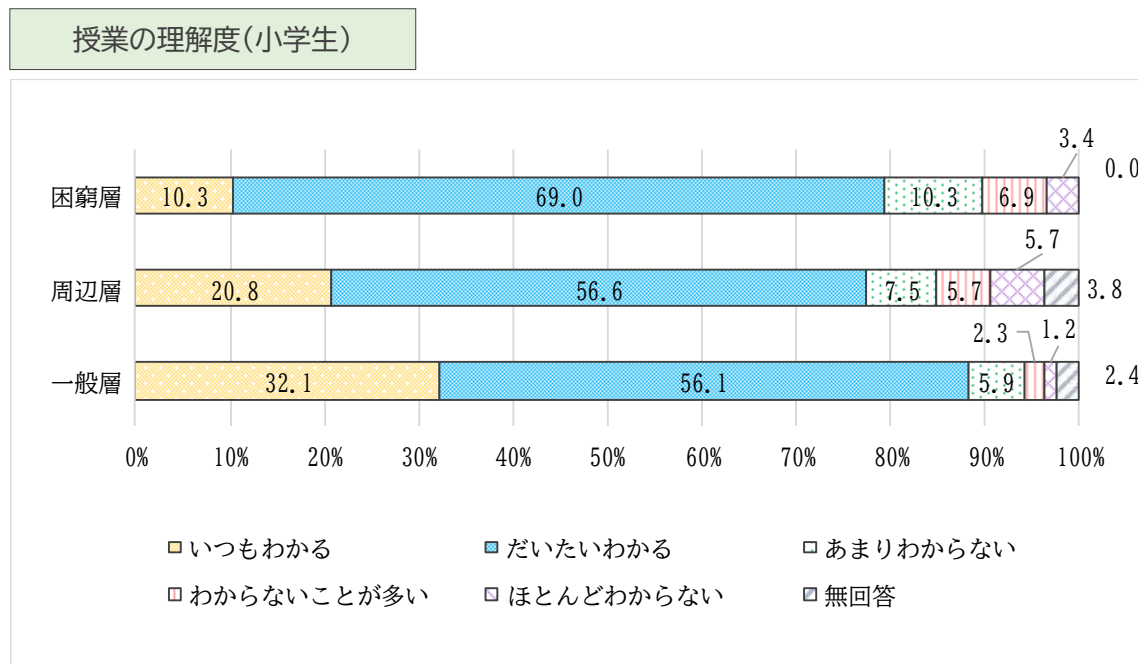
経済的な理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行っています。就学援助の認定率は、令和2年度まで小学生、中学生ともに微減傾向でしたが、令和3年度は就学援助対象者の認定基準の見直し(拡充)を行ったこともあり、増加に転じています。



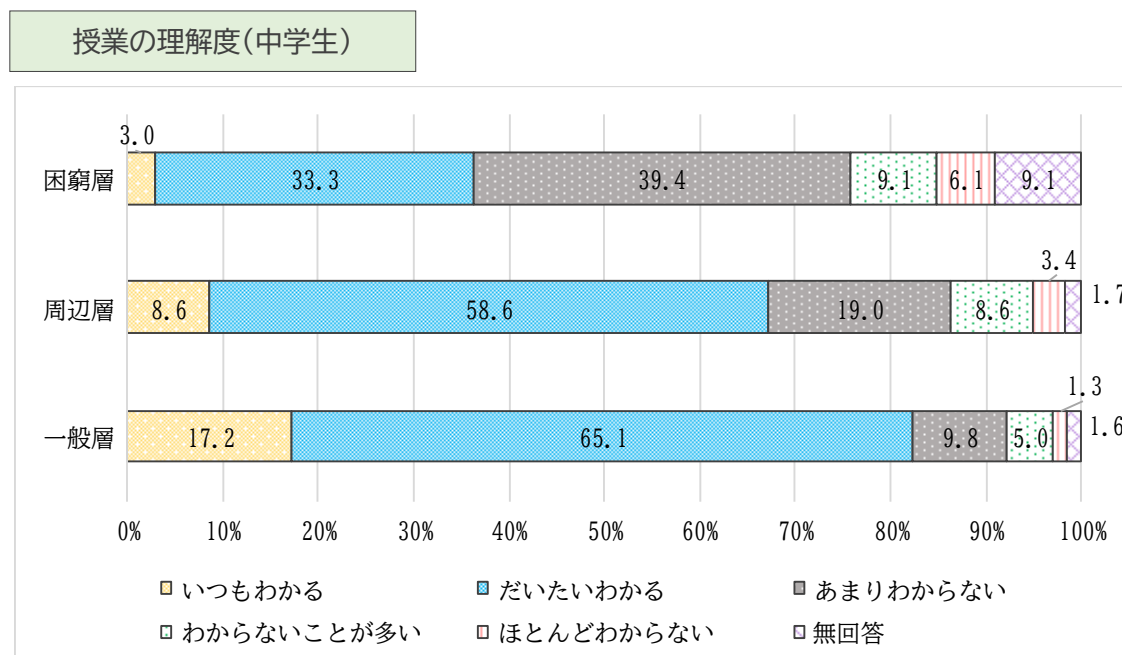
【出典：教育委員会事務局統計】

⑤ 区内小中学生の授業の理解度

授業の理解度をみると、小学生では「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答した一般層の割合が88.2%だったのに対し、困窮層では79.3%となっています。また、中学生では、「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答した一般層の割合が82.3%だったのに対し、困窮層では36.3%となっており、年代が上がるに従い一般層と困窮層で理解度に大きく差が出ています。



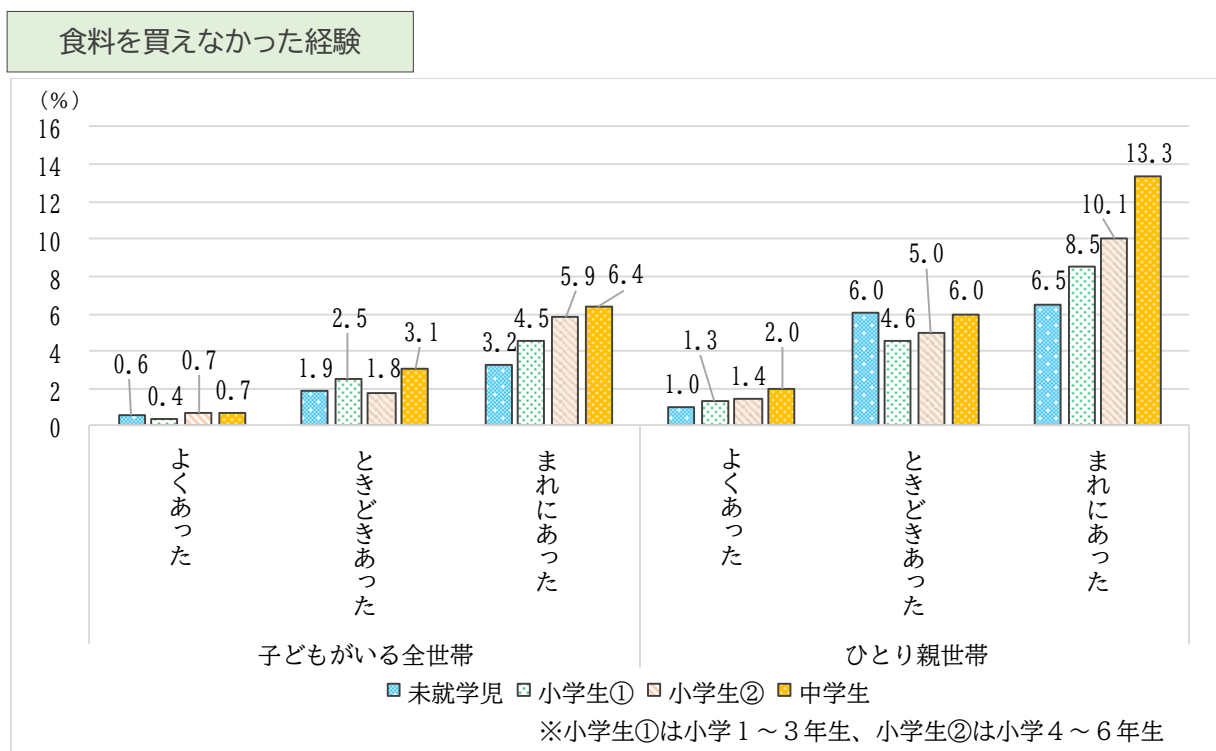
【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

⑥ 区の中학생までの子どもがいる世帯における食料を買えなかった経験

区の未就学児から中學生までの子どもがいる保護者に対し、「過去1年間に、お金が足りなくて家族が必要とする食料を買えないことがありましたか」と聞いたところ、食料を買えなかった経験が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と回答した保護者の割合は、子どもがいる全世帯と比較してひとり親世帯の方が高くなっています。また、子どもの年齢が上がるに従って高くなる傾向があります。



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

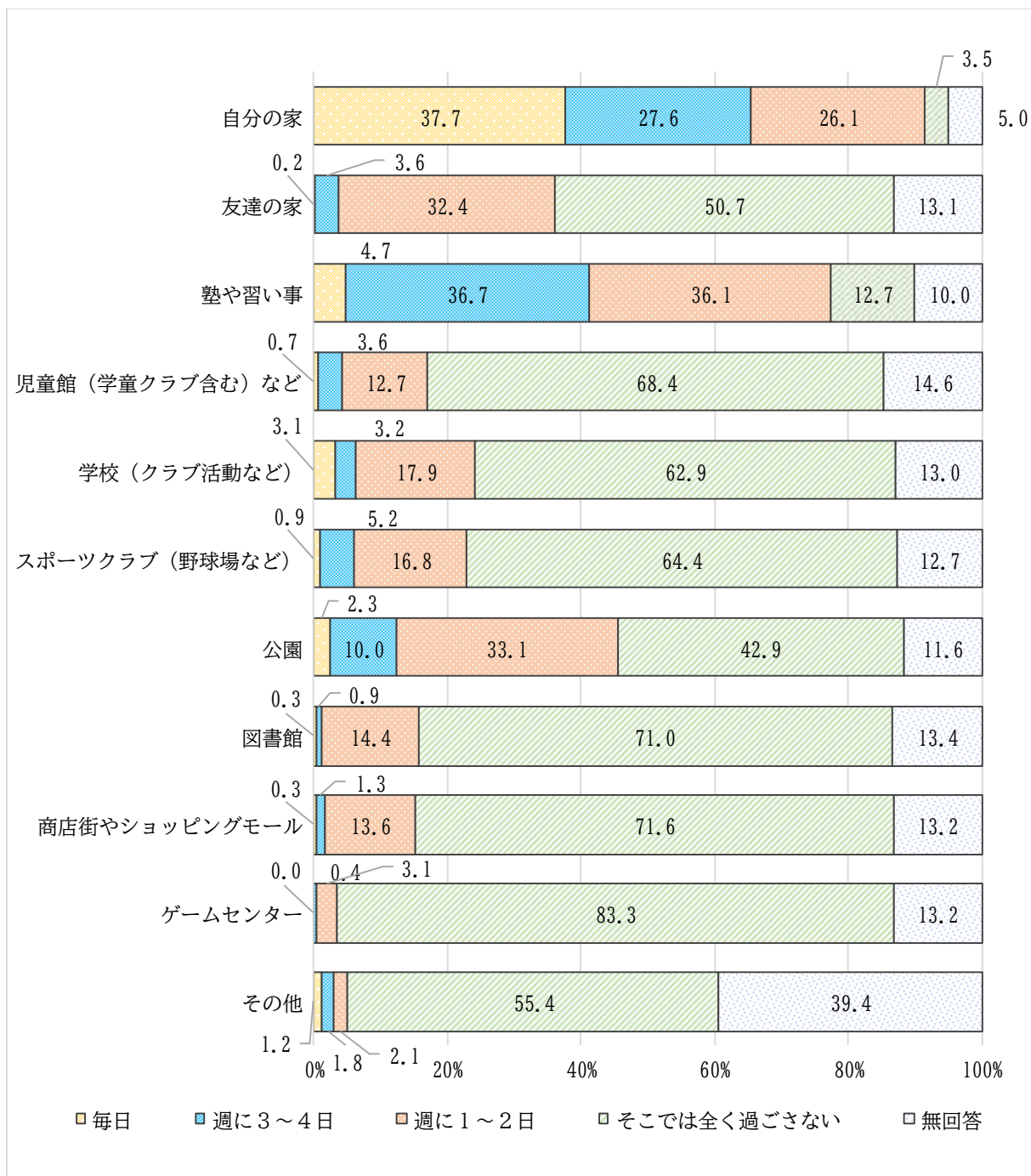
(7) 子どもと若者の状況

① 区内小中学生が平日の放課後に過ごす場所

小学生が平日の放課後に毎日過ごす場所は、自分の家が最も多く37.7%となっており、週に3日から4日過ごす場所は、塾や習い事が最も多く36.7%となっています。

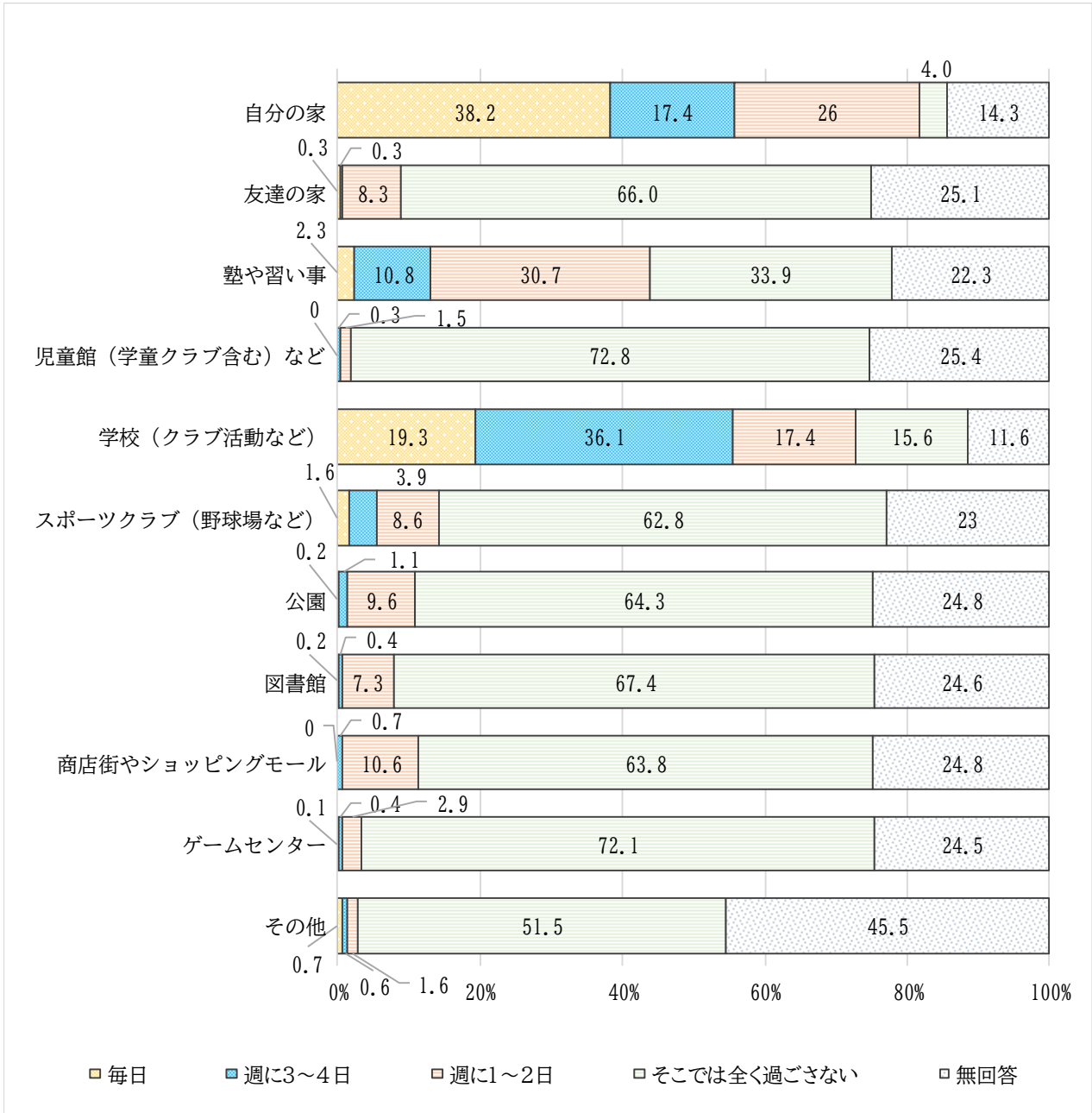
中学生についても、毎日過ごす場所は自分の家が最も多く38.2%で、週に3日から4日過ごす場所は、学校(クラブ活動など)で36.1%となっています。

平日の放課後に過ごす場所(小学生)



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査(令和元年度)】

平日の放課後に過ごす場所(中学生)

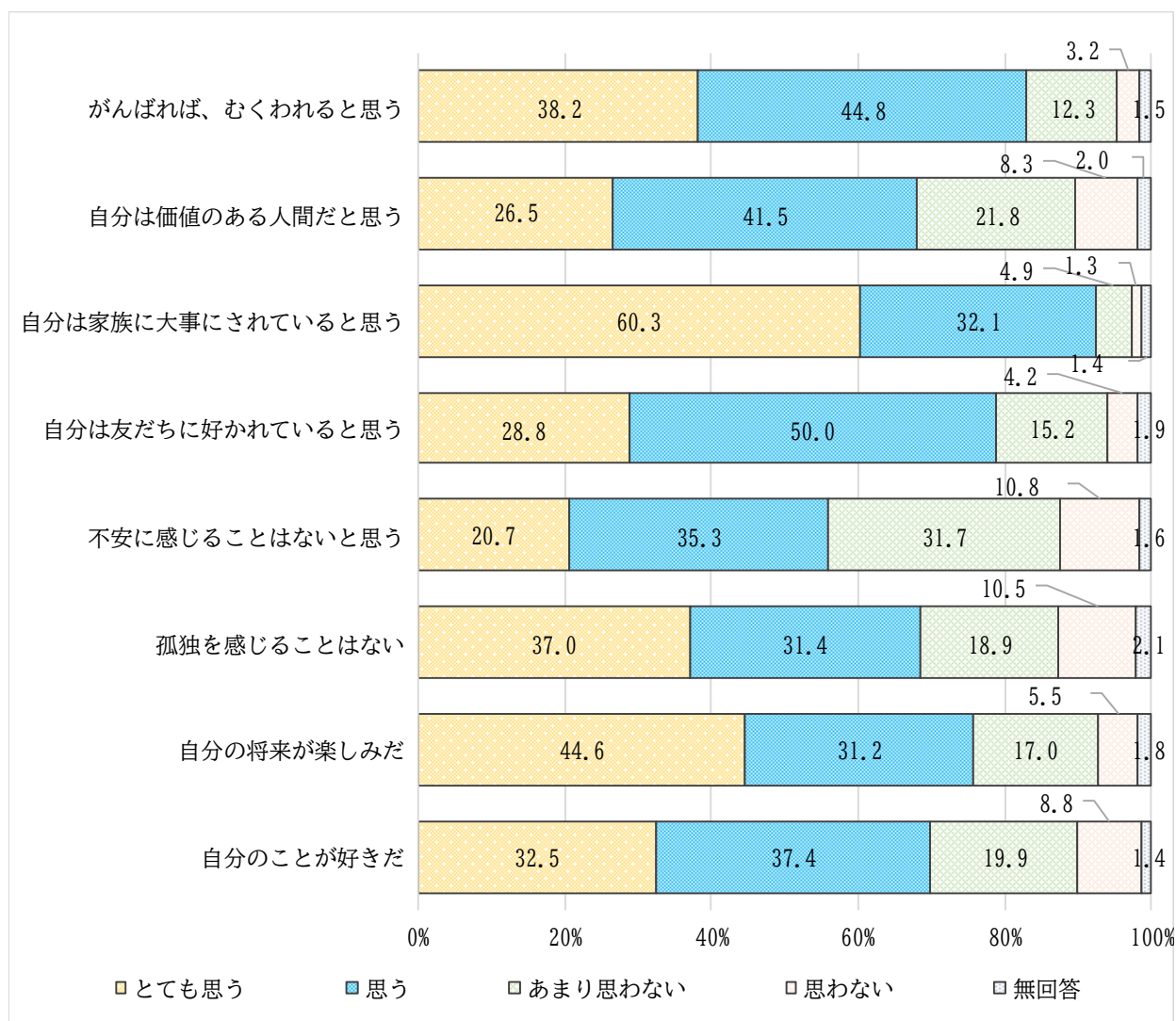


【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

② 区内小中学生の自己肯定感

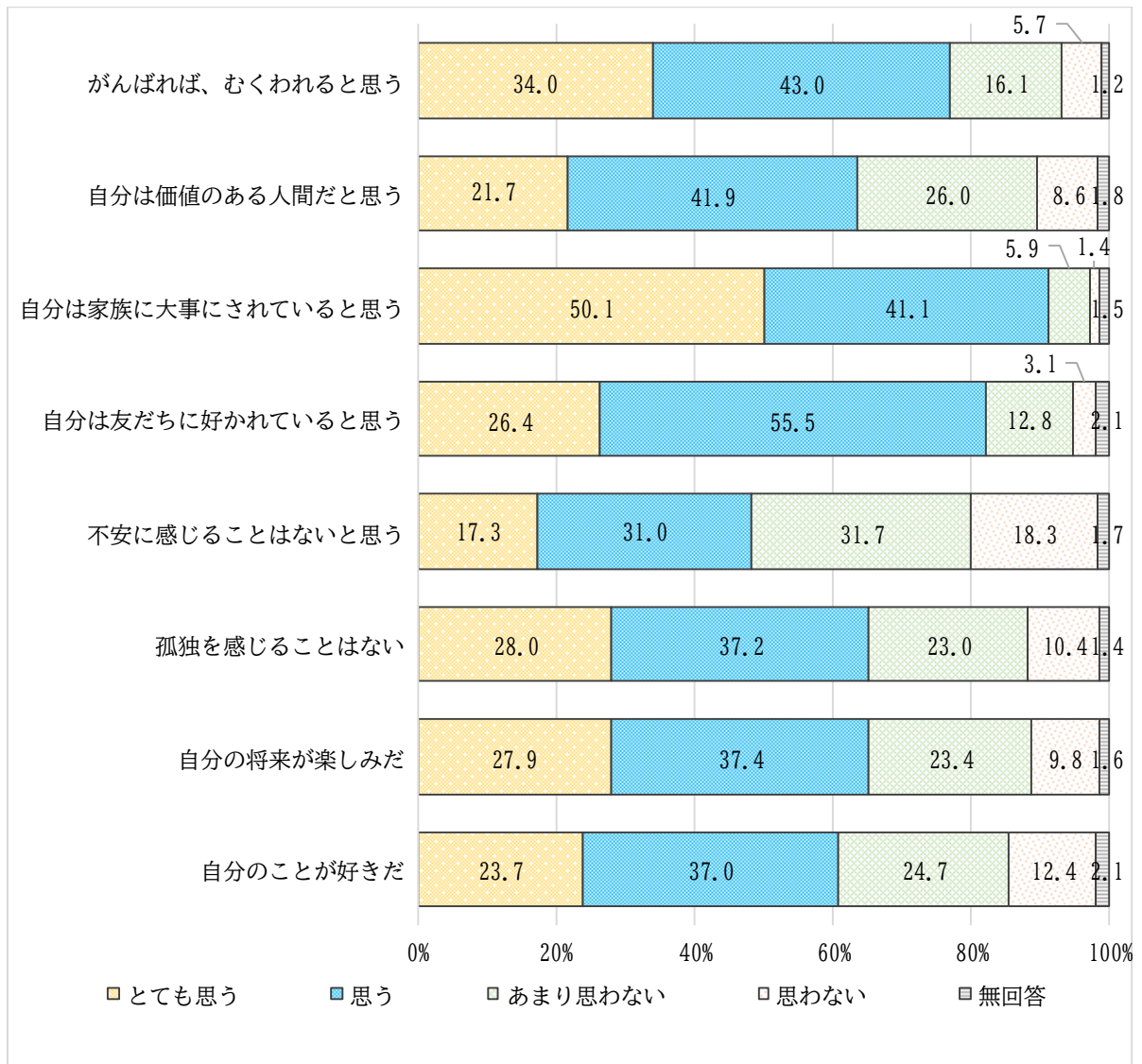
自分は価値のある人間だと思うかという質問に対し、「とても思う」または「思う」と回答した割合は、小学生が68.0%で、中学生では63.6%となっています。また、「自分のことが好きか」という質問に対し、「とても思う」または「思う」と回答した割合は、小学生が69.9%、中学生は60.7%となっています。自己肯定感を測る多くの質問項目で、小学生よりも中学生の方が「とても思う」または「思う」と回答した割合が低い傾向にあります。

自己肯定感(小学生)



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

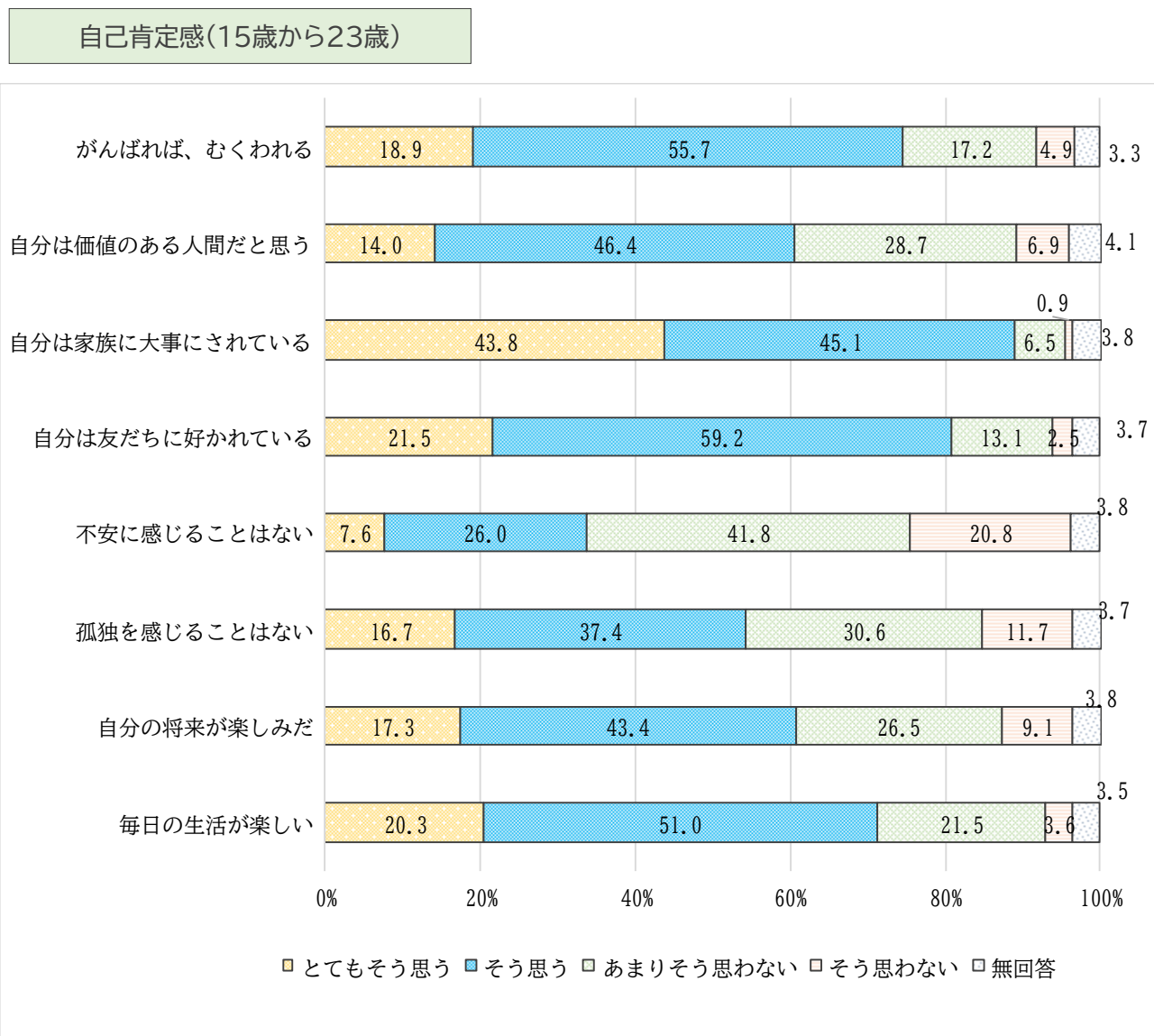
自己肯定感(中学生)



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

③ 若者の自己肯定感

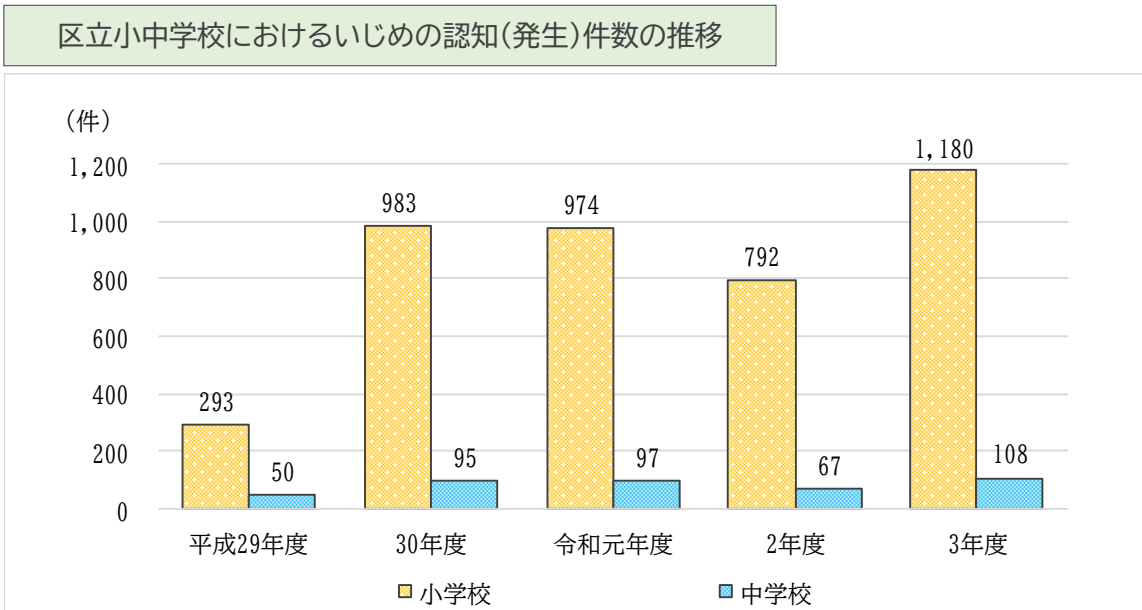
都内の15歳から23歳までの若者に対し、自分は価値のある人間だと思うかと質問したところ、「とても思う」または「そう思う」と回答した割合は60.4%となっています。一方、「不安に感じることはない」という質問に対しては「とても思う」または「そう思う」と回答した割合が33.6%で、他の質問項目よりも低い結果となっています。



【出典：東京都子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】（平成29年3月）】

④ 区立小中学校におけるいじめの認知(発生)件数の推移

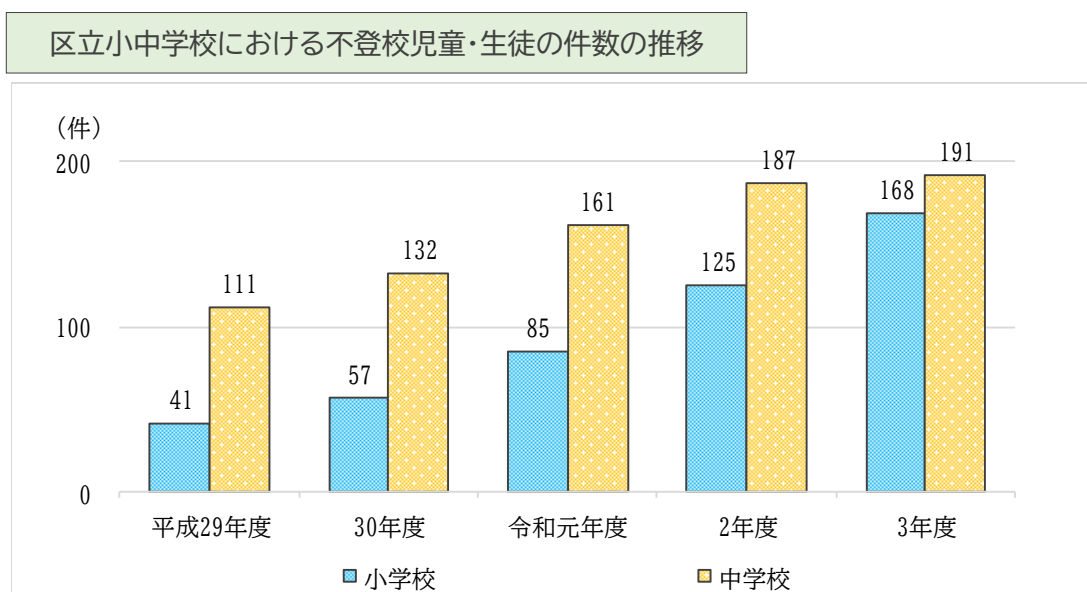
区立小学校におけるいじめの認知(発生)件数は、国によるいじめの定義が広範囲なものに修正されてきたこともあり、平成29年度の293件から令和3年度は1,180件と大幅に増加しています。区立中学校についても平成29年度の50件から令和3年度は108件と増加傾向にあります。



【出典：教育委員会事務局統計】

⑤ 区立小中学校における不登校児童・生徒の件数の推移

区立小学校における不登校児童の件数は、平成29年度の41件から令和3年度は168件に増加しています。区立中学校における不登校生徒についても、平成29年度の111件から令和3年度は191件に増加しています。

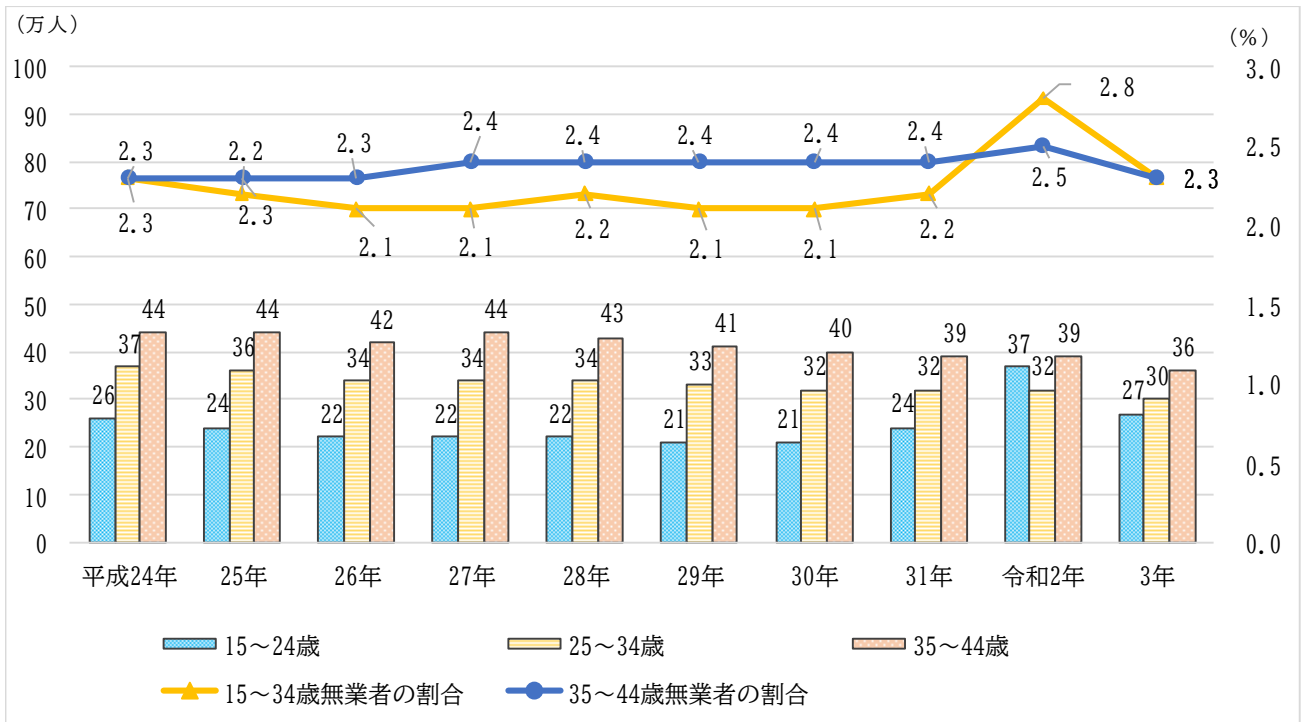


【出典：教育委員会事務局統計】

⑥ 若年無業者数の推移

過去10年間における全国の若年無業者数の推移をみると、15歳から44歳で100万人前後の無業者がおり、年代が高くなるにつれて無業者数が増えるとともに、人口に対する割合も高い傾向となっています。令和2年については、15歳から34歳の無業者の割合が急激に増加しました。

全国の若年無業者数及び人口に対する割合（15歳から44歳）



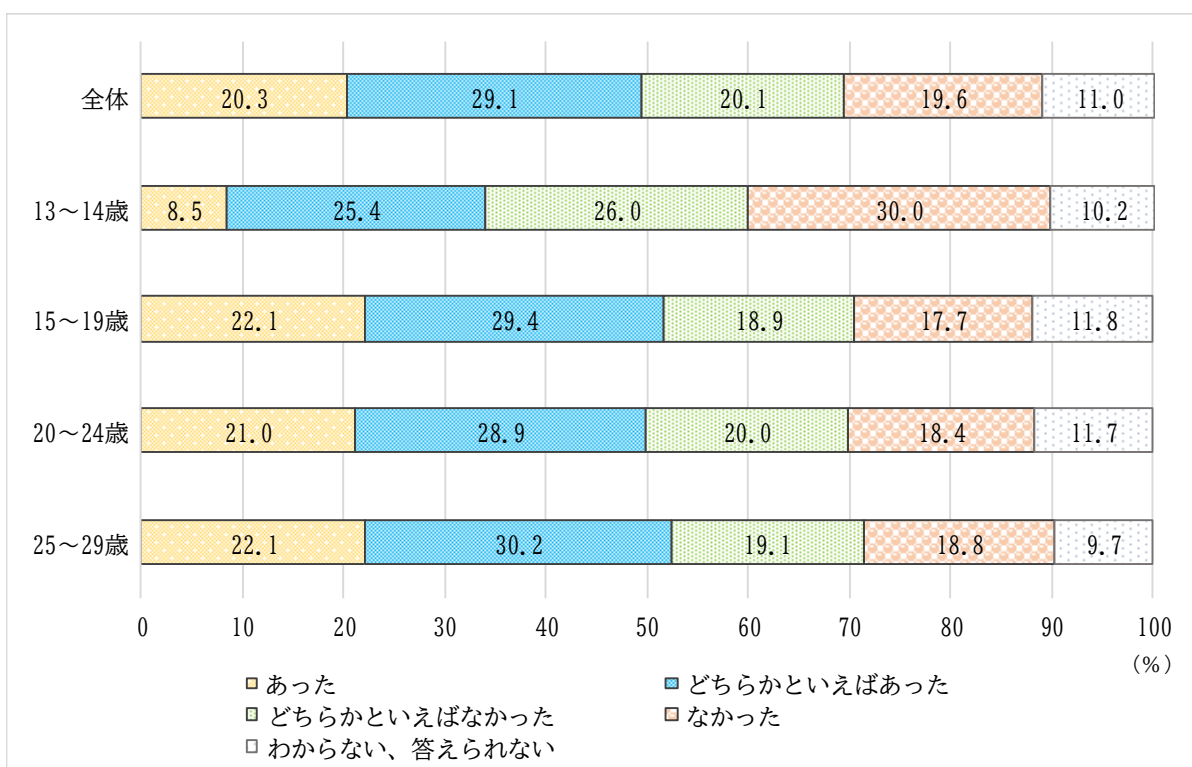
【出典：総務省「労働力調査」】

⑦ 子ども・若者の生きづらさ

全国の13歳から29歳までの子ども・若者に対し、「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったと思いますか」と質問したところ、「どちらかといえばあった」と回答した人が最も多く、全体では29.1%となっています。次いで「あった」が20.3%で、合わせて49.4%に上ります。

年代別にみると、25歳から29歳までの若者のうち52.3%が「あった」または「どちらかといえばあった」と回答しており、ほかの年代よりも高い傾向にあります。

社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験（13歳から29歳）



【出典：内閣府「子供・若者の意識に関する調査（令和元年度）」】

⑧ 実態調査から出た子どもの意見

令和元年度の「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」では、小学4年生から6年生3,750人と中学1年生から3年生3,750人を住民基本台帳から無作為抽出してアンケート調査を実施し、小学生1,075人、中学生942人から回答がありました。

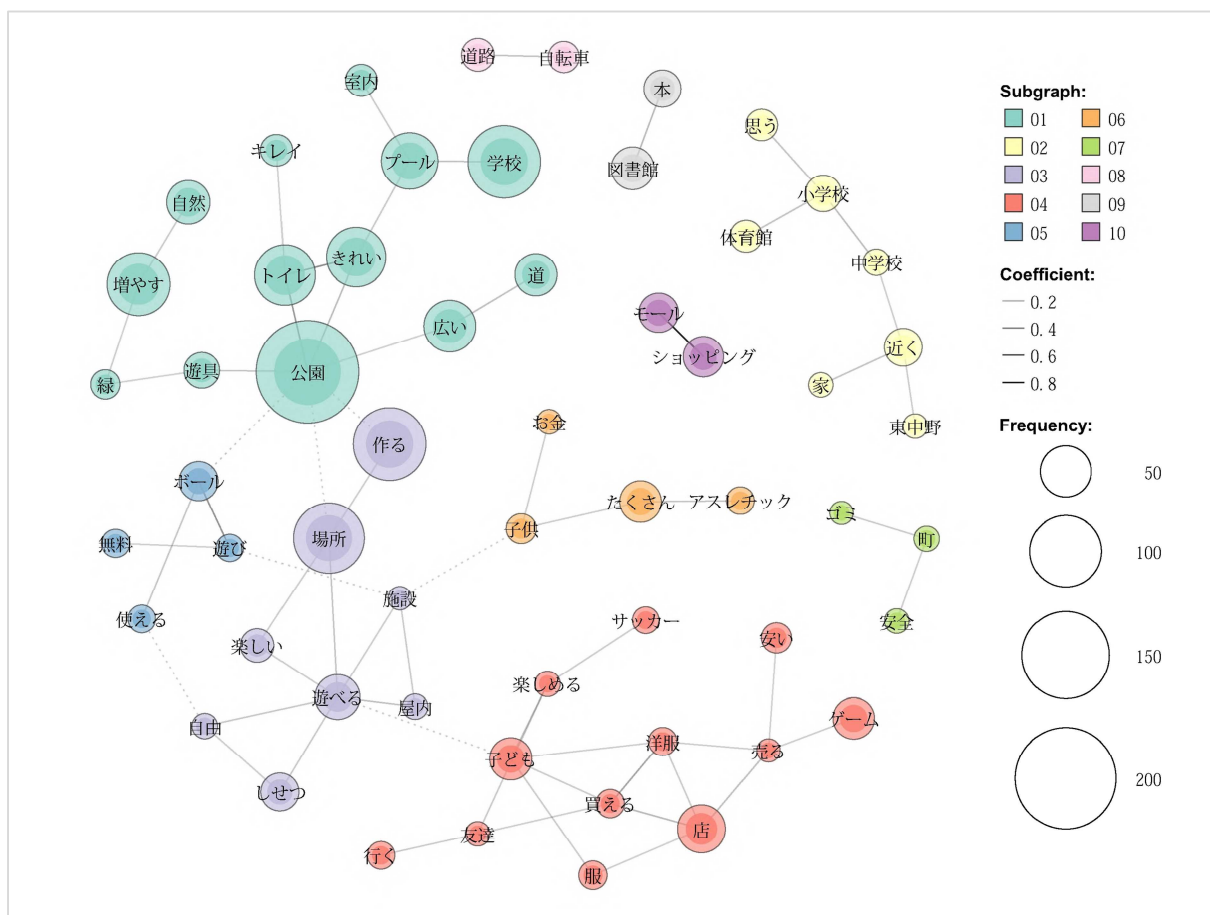
調査の中で、区に要望したいことに関する自由記述では、学校・図書館・体育館・道路・公園等の公共施設に関するものから、学校生活や生活環境全般に関するものまで、多様な意見が寄せられました。

KH Coderを用いた「共起ネットワーク」分析

①円が大きいほど、出現回数が多い単語。

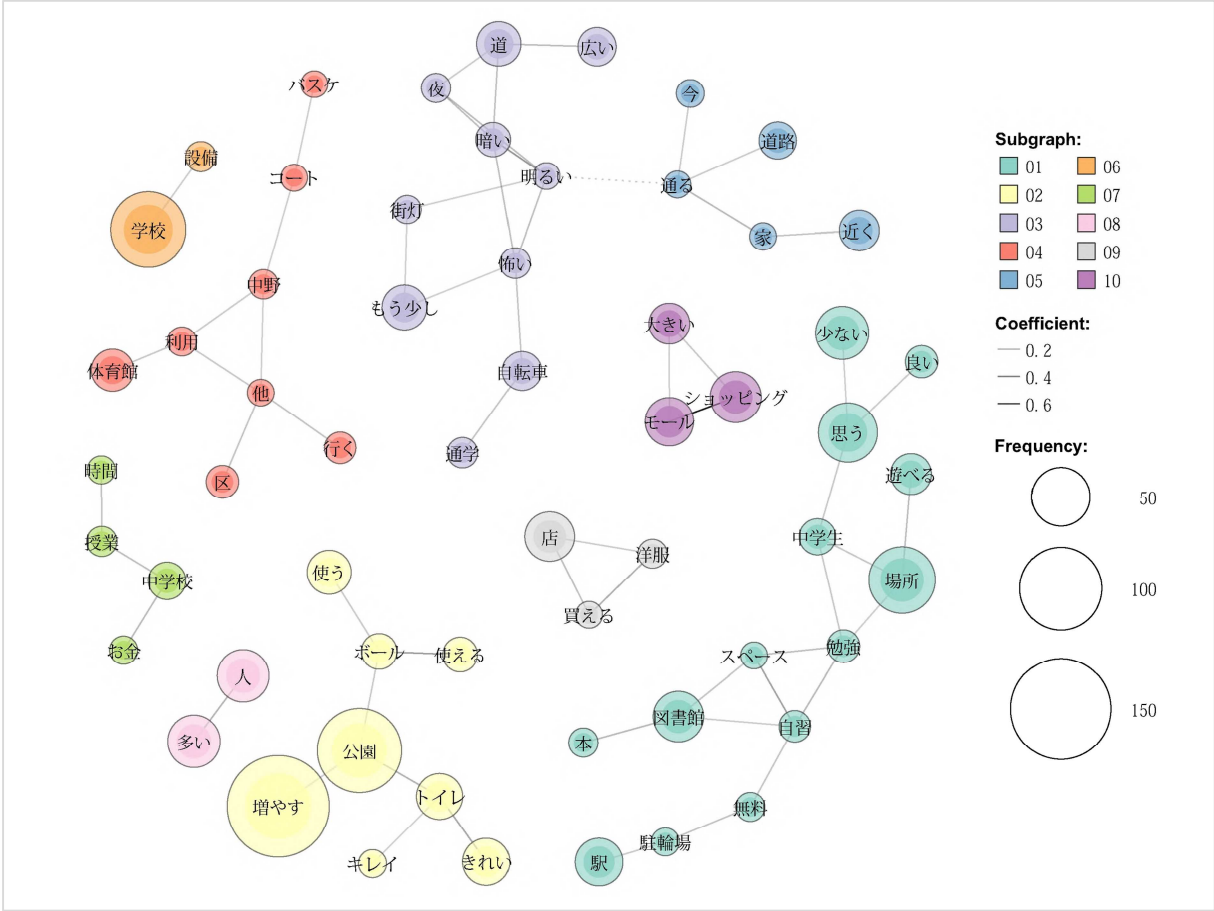
②線で結ばれている単語同士は共通して出現しており、線の色が濃いほど、その件数が多い。

小学生の区への要望



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

中学生の区への要望



【出典：中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和元年度）】

3 子どもへの意見聴取

(1) 意見聴取の概要

1 目的

区は、令和元年度の「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」により、子どもの生活実態を把握・分析してきたところですが、アンケート調査では把握しきれない子どもの思いや意識を把握するため、関係機関や団体の協力を得て、子どもへの意見聴取を実施しました。

2 実施時期

令和3年3月～令和4年12月

3 実施場所

(1)子どもに関連する施設・子どもの居場所等

- ① 中学校
- ② 高等学校
- ③ 児童館
- ④ 図書館
- ⑤ ハイティーン会議

(2)個別の支援を必要とする子ども

- ① 不登校の子ども
- ② 外国籍の子ども、外国にルーツを持つ子ども
- ③ 発達に課題や障害のある子ども
- ④ 里親家庭で暮らす子ども(協力:一般社団法人グローハッピー)
- ⑤ 児童養護施設に入所している子ども
- ⑥ 乳幼児期の子ども

4 実施方法

子どもの希望などに合わせながら、ワークショップ形式、ヒアリング形式、アンケート形式のいずれかの形式により実施しました。

5 意見聴取内容

- 子どもの興味・関心、楽しみについて
- 子どもの居場所について
- 子どもの困りごと・悩みごと、相談について
- 子どもの意見表明・参加について
- 中野区子どもの権利に関する条例について

(2) 実施結果

子どもの興味・関心、楽しみについて

- 「何をしているときが一番楽しいか」を聴いたところ、「友達と遊んでいるとき、話しているとき」「習い事や部活をしているとき」「ゲームをしているとき」「自分の趣味の時間」という回答が多くありました。
- 外国籍の子どもや外国にルーツを持つ子どもからは、「学校の授業を受ける時間」という回答も多くありました。
- 乳幼児期の子どもからは、「自分の好きな遊びをしているとき」「友達や家族と出かけるとき」という回答が多くありました。

子どもの居場所について

- 公園について、「数を増やしてほしい」「広い公園やボールを使用できる公園がほしい」「自然が豊かな公園がほしい」という声が多数ありました。
- 「ゆっくり休むことができる場所がほしい」という声も多数ありました。
- 中高生年代の子どもからは、静かに勉強できる場所(自習スペース)を求める声が多くありました。
- 遊園地やゲームセンターなど、遊べる場所を求める声もありました。
- 乳幼児期の子どもからは、自分の好きなことができる場所(広いプール、遊園地、大きな球場など)や自分の好きなもの(花、洋服、本、お菓子屋など)がたくさん揃っている場所を求める声が多くありました。

子どもの困りごと・悩みごと、相談について

- 「困っているときや悩んでいるときはどうしているか」を聴いたところ、「友達や家族に相談する」や「インターネットで解決方法を調べる」という回答が多くありました。
- 困っているときや悩んでいるとき、「家族や先生、近くの人に相談する」という回答があった一方で、「他の人に話して大事にはしたくない」「他の人に相談しても変わらないのではないか」という思いを抱えている子どももあり、相談することに対してためらいを感じている子どもがいることが分かりました。
- 少数ながら、いじめの現場に遭遇した経験のある子どもや、他者との関わりの中で、嫌な思いや辛い思いを抱えた経験のある子どもがいました。このことから、子どもの権利が侵害された場合に、これを適切に解決する相談・救済の仕組みが必要不可欠であることが分かります。

子どもの意見表明・参加について

- 自分の意見や思いについて、「自由に言えている」と感じている子どもがいる一方で、「自由に意見を言えないときもある」と感じている子どももいることが分かりました。
- 家庭の中で制限されていることや家庭の状況について「変わってほしい」という思いを抱えている子どもがおり、自分の気持ちや思いを保護者にうまく伝えることができていない子どもがいることが窺えました。
- 学校の校則について疑問や不満を感じている子どもがいました。また、意見を言う機会があったとしても、「言っても変わらない」という思いを抱えている子どももおり、聴取した意見をどう受け止め、何が変わったのかを子どもにきちんとフィードバックする仕組みが必要であることが分かります。

中野区子どもの権利に関する条例について

- 「中野区の子どもたちに条例を知らせるにはどうしたらいいと思うか」を聞いたところ、「学校の授業で取り扱う」という回答が多くありました。また、中高生年代の子どもからは、「SNS や動画を利用した情報発信が効果的だと思う」という声が多数ありました。
- 「条例があったとしても、条例の内容を守らない人がいるのではないか」という意見がありました。こうした意見からも、条例の認知度を高め、子どもの権利を尊重する意識を区内に浸透させる必要があることが分かります。

実施結果については、第3章の目標 I 「子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する」を中心に、本計画の内容に反映させます。

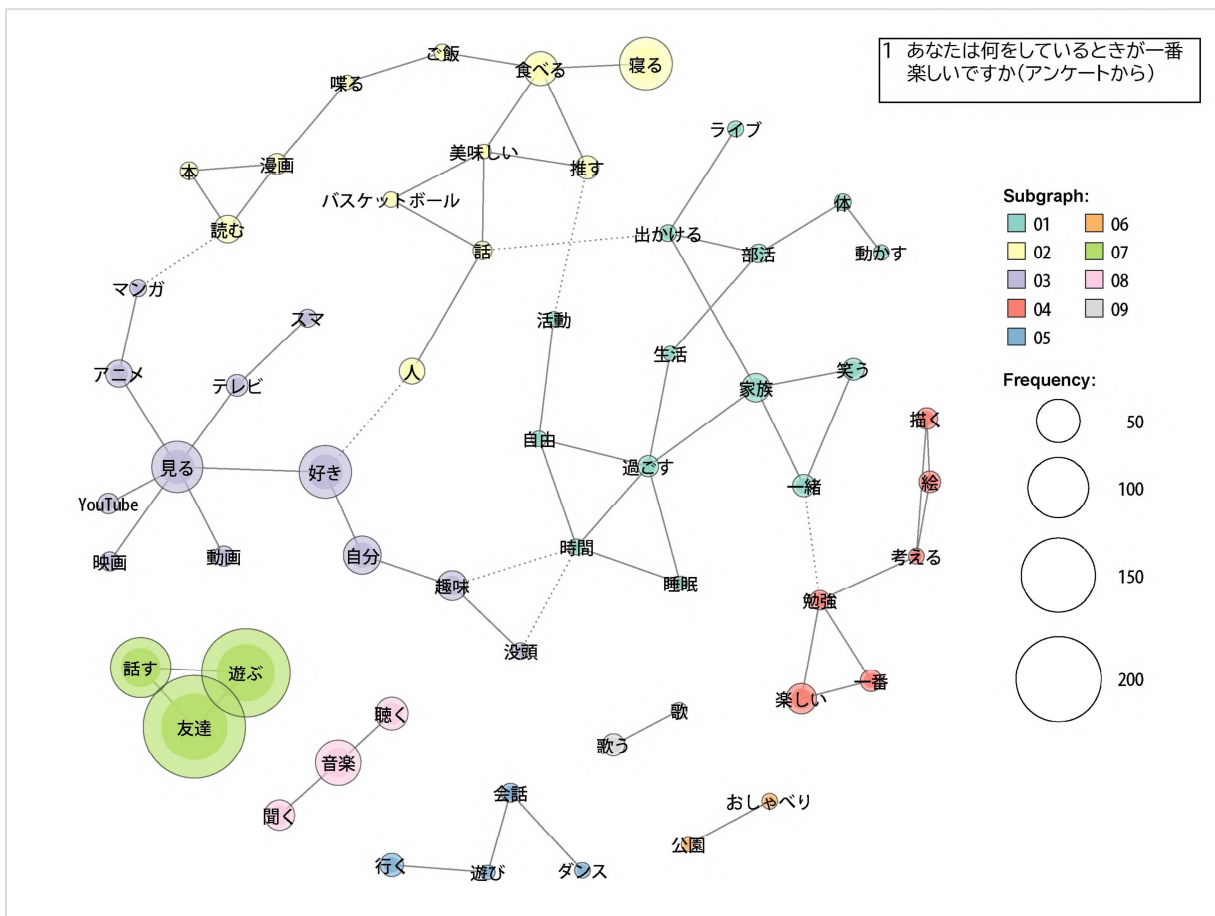
(3) 分析結果

子どもに関連する施設・子どもの居場所等（48ページ3(1)）における子どもへの意見聴取の結果を分析しました。

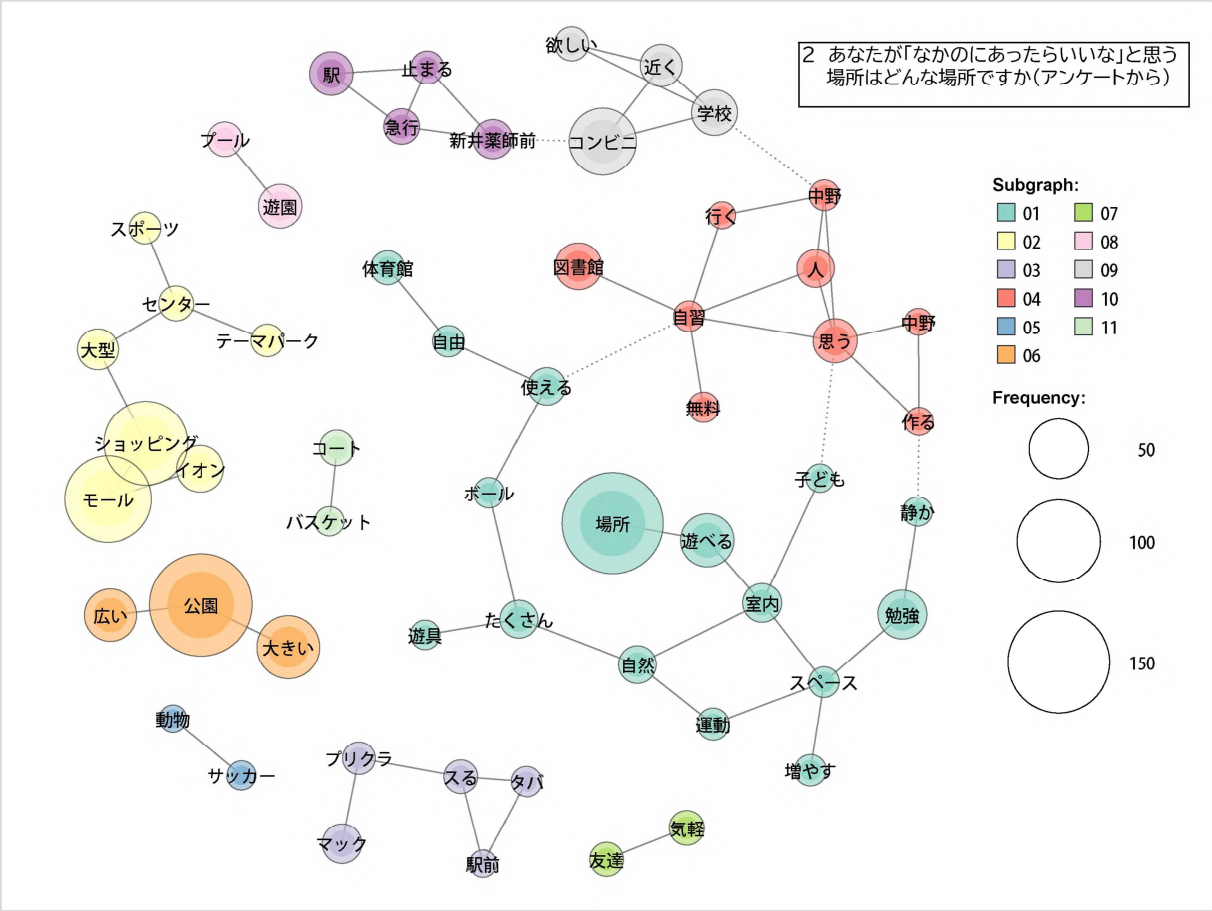
KH Coderを用いた「共起ネットワーク」分析

- ①円が大きいほど、出現回数が多い単語。
- ②線で結ばれている単語同士は共通して出現しており、線の色が濃いほど、その件数が多い。

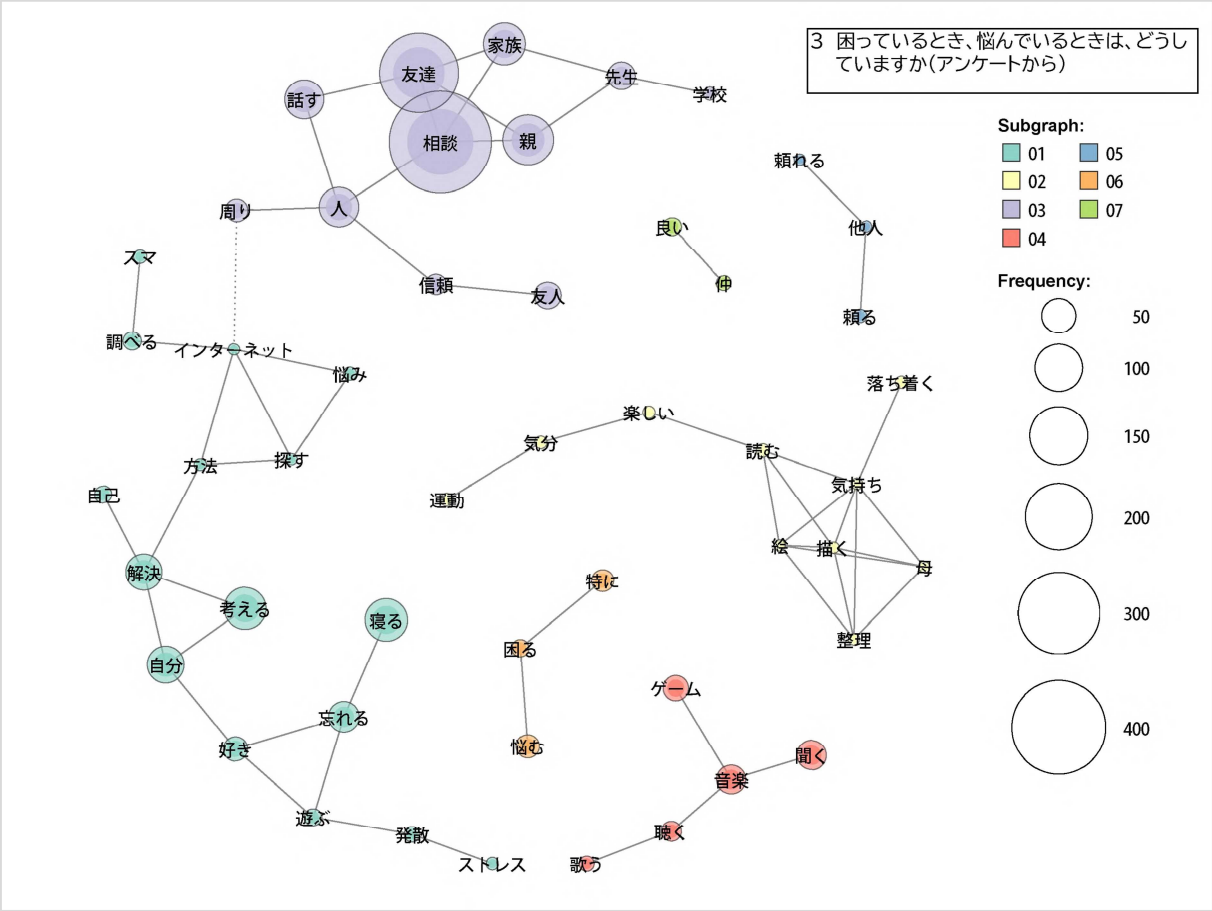
子どもの興味・関心、楽しみについて



子どもの居場所について



子どもの困りごと・悩みごと、相談について





第3章

計画の展開

1 計画の基本理念

○令和3年3月に改定された中野区基本構想では、10年後に目指すまちの姿の1つとして、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を掲げています。また、それを実現するため、中野区基本計画において「子どもの命と権利を守る」「社会の変化に対応した質の高い教育を実現する」「まち全体の子育ての力を高める」「子育て世帯が住み続けたいくなるまちをつくる」「若者のチャレンジを支援する」を政策として位置付けています。

○令和4年3月に制定し、同年4月に施行した「中野区子どもの権利に関する条例」(以下、「条例」といいます。)は、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的としています。

区は、条例に基づき、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障するとともに、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもにやさしいまちをつくっていきます。



基本理念

未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、
子どもの権利を保障するまち

2 基本理念を実現するための目標

本計画では、基本理念を実現するために、第2章で明らかになった子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況を踏まえ、以下の5つの目標を掲げ、目標ごとに各事業を位置付け、総合的に子ども政策を推進していきます。

目標Ⅰ 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する

目標Ⅱ 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する

目標Ⅲ 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

目標Ⅳ あらゆる若者の社会参画を支援する

目標Ⅴ 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する

3 計画を推進するための視点

計画を推進するにあたって基本となる考え方を以下の5つの視点として示しています。区は、この5つの視点に基づき計画を推進していきます。

- (1)子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、子どもの最善の利益を考慮する
- (2)子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する
- (3)子ども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する
- (4)家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体で子ども・若者の成長を支える
- (5)子ども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する

4 計画の体系

基本理念	目標	取組の方向性	主な取組
未来ある子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまち	I 子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する	(1)子どもの権利に関する理解促進	①子どもの権利の普及啓発 ②子どもの権利に関する学習機会の充実
		(2)子どもの意見の表明・参加の促進	①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり ②子どもの意見表明・参加の機会の確保
		(3)子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①安心して過ごせる居場所づくり ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
		(4)子どもの権利侵害の防止、相談・救済	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援 ③子どもの権利侵害に関する相談・救済 ④有害環境等からの保護
	II 子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する	(1)妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠、出産、子育てトータル支援の実施 ②子育て支援サービスの充実 ③子育てに関する相談体制の充実
		(2)生活に困難を抱える子育て家庭への支援	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭への支援
		(3)子どもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障害がある子どもへの支援 ②特別な支援を要する子どもへの教育の充実
	III 子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する	(1)幼児期から学童期の教育・保育施設の整備	①教育・保育施設の整備と運営事業者の支援 ②学童クラブの整備
		(2)質の高い教育・保育サービスの提供	①就学前の教育・保育の質の向上 ②多様な教育・保育サービスの充実
	IV あらゆる若者の社会参画を支援する	(1)すべての若者のすこやかな育成支援	①若者の活動・社会参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実
		(2)若者の課題解決に向けた支援	①若者に関する相談支援体制の整備 ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
	V 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する	(1)地域における子育て支援活動の推進	①子育て関連団体への支援 ②地域における子育て支援ネットワークの強化
		(2)子育て世帯が住み続けたい環境の整備	①子育てしやすいまちづくり ②子どもの安心・安全の確保

目標 I

子どもの権利を保障し、子どものすこやかな成長を支援する

背景

- 「子どもの権利」については、国際連合が採択し日本も批准した「児童の権利に関する条約」において、全ての子どもが幸せに生きることができるよう、「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」という4つの一般原則が掲げられました。さらに、平成28年の児童福祉法改正において、「子どもの権利」が位置付けられ、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支援していくことが明確化されました。
- しかしながら、現在、都内においては、児童虐待に関する相談及び対応件数は増加を続けており、中野区においても同様の傾向が見られるなど、子どもの権利が脅かされる深刻な状況が続いています。さらに、経済的な貧困や経験の貧困、学校や家庭での孤立、意見を表明する機会の不足など、子どもを取り巻く様々な課題が発生しています。
- こうしたことを踏まえ、区は、区に関わる全ての人々が子どもの権利を尊重する理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、令和4年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」(以下、「条例」といいます。)を制定しました。
- 条例に基づき、子どもの育ちを地域全体で支え、子どもにやさしいまちづくりを推進するためには、子どもの権利について理解を深め、広げる取組や、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害を防止するための取組、権利侵害からの救済の取組など、子どもの権利の保障に向けた取組を進めていく必要があります。

取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する理解促進

現状と課題

- 令和4年3月に条例が制定され、周知広報を進めてきましたが、条例の認知度については、いまだ高いものとはいえないのが現状です。
- 条例及び条例に基づく仕組みが活用され、区において子どもの権利保障の取組を推進するためには、子どもも大人も、条例について知り、子どもの権利について理解を深める必要があります。
- 条例においても、区は、区民や団体に対し、子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくことが役割として定められています。

方向性

- 子どもを含めた区民一人ひとりが条例の趣旨について理解を深めることができるよう、子どもの年齢や立場に応じた効果的な広報や、様々な機会や媒体を利用した普及啓発に取り組みます。
- 家庭や学校、地域などのあらゆる場面において子どもの権利が保障されるよう、子どもや子どもに関わる大人に向けた子どもの権利に関する学習機会の充実に取り組みます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度目標値
①「中野区子どもの権利に関する条例」の認知度(「知っている」、「聞いたことがある」子どもと大人の割合) 【出典】中野区区民意識・実態調査、中野区子どもと子育て家庭の実態調査	子ども：－ 大人：29.3% (令和4年度)	子ども：40.0% 大人：40.0%
ベンチマーク 「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度(「知っている」、「聞いたことがある」子どもと大人の割合) 【出典】第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(川崎市)	子ども：52.5% 大人：33.2% (令和3年度)	－
②「中野区子どもの権利に関する条例」の理解度(「知っている」子どもと大人の割合) 【出典】中野区区民意識・実態調査、中野区子どもと子育て家庭の実態調査	子ども：－ 大人：4.1% (令和4年度)	子ども：30.0% 大人：15.0%
③「学校は、自他の生命を大切にすることを育てている」と考える保護者の割合 【出典】学校教育に関する保護者アンケート	小学校：74.7% 中学校：74.3% (令和3年度)	小学校：80.0% 中学校：80.0%

主な取組① 子どもの権利の普及啓発

子どもに分かりやすいリーフレットや動画を作成するなど、子どもの成長・発達段階や立場に応じた効果的な広報・啓発を進めます。

重点事業

事業名	事業内容		
条例の普及啓発	子ども用、大人用のリーフレットや、子どもに分かりやすい動画、ポスター、チラシの作成など、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
子どもの権利に関する啓発事業の数	—	15事業 (5年間延べ)	子ども・教育政策課

事業名	事業内容		
「子どもの権利の日」事業	条例第8条で定める「中野区子ども権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、区民参加のもと子どもの権利に関する広報・啓発事業を実施します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
「子どもの権利の日」事業の参加団体	—	7団体 (5年間延べ)	子ども・教育政策課

事業

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止月間に合わせた普及啓発	児童虐待防止月間(11月)に合わせて集中的に子どもの権利に関する広報・啓発を行い、子どもの権利について考える機運の醸成を図ります。	子ども・教育政策課
国・都等と連携した普及啓発	国や都、他の区市町村等と連携し、子どもの権利に関する理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業を実施します。	子ども・教育政策課

事業名	事業内容	担当課
子ども相談室の普及啓発	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談室に愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うなど、普及啓発を進めます。	子ども・教育政策課
「子どもの権利」に関わる 図書の充実	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会として、子どもの権利に関わるブックリストの作成や、図書館と連携した企画展示等を行います。	子ども・教育政策課
「子どもの権利」に関わる 学校での取組	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	指導室

主な取組②

子どもの権利に関する学習機会の充実

子どもの権利に関する研修・講座や出前授業を実施するなど、子どもの権利に関する学びの支援を行い、理解促進を図ります。

重点事業

事業名	事業内容		
「子どもの権利」に関する研修・講座	区の職員や学校の教職員、施設職員等の子どもに関わる専門職、子ども支援・子育て支援団体等に関わる大人に対して、子どもの権利に関する研修や講座を実施します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
研修・講座の実施回数	—	30回 (5年間延べ)	子ども・教育政策課
研修・講座の参加人数	—	1,000人 (5年間延べ)	子ども・教育政策課

事業

事業名	事業内容	担当課
「子どもの権利」に関する学習機会の充実	子どもの居場所等において、子ども向けの出前授業や学習プログラムを実施します。	子ども・教育政策課
「子どもの権利」に関わる学校での取組(再掲)	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	指導室
人権教育、道徳教育	教育活動全体を通して生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図ります。	指導室
「子どもの権利」に関わる図書の充実(再掲)	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会として、子どもの権利に関わるブックリストの作成や、図書館と連携した企画展示等を行います。	子ども・教育政策課
「子どもの権利」に関する保護者向け講座の実施	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉え、保育施設や学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する保護者向けの講座を実施します。	子ども・教育政策課

取組の方向性

(2) 子どもの意見の表明・参加の促進

現状と課題

- 子どもの意見表明は、家庭や学校、地域、区政など、日常のあらゆる場面で保障されなければなりません。
- しかしながら、区において、子どもが意見を表明する機会は十分とは言えず、また、ヒアリング調査においても、「意見を言っても変わらない」という思いを抱えている子どももあり、子どもの意見表明が実質的に保障されているとは言えない現状があります。
- また、子どもは、まちづくりのパートナーであることから、子どもに関する取組への参加の機会を確保し、子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映していくことは必要不可欠です。

方向性

- 全ての子どもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりを行います。
- 子どもが区政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的に参加するための機会を確保します。

成果指標と目標値

成果指標		現状値	令和9年度 目標値
①「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		小学生:69.9% 中学生:60.7% (令和元年度)	小学生:80.0% 中学生:70.0%
ベンチ マーク	「自分のことが好きだ」と思う児童・生徒の割合 (小学5年生、中学2年生) 【出典】東京都子供の生活実態調査(東京都)	小学5年生:67.8% 中学2年生:59.8% (平成28年度)	—
②親と「よく話す」、「時々話す」子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		小学生:80.5% 中学生:76.5% (令和元年度)	小学生:85.0% 中学生:90.0%
③「意見が言えている」と思う子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		—	小学生:75.0% 中学生:70.0%
ベンチ マーク	家庭で親が子どもの意見を「聞いている」と回答した子どもの割合 【出典】計画策定のためのアンケート調査(豊島区)	小学生:74.2% 中高生:70.3% (平成30年度)	—

主な取組① 子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に参加するための仕組みづくりを行います。

重点事業

事業名	事業内容		
区政運営における子どもの参加の推進	区政運営において、対面、アンケート、オンラインなど幅広い方法を活用して子どもの意見を聴取します。聴取にあたり、子どもの意見聴取の機会の設定の仕方や聴取の方法などをまとめた子ども参加に関する実践的な手引きを作成します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
区の計画や方針の策定、施設整備等の過程における子どもの意見聴取の実施回数	—	30回 (5年間延べ)	子ども・教育政策課 各課

事業

事業名	事業内容	担当課
子どもと子育て家庭の実態調査	子育て家庭の保護者及び子どもに対してアンケート調査を行い、子育て家庭の生活実態を把握・分析します。	子ども・教育政策課
子どもの生活実態調査	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。	子ども・教育政策課
児童・生徒への選挙啓発	区立小・中学校へのリーフレットの配布や学校での模擬選挙の実施などにより、児童・生徒に対して選挙に関する理解促進を図り、主権者教育を推進します。	選挙管理委員会事務局
子ども向けの情報発信	子どもに関する情報について、子ども向けの掲示物を作成したり、区のホームページで分かりやすく発信したりするなど、区政運営において子ども向けの情報提供・情報発信を行い、子ども参加を促進します。	子ども・教育政策課

主な取組②

子どもの意見表明・参加の機会の確保

子どもが区政やまちづくりに対して意見表明・参加するための機会を確保するとともに、子どもの意見を施策の推進や施設の運営に反映させるよう取り組みます。

重点事業

事業名	事業内容		
ハイティーン会議(子ども会議)の開催	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代を対象にハイティーン会議を実施します。また、条例第14条に基づく「子ども会議」として、子どもに関する区の計画等について、区がハイティーン会議に参加する子どもに意見を求めます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
ハイティーン会議の参加者数	—	150人 (5年間延べ)	育成活動推進課 子ども・教育政策課
ハイティーン会議におけるチャレンジ件数	—	50件 (5年間延べ)	育成活動推進課 子ども・教育政策課
区が子ども会議に意見を求めた件数	—	20件 (5年間延べ)	子ども・教育政策課 育成活動推進課

事業

事業名	事業内容	担当課
「子どもの権利」に関わる学校での取組(再掲)	子どもの権利について、児童・生徒が知る機会を設けるとともに、自分の意見や考え、思いを表明する取組を充実します。	指導室
中高生年代向け施設の整備	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	育成活動推進課
社会的養護のもとでの子どもの権利擁護の推進	第三者の関与等により一時保護、里親委託、施設措置等のもとにある子どもの声(意見・意向等)を聴取し、処遇等に関し子どもの声を尊重する仕組みを作ります。	児童福祉課 子ども・教育政策課
区民と区長のタウンミーティング	区政への区民参加を目的として、区民から区長が幅広く意見を伺い、対話する場として実施します。小・中学校において、児童・生徒を対象とした対話による意見交換も行います。	広聴・広報課
施設運営における子どもの参加の推進	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	育成活動推進課 子ども・教育政策課

取組の方向性

(3) 子どもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援

現状と課題

- 子どものすこやかな成長にとって、休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したり、多様な考え方や文化・芸術に触れることができるような居場所の存在は非常に重要です。
- 区には、様々な子どもの居場所がありますが、子どもの発達や成長段階に応じてそれぞれのニーズは異なり、また、居場所があっても、利用しない子どももいます。
- 「全ての子どもに居場所があるかどうか」という視点から、子どもがほっとできる居場所や、学びや遊び、体験ができる環境の整備を進めていく必要があります。

方向性

- 子どもの豊かな成長や自立性、社会性を育てていくために、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
- 子どもが自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り開く力を習得できるよう、子どもの特性に合わせた学びの機会や場所を充実します。
- 子どもが屋内外で遊んだり、自然と触れ合ったり、文化・芸術に親しんだりする機会や場所を充実します。

成果指標と目標値

成果指標		現状値	令和9年度 目標値
①「ほっとできる居場所がない」と思う子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		小学生:1.4% 中学生:3.1% (令和元年度)	小学生:0% 中学生:0%
ベンチ マーク	「ほっとできる居場所がない」と思う子ども(小学5年生、中学2年生)の割合 【出典】東京都子供の生活実態調査(東京都)	小学5年生:2.7% 中学2年生:4.0% (平成28年度)	—
②保護者から見た遊び・憩いの総合的な満足度 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		16.8% (令和元年度)	32.0%
③授業が「よくわからない」と感じる子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		小学生:10.3% 中学生:19.4% (令和元年度)	小学生:5.0% 中学生:15.0%
ベンチ マーク	授業が「よくわからない」と感じる子ども(小学5年生、中学2年生)の割合 【出典】東京都子供の生活実態調査(東京都)	小学5年生:13.0% 中学2年生:24.3% (平成28年度)	—
④授業が「よくわからない」と感じる困窮層の子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査		小学生:20.6% 中学生:54.6% (令和元年度)	小学生:10.0% 中学生:45.0%
ベンチ マーク	授業が「よくわからない」と感じる困窮層の子ども(小学5年生、中学2年生)の割合 【出典】東京都子供の生活実態調査(東京都)	小学5年生:28.7% 中学2年生:51.5% (平成28年度)	—

主な取組① 安心して過ごせる居場所づくり

放課後等の子どもの居場所や、魅力ある公園の整備を進めるなど、子どもの成長段階やニーズに応じて安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

重点事業

事業名	事業内容		
児童館の運営	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
児童館1館あたりの 年間利用者数(延べ)	19,438人 (令和3年度)	24,000人	育成活動推進課

事業名	事業内容		
キッズ・プラザ整備・運営	小学校の施設を活用して居場所・遊び場を展開します。小学校の校舎改築等に併せて整備を進めます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
キッズ・プラザの年間利用者数(延べ)	277,612人 (令和3年度)	408,000人	育成活動推進課
「キッズ・プラザは楽しい遊びや行事がある」と思う児童の割合 【出典】利用者アンケート	85.9% (令和4年度)	90.0%	育成活動推進課

事業

事業名	事業内容	担当課
中高生年代向け施設の整備(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	育成活動推進課
学童クラブ整備・運営	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	育成活動推進課

事業名	事業内容	担当課
子育てひろば整備・運営	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。	育成活動推進課
ふらっとサンデー (乳幼児親子日曜開放事業)	一部の児童館において、乳幼児親子を対象として児童館の一部を開放し、親子の遊びや保護者同士の交流の場を提供します。	育成活動推進課
放課後子ども教室推進事業	地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。	育成活動推進課
放課後の子どもの安全な居場所の確保	キッズ・プラザ未整備の小学校において、放課後の子どもの安全な居場所を確保するため、小学校の敷地内に児童が利用できる暫定的な居場所・遊び場の確保を検討します。	育成活動推進課
施設運営における子どもの参加の推進(再掲)	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	育成活動推進課 子ども・教育政策課
子ども食堂への支援	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	子育て支援課
学習支援団体への支援	子どもの学びを支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。	子育て支援課
プレーパーク活動支援事業	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、活動を担う人材の養成への支援及び普及啓発のための取組を行います。	育成活動推進課
遊び場開放事業	小学校の校庭について、平日は当該校児童を対象に、学校休業日は当該校児童及び中学生以下の地域の方を対象に、年間を通して遊び場として開放します。	学校教育課
学校開放事業	区立小中学校の校庭や体育館を、区民がスポーツ活動で利用できるよう開放することで、子どもたちが安心してスポーツできる場所を確保します。	スポーツ振興課
公園再整備	時代やニーズの変化に対応し、あらゆる世代の誰もが利用しやすい魅力的な公園を整備します。整備にあたっては、子どもの意見を取り入れた幼児用トイレや幼児用遊具の検討を行います。	公園課

事業名	事業内容	担当課
常設プレーパーク設置に向けた検討	子どもの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場を充実するため、常設プレーパークの設置について検討します。	育成活動推進課 子ども・教育政策課 企画課
地域施設の有効活用	区民活動センター等を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、予約方法の見直しや集会室の空き状況の可視化などにより、利便性の向上を図ります。	地域活動推進課

主な取組② 学習機会の充実

学習支援の実施や学習スペースの提供など、子どもの学びを支援する取組を充実します。

重点事業

事業名	事業内容		
学習支援事業	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
学習習慣の定着や学力の向上等の効果を感じた参加者の割合	小学生:64.3% 中学生:83.8% (令和3年度)	小学生:70.0% 中学生:89.0%	子育て支援課

事業

事業名	事業内容	担当課
学習スペースの提供	子どもの自主的・自発的な学習を支援するため、区有施設において、子ども専用の学習スペースや子どもが利用できる多様な勉強場所を提供します。	子育て支援課
学習支援団体への支援 (再掲)	子どもの学びを支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。	子育て支援課
子どもの読書環境の充実	区立図書館、学校図書館の充実を図るとともに、相互に連携し、子どもの読書活動の推進を行います。	子ども・教育政策課 指導室
補充学習教室	任期付短時間勤務教員等を各小・中学校に配置し、放課後や夏期休業中に学習教室を実施し、一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな教育を推進します。	指導室
学童クラブ ICT 環境整備	子どもの学習環境を充実するため、学童クラブ室にインターネット環境を整備します。	育成活動推進課

事業名	事業内容	担当課
ICT 教育の推進	区立小・中学校におけるICT環境を整備し、ICTを活用した学習を推進します。	指導室 学校教育課
教育支援室運営	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導や編入前支援等を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。	指導室

主な取組③ 遊び・体験の機会の充実

子どもが自由に外遊びをしたり、文化・芸術に親しんだりするなど、多様な活動や体験ができる機会や場所を提供します。

重点事業

事業名	事業内容		
プレーパーク活動支援事業(再掲)	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、活動を担う人材の養成への支援及び普及啓発のための取組を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
プレーパーク活動団体数	5団体 (令和4年度)	8団体	育成活動推進課

事業

事業名	事業内容	担当課
ブックスタート事業	区内在住の赤ちゃんを対象に、絵本2冊が入ったブックスタート・パックをプレゼントし、絵本を開く新しい「体験」を赤ちゃんに提供します。	子ども・教育政策課
区の体験型事業への優先枠の設定	区が主催する事業を中心に生活が困難な状態にある子どもや子育て家庭の優先参加枠を設けます。	子育て支援課 各課
小・中学生文化芸術振興事業	文化と芸術の力を生かし、次世代育成を強化するため、小・中学生に向けた文化事業の提供や音楽・美術教室の提供などを実施します。	区民文化国際課 学校教育課
政策助成	体験活動を行う地域団体への支援として、政策目的の実現に貢献する、区民団体が主催の中野区民を対象とした公益活動に係る経費について、助成を行います。	育成活動推進課
常設プレーパーク設置に向けた検討(再掲)	子どもの好奇心を大切にし、自由にやりたいことができる遊び場を充実するため、常設プレーパークの設置について検討します。	育成活動推進課 子ども・教育政策課 企画課
児童館の運営(再掲)	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。	育成活動推進課

事業名	事業内容	担当課
中高生年代向け施設の整備(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	育成活動推進課
放課後子ども教室推進事業(再掲)	地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。	育成活動推進課
遊び場開放事業(再掲)	小学校の校庭について、平日は当該校児童を対象に、学校休業日は当該校児童及び中学生以下の地域の方を対象に、年間を通して遊び場として開放します。	学校教育課
学校開放事業(再掲)	区立小中学校の校庭や体育館を、区民がスポーツ活動で利用できるよう開放することで、子どもたちが安心してスポーツできる場所を確保します。	スポーツ振興課
海での体験事業	区立小学校4年生から6年生の希望者を対象に、海という日常生活から離れた集団生活の中で、豊かな人間性や社会性、健康、体力などの「生きる力」を育むことを目的として実施します。	学校教育課
地域スポーツクラブ事業	スポーツ・コミュニティプラザにおいて、区民によって主体的に運営される地域スポーツクラブが、子どもも対象としたスポーツ教室やイベント事業を実施します。	スポーツ振興課

取組の方向性

(4) 子どもの権利侵害の防止、相談・救済

現状と課題

- 児童虐待やいじめ、不登校などにより、子どもの権利が侵害されることがあってはなりません。しかし、そうした権利侵害時に、相談できる人が身近にいない子どもがいます。
- また、外国にルーツを持つ子どもや性的指向や性自認について悩んでいる子ども、周囲の人たちの理解の不足など、子どもが抱える課題や悩みは多様化・複雑化しています。
- 子どもの権利が侵害されたり、その恐れがある場合や、子どもが困難に直面した場合に、これを適切に解決する相談・救済の仕組みは必要不可欠です。
- 子どもの権利侵害の防止や、子どもや保護者が安心して相談・救済を求めることができる体制の整備を進めていく必要があります。

方向性

- 児童虐待やいじめの未然防止に向けた取組を進めるとともに、子どもの権利侵害が発生した場合に迅速かつ適切な対応を行い、権利侵害からの救済を図ります。
- 子どもに寄り添い、子どもや子どもに関わる大人が安心して相談・救済を求めることができる体制や環境の整備を進めます。
- SNSやインターネットからの有害情報等、子どもを取り巻く有害環境から子どもを守る取組を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度 目標値	
①子どもの権利が守られていると思う区民の割合 【出典】中野区区民意識・実態調査	26.4% (令和4年度)	35.0%	
②「がんばれば、むくわれる」と思う子どもの割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査	小学生:83.0% 中学生:77.0% (令和元年度)	小学生:93.0% 中学生:87.0%	
ベンチ マーク	「がんばれば、むくわれる」と思う子ども(小学5年生・中学2年生)の割合 【出典】東京都子供の生活実態調査(東京都)	小学5年生:83.7% 中学2年生:79.0% (平成28年度)	—

主な取組①

虐待の未然防止、養育支援体制の整備

養育を支えるサービスや、児童相談所等の相談対応により、虐待の未然防止、早期対応を進めます。

重点事業

事業名	事業内容		
児童相談所の運営	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
虐待を理由とする一時保護の再保護件数	—	0件	児童福祉課

事業

事業名	事業内容	担当課
児童虐待防止の普及啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を行います。	子ども・若者相談課
「子どもの権利」に関する保護者向け講座の実施(再掲)	妊娠・出産・子育て期の様々な機会を捉え、保育施設や学校等と連携を図りながら、子どもの権利に関する保護者向けの講座を実施します。	子ども・教育政策課
子ども配食事業	経済的な理由や保護者の疾病など、子どもの養育に支援が必要な家庭に対して食事を配達するとともに、配達時に家庭の状況を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども・若者相談課
子どもショートステイ	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。	子ども・若者相談課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理などを行います。	子ども・若者相談課
養育支援訪問事業	養育支援が必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育支援ヘルパーを派遣して、養育環境の維持・改善を図ります。	すこやか福祉センター 子ども・若者相談課

事業名	事業内容	担当課
児童養護施設等の誘致に向けた検討	家庭での養育が困難な児童が養育される環境を整えるため、家庭的で適切な養育ができる機能を持つ施設等の確保に向けた検討を行います。	児童福祉課 子ども・若者相談課
里親支援、普及啓発	里親への研修事業や訪問支援、里子アフターケア等の支援を行うとともに、効率的な広報活動を進めることなどにより、里親の新規開拓と制度の理解・協力の促進を図ります。	児童福祉課
未就園児に対する支援の検討	幼稚園や保育施設等に通っていない未就園児の実態把握と支援の検討を行います。	子ども・教育政策課 児童福祉課 すこやか福祉センター 子ども・若者相談課

主な取組②

いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援

いじめや不登校、困難に直面した子どもに対して、それぞれの子どもの状況に合わせた迅速かつ適切な支援や問題解決に取り組みます。

重点事業

事業名	事業内容		
いじめ防止等対策事業	中野区いじめ防止対策推進条例に基づき、区や学校のいじめ防止基本方針を定め、教職員と保護者や地域が連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
いじめの解決率	小学校:98.0% 中学校:100% (令和3年度)	小学校:100% 中学校:100%	指導室 子ども・教育政策課

事業名	事業内容		
不登校支援事業	不登校の未然防止から初期対応、事後の自立支援を行い、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら不登校児童・生徒への支援に取り組みます。また、教育支援室の運営など、不登校児童・生徒が安心して過ごすことができる居場所支援に取り組みます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
不登校の児童・生徒のうち 関係機関につながっていない 子どもの割合	12.8% (令和3年度)	0%	指導室 子ども・教育政策課

事業

事業名	事業内容	担当課
教育相談	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。	指導室
スクールカウンセラーの配置	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。	指導室
心の教室相談員の配置	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。	指導室

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。	指導室
教育支援室運営(再掲)	学校や保護者と連携しながら長期欠席の児童・生徒に対して学習指導や教育相談等を行います。また、外国人児童・生徒等に対して学習指導や編入前支援等を行い、日本の学校に安心して通えるよう支援を行います。	指導室
スクールロイヤーの配置	学校で発生する様々な問題に対し、子どもの最善の利益を考慮しながら学校へ法律的な支援を行います。	指導室
不登校児童等の中学校卒業後の支援	中学校で不登校等の課題があり支援されていた生徒について、中学校と連携して情報を共有し、卒業後も必要な相談支援が途切れることのないように継続的な支援を行います。	すこやか福祉センター
外国籍の子どもの編入支援事業	区立学校に編入する外国人児童・生徒等に対し、教育支援室が外国語版入学のしおりの説明を行い、学校との事前打ち合わせ日と編入学初日に児童・生徒に同行し、支援を行います。	指導室
外国人学校保護者補助事業	外国人学校に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減を図るため授業料の一部を補助します。※所得制限あり	学校教育課
日本語適応事業	日本語指導が必要な幼児・児童・生徒に対して、区立学校・幼稚園に日本語指導員を派遣し、家庭と学校との連絡補助や日本語言語指導により、学校生活や社会生活への円滑な適応を図ります。	指導室
SNS相談窓口「STANDBY」	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。	指導室
ヤングケアラー支援	発見が困難で問題が顕在化しにくい特性を持つヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐため、相談支援体制を強化します。	地域包括ケア推進課 指導室 子ども・若者相談課 児童福祉課 子ども・教育政策課
子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	子育て支援課
学習支援事業(再掲)	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。	子育て支援課

主な取組③ 子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利救済機関の運営など、子どもや子どもに関わる大人が安心して相談・救済を求めることができる体制や環境整備を行います。

重点事業

事業名	事業内容		
子どもの権利救済機関(子ども相談室)の運営	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など子どもが相談しやすい相談手法を検討します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
子どもの権利侵害に関わる相談件数	—	100件	子ども・教育政策課

事業

事業名	事業内容	担当課
子ども相談室の普及啓発(再掲)	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談室に愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うなど、普及啓発を進めます。	子ども・教育政策課
児童相談所の運営(再掲)	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	児童福祉課
子ども・若者支援センター若者相談事業	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。	子ども・若者相談課
人権擁護相談	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等 人権侵害に関することについて、法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員による専門相談を実施します。	企画課
SNS相談窓口「STANDBY」(再掲)	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。	指導室
教育相談(再掲)	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。	指導室

事業名	事業内容	担当課
スクールカウンセラーの配置(再掲)	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。	指導室
心の教室相談員の配置(再掲)	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。	指導室
自殺対策事業	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。	保健予防課
性的マイノリティ対面相談	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。	企画課

主な取組④ 有害環境等からの保護

SNSや違法薬物等による犯罪被害防止に向けた啓発など、子どもを取り巻く有害環境対策を進めます。

重点事業

事業名	事業内容		
情報モラル教育	自他の権利や情報社会における行動に関する教育や犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための教育を推進します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
SNS 学校ルールを「守っている」、「だいたい守っている」と答える子どもの割合 【出典】児童・生徒のスマートフォン等の所持状況及びインターネットの利用に関する調査	小学校:95.0% 中学校:85.0% (令和3年度)	小学校:100% 中学校:100%	指導室

事業

事業名	事業内容	担当課
薬物乱用防止	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、イベント等での啓発活動や、中学生からポスター・標語を募集し、優秀作の表彰を行います。	生活衛生課
DV、デートDV防止	児童・生徒向けに、いじめや心のあり方、人間関係等について考え、自他を尊重する意識を学ぶ講座を実施し、交際相手からの暴力(デートDV)根絶の契機とします。	企画課
消費生活相談	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。	区民文化国際課
18歳成人の普及啓発(消費者トラブル)	学校等と連携を図りながら、消費者被害防止を目的とした出前講座を実施します。	区民文化国際課
セーフティ教室	児童・生徒の健全育成の充実を図るため、保護者や地域と連携して、非行防止や犯罪被害防止教育の推進を図ります。	指導室

目標 Ⅱ

子どもが安心して育つための家庭への支援を推進する

背景

- 少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、共働き世帯の増加や核家族化など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような子育て環境の変化は、保護者の子育てに対する不安感、孤立感に影響を与えます。
- 国は、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している現状を踏まえ、児童福祉に関する機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健に関する機能を有する「子育て世代包括支援センター」の見直しを行い、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることを区市町村の努力義務とする児童福祉法の改正を令和4年6月に行いました。
- 区においては、子ども家庭総合支援拠点である子ども・若者支援センターと、子育て世代包括支援センターであるとともに子ども家庭総合支援拠点の一部の機能を有するすこやか福祉センターが相互に連携することで、切れ目のない相談・支援を実施してきたところですが、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、子育て世帯への包括的な支援を強化していく必要があります。
- 区が令和元年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」では、生活困難層の割合が1割を超えており、経済的な困難が子育て家庭の日常生活に影響を与えていることが想定されます。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもが夢や希望を持って成長できる環境を整える必要があります。
- 近年、中野区における児童扶養手当の受給者数は減少傾向にありますが、全部受給者の割合は上昇傾向にあり、さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰などの社会・経済状況の変化の影響を受けて、困難な状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあると考えられます。子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担っているひとり親家庭への支援を積極的に進めていくことが必要です。
- 障害児通所支援事業の延べ利用人数や特別支援教室利用児童数など、特別な配慮が必要な子どもの数は増加傾向にあります。また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、地方公共団体の責務が明記されたことから、医療的ケア児及びその家族に対する支援の実施、保育施設や学校等での受入の促進などが求められています。特別な配慮を必要とする子どもとその家庭が適切な支援を受けられるよう、取組をより一層進める必要があります。

取組の方向性

(1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

現状と課題

- 子育て家庭のライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子育てに不安を感じている保護者もあり、家庭の状況に応じた支援が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化の影響により、子育て仲間を作る機会や場が減少していることなどから、妊産婦が孤立し、育児への不安の増幅や、心身の不調につながる懸念されます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活の劇的な変化が、子どもや子育て家庭に様々な影響をもたらし、継続して強いストレスとなっていることから、健康的な生活を営むための支援が必要です。

方向性

- 安心して妊娠・出産・育児をすることができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。
- 子育て家庭が必要なサービスを利用できるように、子育てサービスの充実及び様々な方法による情報提供を行うとともに、課題を抱える家庭を把握し、必要な支援につなげるための取組を進めます。
- 子どもに係る医療費について、0歳から15歳の子どもに加え、15歳から18歳の高校生年代の医療費を助成し、子育てにかかる費用の軽減を図るとともに、子どもの健康確保のための取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度目標値
①子育てサービスを必要に応じて利用できた割合 【出典】子育て支援に関するアンケート	96.7% (令和3年度)	100%
②3か月児健診での産後うつアンケートにおけるハイリスク者の割合 【出典】3か月児健康診査受診者アンケート	9.4% (令和3年度)	減少
③大きな戸惑いを感じることなく、子育てをしている保護者の割合 【出典】子育て支援に関するアンケート	90.7% (令和3年度)	100%

主な取組①

妊娠、出産、子育てトータル支援の実施

安心して妊娠・出産・子育てに臨むことができる環境を整えるため、妊婦健康診査費用や医療費などの助成、育児不安解消に向けた取組や様々な機会における子育て支援情報の提供など、妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援を実施します。

重点事業

事業名	事業内容		
妊産期相談支援事業	中野区に妊娠届を提出した全ての妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に、保健師等が面接を行い、個別の支援プランを作成し、産前・産後のサービス提供につなげるとともに、面接後、地区担当保健師によるフォローを行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
妊産期相談支援事業実施の割合	96.1% (令和3年度)	98.0%	すこやか福祉センター

事業名	事業内容		
産後ケア事業	産後において心身の不調や育児不安のほか、支援が必要となった場合に、産婦及び乳児に対して、心身ケアや育児支援、その他必要な支援を専門職が行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
産後ケア事業利用人数	1,220人 (令和3年度)	1,400人	すこやか福祉センター

事業

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康診査	全妊婦を対象に14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。	子育て支援課 すこやか福祉センター
両親学級(こんにちは赤ちゃん学級)	初妊婦とその家族を対象に、妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦とその家族同士の仲間づくりを促します。	すこやか福祉センター

事業名	事業内容	担当課
産前・産後サポート事業	出産に向けての情報提供、妊婦同士の交流の場の設定、出産や育児の不安及び孤立感の解消のための講座を実施します。また、産後の親同士の情報交換や交流機会を設けることで、育児不安の解消を図るとともに仲間づくりを促します。	すこやか福祉センター
父親の育児参画	父親向けの栄養講習会や、児童館での地域育児相談会を実施します。	すこやか福祉センター
産前家事支援事業	妊娠中において家族等の援助が受けられないため支援を必要とする方に対し、妊婦の健康の回復及び負担の軽減を目的として、家事支援者を派遣して支援を行います。	すこやか福祉センター
産後家事・育児支援事業	1歳未満の子どもを育てる家庭の負担軽減、孤立化や産後うつ等の未然防止を目的として、「家事育児サポーター」(産後ドゥーラ、ベビーシッター、家事支援ヘルパー等)を派遣して支援を行います。	すこやか福祉センター
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	区内に住所・居所を有する生後4か月に達するまでの乳児のいる家庭を、すこやか福祉センター職員または訪問指導員等が訪問し、乳児と産婦の健康状態把握や産婦に対する育児指導・支援を行います。	すこやか福祉センター
多胎児家庭支援事業	同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う身体的・精神的負担や、外出の不自由等の困難に対する支援として、移動経費補助、家事育児の支援、多胎妊産婦の交流事業を行います。	すこやか福祉センター
予防接種	感染症から子どもを守るとともに、社会全体に感染症がまん延することを防ぐため、接種年齢に合わせた予診票の個別送付を行い、各種予防接種を実施します。	保健予防課
乳幼児健診	月齢や年齢に応じた健康診査、歯科健診を実施し、発育・発達のチェックを行うとともに、疾病や障害の早期発見・早期治療につなげます。また、結果に応じて、保健・栄養指導を実施するほか、医療機関での治療等を勧奨します。	すこやか福祉センター 子育て支援課
子育て専門相談	発育や発達、育児の不安、離乳食や食事等の栄養相談、歯と口の健康づくりなど子育てに関し、心理職・栄養士・歯科衛生士などによる個別相談を実施します。	すこやか福祉センター
子育てに関する講座	乳幼児を育てる保護者向けに、子どもの発達・発育をはじめ、子育てに関する様々な講座を実施します。	すこやか福祉センター
地域育児相談会	すこやか福祉センターや児童館において、子育てに関する情報提供や、子どもの健康等に関する講座や相談会を実施します。	すこやか福祉センター

事業名	事業内容	担当課
母子手帳の発行	妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳及び母と子の保健バッグ(妊婦健康診査受診票等を含む)を交付するとともに、アンケート及び面接を行い、その後の相談支援につなげます。	すこやか福祉センター 子育て支援課
子ども医療費助成 (乳幼児・義務教育就学児)	15歳到達後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	子育て支援課
子ども医療費助成 (高校生等)	令和5年4月より、15歳から18歳到達後の最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担分(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	子育て支援課
児童手当	15歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している方に手当を支給します。※所得制限あり	子育て支援課
食育推進事業	ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣等の普及啓発を進めます。	保健企画課
運動習慣の定着・体力向上に向けた教育	子どもに運動や運動遊びの楽しさを十分に味わわせることのできる指導の工夫や食育・健康教育の取組について、各学校の体力向上プログラムに位置付け、実践します。	指導室
妊娠相談支援	妊娠を望む方や不妊に悩む方に対し、不妊検査や不妊治療にかかった医療費の一部を助成するとともに、専門的な相談及び情報交換の機会を提供します。	子育て支援課
入院助産	妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することができない場合に、指定の助産施設(病院、助産院)での出産に必要な費用を援助します。	子ども・若者相談課

主な取組② 子育て支援サービスの充実

子育て家庭が、必要とするサービスを必要なときに利用することができるよう、子どもの預かりや乳幼児親子の居場所など、子育てに関するサービスを充実するとともに、その利用につながるよう、様々な方法により情報を提供します。

重点事業

事業名	事業内容		
子育て支援サービスの利用促進	子育て家庭が必要なときに子育て支援サービスを利用することができるよう、育児情報や区の子育て支援情報をLINEにより配信します。また、窓口における手続き時など、様々な機会を捉えて情報提供を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
なかの子育て応援メール登録者数	1,605件 (令和4年3月31日)	3,400件	子育て支援課

事業

事業名	事業内容	担当課
利用者支援事業【特定型】	保育所の入園相談等の各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに合わせたサービスにつなげます。	子育て支援課
利用者支援事業【基本型・母子保健型】	子どもや保護者にとって身近な場所において、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて相談や助言を行います。	すこやか福祉センター
病児・病後児保育	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。	子育て支援課
一時預かり	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。	子育て支援課
ベビーシッター利用支援（一時預かり）	日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
児童館における一時預かり	保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童館において時間単位で子どもを預かります。	育成活動推進課
子どもショートステイ(再掲)	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。	子ども・若者相談課
トワイライトステイ	保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する方がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。	子ども・若者相談課
子育て家庭ホームヘルプサービス	小学生以下の子どもを養育している親族その他の援助が得られないひとり親家庭、または小学生以下の子どもの疾病等により家事援助などが必要な子育て家庭に対し、利用要件に応じてホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課
子育てひろば整備・運営(再掲)	乳幼児親子同士の交流を進め、子育てについての相談や情報提供を行います。	育成活動推進課
子育て情報提供サービス	子育て世帯向けのサービスや問合せ先などを掲載したパンフレット(おひるね)を発行します。また、区ホームページ内の子育てに関する支援やイベントなどを掲載した子育て家庭向けサイトで情報を発信します。	子ども・教育政策課 広聴・広報課
子育て家庭と区長のタウンミーティング(子育てカフェ)	区の子育て環境で不満に感じていることや、取り組んでほしい施策について、区長が児童館等を訪問し、子どもの保護者等と意見交換を行います。	広聴・広報課 子ども・教育政策課
子ども・子育てに関する講演会	子ども・子育てに関する話題・課題等についての普及啓発、理解促進を図るため、子育て世代の関心が高い事項に関する講演会を開催します。	子ども・教育政策課

主な取組③ 子育てに関する相談体制の充実

様々な機会を捉え、SOSを発信できない世帯や複合的な課題を抱える世帯等を必要な支援や地域資源につなげるため、発見、相談、継続的な支援を多機関が連携しながら包括的に提供(重層的支援体制)し、生活課題の解決に向けて取り組みます。

重点事業

事業名	事業内容		
支援検討会議	養育や発達に課題を抱えるなど、支援の必要性を検討すべき家庭について、今後の支援方針や具体的な支援の内容等を決定するための会議を開催し、継続的な支援につなげます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
支援検討会議の対象者数 (延べ)	3,307人 (令和3年度)	上昇	すこやか福祉センター

事業

事業名	事業内容	担当課
すこやか福祉センターの運営	子どもや妊産婦等が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、子育て、保健・福祉の地域拠点として、相談・支援のほか、各種事業やサービスの提供を行います。	すこやか福祉センター
子ども・若者支援センターの運営	子ども・若者及びその家庭からのあらゆる相談を受け付け、助言や支援を行うほか、子ども・若者及びその家庭の支援を行う関係機関と連携し、必要な支援につなげます。	子ども・若者相談課
児童相談所の運営(再掲)	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	児童福祉課
児童館の運営(再掲)	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。	育成活動推進課
要保護児童対策地域協議会(再掲)	要保護児童等への適切な保護や支援を行うため、関係機関が必要な情報を共有し、支援計画に関する協議や進行管理などを行います。	子ども・若者相談課

事業名	事業内容	担当課
教育相談(再掲)	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。	指導室
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。	指導室
困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

取組の方向性

(2) 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

現状と課題

- 困窮層と周辺層を合わせた生活困難層の割合は、全ての年齢層において1割を超えています。また、困窮層のうち約7割が、過去1年の間に経済的な理由による食料の困窮を経験しています。
- 困窮層のうち、電気・ガス・水道といった公共料金の滞納経験がある割合は、1割を超えており、特に小学校高学年では、約3割となっています。また、家計が赤字である割合は困窮層で約5割となっており、困難家庭ほど日常生活に影響が生じています。
- ひとり親家庭は、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割をひとりで担う必要があることから、日常生活や就労など、様々な面で困難に直面しやすい状況にあります。また、離婚成立前から実質的なひとり親としての生活が始まっている場合も多くあることから、早期かつ総合的な支援が求められています。

方向性

- 子どもと子育て家庭の安定した生活を実現するため、食のセーフティネットの充実とともに、就業や住宅など、日常生活に関する支援を総合的に実施します。
- 暮らし、仕事や子育てなど、ひとり親家庭が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、総合的かつ継続的な支援を実施します。
- 支援を必要とするひとり親家庭が早期に安定的な生活を送ることができるよう、離婚成立前の実質的なひとり親家庭への支援を充実します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度 目標値
①生活困難層の割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査	未就学児:10.7% 小学校低学年:11.1% 小学校高学年:11.2% 中学生:14.9% (令和元年度)	未就学児:9.7% 小学校低学年:10.1% 小学校高学年:10.2% 中学生:13.9%
②ひとり親家庭の生活困難層の割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査	33.9% (令和元年度)	31.9%
③公的機関に相談したかったが、何らかの理由(抵抗感・時間や場所、窓口や方法の不便さ及び不明)で相談できなかった生活困難層の割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査	19.1% (令和元年度)	14.1%

主な取組① 生活困窮家庭への支援

地域の子ども食堂への支援や住宅の確保に関する支援など、生活に困窮する家庭の日常生活を支えるための取組を進めます。

重点事業

事業名	事業内容		
子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
区内の子ども食堂の数	27か所 (令和4年4月)	40か所	子育て支援課
子ども食堂がない小学校 区数	7校区 (令和4年4月)	0校区	子育て支援課

事業

事業名	事業内容	担当課
就学援助	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費など学校教育に必要な経費の援助を行います。	学校教育課
生活困窮者自立支援事業	就職や住まい、家計管理、子どもの学習など、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	生活援護課 子育て支援課
行政サービスの利用料減 免・減額	所得やひとり親家庭など、条件により一部事業(病児・病後児保育、子どもショートステイ等)で利用料減免・減額を実施します。	各課
子ども配食事業(再掲)	経済的な理由や保護者の疾病など、子どもの養育に支援が必要な家庭に対して食事を配達するとともに、配達時に家庭の状況を把握し、児童虐待の未然防止を図ります。	子ども・若者相談課
居住支援体制の推進	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。	住宅課

事業名	事業内容	担当課
母子生活支援施設	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
子どもの生活実態調査 (再掲)	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。	子ども・教育政策課
困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組(再掲)	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

主な取組② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える複合的な課題の解消に向け、仕事や暮らし、子育てに関する支援を総合的に提供するなど、ひとり親家庭が安定的な生活を早期かつ継続的に実現するための取組を進めます。

重点事業

事業名	事業内容		
ひとり親家庭総合支援事業	ひとり親家庭相談員の配置による伴走型の相談体制の整備やひとり親家庭の自立に向けたプランの作成など、ひとり親家庭を総合的に支援するとともに、関係機関と連携した支援の強化やひとり親家庭のしおり等を活用した効果的な情報発信を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
ひとり親家庭等相談件数 (延べ)	340件 (令和3年度)	500件	子育て支援課

事業

事業名	事業内容	担当課
自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金	就業に結びつきやすい指定講座の受講や資格取得のため、養成機関で修業する場合、所定の給付金を支給し、経済的な負担の軽減と経済的自立を促進します。	子育て支援課
子育て家庭ホームヘルプサービス(再掲)	小学生以下の子どもを養育している親族その他の援助が得られないひとり親家庭、または小学生以下の子どもの疾病等により家事援助などが必要な子育て家庭に対し、利用要件に応じてホームヘルパーを派遣します。	子育て支援課
実質的なひとり親家庭への支援	離婚調停中で離婚成立前から実質ひとり親家庭となった、18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している世帯に対し、金銭給付を行います。	子育て支援課
養育費確保支援事業	養育費や面会交流に関する普及啓発を行うとともに、養育費の取り決めに関する公正証書等の作成やADR(裁判外紛争解決手続き)に係る費用を助成します。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	子育て支援課
児童育成手当	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分(高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金及び食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く)を助成します。	子育て支援課
母子生活支援施設(再掲)	生活・就労・教育・住宅等、解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯が入所できる施設を運営し、養育支援、家庭運営支援や就労支援等、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
学習支援事業(再掲)	生活困窮世帯の小学6年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。なお、対象については、小学4年生まで段階的に拡充していきます。	子育て支援課
居住支援体制の推進(再掲)	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。	住宅課
女性相談	婦人相談員(女性相談員)を配置し、女性の様々な問題や悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を行います。	生活援護課
困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組(再掲)	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

取組の方向性

(3) 子どもの発達・成長に応じた支援

現状と課題

- 療育相談や区内の障害児通所支援事業の延利用人数は増加傾向にあることから、各家庭の状況や子どもの特性を踏まえた相談支援体制を充実する必要があります。また、発達に課題や障害のある子どもを育てる保護者が周囲から十分な理解を得られない状況もあることから、発達の課題や障害に対する理解促進が重要です。
- 医療的ケアが日常的に必要な子ども(医療的ケア児)の数は増加しており、また、必要な支援が多様化していることから、その実態を把握するとともに支援体制の充実を図る必要があります。
- 特別支援学級在籍児童・生徒や通常の学級で特別支援教室を利用する児童・生徒の数及び就学相談の件数は増加傾向にあることから、子どもの状況に合わせた適切な教育環境を保護者が選択できるための支援を行う必要があります。

方向性

- 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭の状況を踏まえた適切な相談支援体制の整備と、子どもとその保護者の地域での孤立を防ぐため、地域における理解の促進を図ります。
- 地域における医療的ケア児への支援を強化するため、関連機関との連携強化を図るとともに、区立・私立保育園等における受入態勢の推進を図ります。
- 子どもの特性や課題に応じた支援や指導を行うために、学校生活支援シートのさらなる活用を図り、関係機関の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度 目標値
①「日頃から子どもの状況を伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができている」と考える保護者の割合 【出典】障害児通所支援施設保護者アンケート	93.4% (令和3年度)	96.0%
②発達に支援を必要とする児童が、適切な相談・支援が受けられたと考える保護者の割合 【出典】子育て支援に関するアンケート	58.3% (令和3年度)	90.0%
③「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の作成にあたり、学校と話し合うことができた」と思う保護者の割合 【出典】学校教育に関する保護者アンケート	小学校:89.4% 中学校:86.9% (令和3年度)	小学校:95.0% 中学校:95.0%

主な取組①

発達に課題や障害がある子どもへの支援

発達に課題や障害のある子どもとその家族が、地域で孤立することのないよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制を構築するとともに、区立療育センター、障害児通所支援事業所や保育所等における専門的な支援の充実を図ります。また、地域社会への参加や包容の推進のため、普及啓発事業等を行います。

重点事業

事業名	事業内容		
療育施設運営	発達に課題や障害のある子どもとその家族が、持っている力を十分に発揮し、地域の中でともに生活できるよう支援を行うため、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、子ども発達センターたんぽぽ、放課後デイサービスセンターみずいろの管理運営を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
「通所を楽しみにしている」と考える子どもの割合 【出典】区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査	90.3% (令和3年度)	100%	障害福祉課
「施設の療育や保護者支援に満足している」と考える保護者の割合 【出典】区立障害児通所支援施設保護者アンケート調査	94.0% (令和3年度)	100%	障害福祉課

事業

事業名	事業内容	担当課
子ども発達支援事業	発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、ライフステージに合わせ、継続した相談支援を実施するとともに、必要に応じて療育センター等の関係機関調整を行います。また、子どもの発達等に不安を抱える保護者を対象とした支援プログラムやグループ活動を実施し、必要な支援につなげます。	障害福祉課 すこやか福祉センター
ペアレントメンター養成事業	子どもの発達に不安や戸惑いのある保護者が、専門家とは違った立場で他の保護者を支援できるよう、ペアレントメンターを養成し、グループ相談等のペアレントメンター活動支援を行います。	障害福祉課
子ども発達支援普及啓発	発達障害等に関する理解を促進するため、講演会やシンポジウムの実施等区民向けに普及啓発を行います。	障害福祉課
保育ソーシャルワーク事業	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援します。	保育園・幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
区立療育センターにおける保育所等訪問支援	保育園、幼稚園等に区立療育センターの職員が訪問し、発達に課題や障害のある子どもの集団生活の支援等を行います。	障害福祉課
医療的ケア児支援事業	こんにちは赤ちゃん訪問や医療機関からの情報提供を通じて、医療的ケア児についての状況把握、必要な支援や関係機関との連携の調整を行います。また、区立・私立保育園、区立学校等での医療的ケア児の受け入れを進めます。	障害福祉課 保育園・幼稚園課 学校教育課 育成活動推進課 すこやか福祉センター
医療的ケア児等の協議の場の設置	医療的ケア児等への支援に係る区内の多様な地域課題の解決を目的として、関係機関等による協議の場を設置し、区内の実態把握や関係機関の連携支援体制の検討等を行います。	障害福祉課
医療的ケア児コーディネーターの連携の場の確保	医療的ケア児コーディネーターの連携の場を確保し、医療的ケア児等への相談援助技術の向上のため、区内の相談支援の事例や社会資源に関する情報の共有を図ります。	障害福祉課
民間障害児支援事業所運営支援	医療的ケアの必要な子どもが地域で療育が受けられるよう、区内の民間障害児通所支援事業所への運営費補助を行います。	障害福祉課
児童育成手当(再掲)	18歳到達後の最初の3月31日までの子ども(障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親等の方で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当	精神または身体に中程度以上の障害を有する20歳未満の子どもを扶養している方等で、所得限度額未満の方に手当を支給します。	子育て支援課

主な取組②

特別な支援を要する子どもへの教育の充実

個々の特性や課題に応じた指導の実施や学習環境の充実に向けた取組を進め、特別な支援を必要とする子どもの教育的なニーズに対応するとともに、インクルーシブ教育の一層の推進を図ります。

重点事業

事業名	事業内容		
学校生活支援シートの活用	学校が児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、保護者の意向を伺いながら「学校生活支援シート」を作成します。また、啓発資料の見直しを行い、シートの理解・周知を図るとともに、教育・保健・医療・福祉等関係機関が切れ目なく一貫した支援が継続できるよう連携を進めます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
特別支援学級在籍児童・生徒のうち、学校生活支援シートを作成している児童・生徒の割合	小学校:58.3% 中学校:62.7% (令和3年度)	小学校:100% 中学校:100%	学校教育課 指導室 すこやか福祉センター

事業

事業名	事業内容	担当課
就学相談	子どもの特性や状況から、学校生活を送る上で必要な支援や一人ひとりに応じた適切な学習環境について、就学相談専門員が保護者と一緒に考えます。	学校教育課
特別支援学級運営	特別支援学級在籍児童・生徒の教育課題の解決・達成を図るため、学級運営・事業実施の支援を行います。	学校教育課
特別支援教室における巡回指導	発達障害のある児童・生徒の在籍校において、巡回指導教員による特別な指導を、全小・中学校に設置している特別支援教室で行います。	学校教育課
授業のユニバーサルデザイン化	全ての子どもたちが、分かりやすい、学びやすいと感じられるように配慮された授業のユニバーサルデザイン化を推進します。	指導室
区立小・中学校のバリアフリー化	「中野区立小中学校施設整備計画(改定版)」で改築年次が示されていない学校について、バリアフリー化に向けた改修を進めます。	子ども教育施設課

目標 Ⅲ

子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境を整備する

背景

- 女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加に伴い、保育施設の利用者は年々増え続け、各自治体において待機児童問題の解消が急務となりました。
- 幼児期の教育・保育の量の拡充や質の向上を図るため、国は、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。また、平成29年6月には「子育て安心プラン」、令和2年12月には「新子育て安心プラン」を公表し、令和6年度末までに女性の就業率82%に対応するための保育の受け皿を整備することとしています。
- 区では、認可保育所の誘致や区立保育園の民営化など、計画的に保育施設の整備を進め、保育定員の拡大を図ってきました。その結果、待機児童数は徐々に減少し、令和4年4月には待機児童ゼロを達成しました。ところが、待機児童問題が解消する一方で、保育施設の定員に空きが発生するなど、新たな課題も生じてきています。
- 区の学童クラブに関しては、依然として待機児童が発生しています。国は平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成31年度末までに約30万人分の学童クラブを整備することとしました。その後も共働き世帯は増加しており、「小一の子」・「待機児童」の問題を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるようにするため、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和5年度末までにさらに約30万人分の学童クラブを整備することとしています。
- 区においても民間学童クラブの誘致などにより定員の増加を図ってきましたが、引き続き待機児童解消に向けた対応が求められています。

取組の方向性

(1) 幼児期から学童期の教育・保育施設の整備

現状と課題

- 保育施設については、増加する保育需要に対応するため、計画的な施設整備を行ってきたことにより、令和4年4月に待機児童ゼロを達成しました。今後、中野駅周辺の再開発に伴う住戸数の増加も見込まれることから、引き続き保護者のニーズを適切に把握し、需要に応じた定員数を確保していく必要があります。一方で、施設や地域により定員に空きが生じており、施設の運営等に悪影響を及ぼすことが懸念されます。
- 認証保育所の認可化のほか、保護者の多様なニーズに対応するため、保育園、幼稚園の認定こども園化を検討する必要があります。
- 学童クラブの待機児童対策については、民間学童クラブの誘致などを行ってきましたが、いまだ解消には至っていません。今後も共働き世帯の増加が見込まれることから、待機児童対策に向けた検討が必要です。

方向性

- 保育施設については、今後も地域によっては保育需要の増加が見込まれる可能性があることから、地域ごとの需要を的確に把握し、適切な定員の確保を図っていきます。同時に、定員に空きが生じている保育施設等への支援についても検討を行います。
- 保護者のニーズを踏まえながら、認証保育所の認可化や保育園、幼稚園の認定こども園化など、事業者に対する支援を行います。
- 学童クラブについても、今後の需要を適切に把握しながら、待機児童数が多く見込まれる地域への民間学童クラブの誘致を検討するなど、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせるための取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標		現状値	令和9年度 目標値
①保育所等利用待機児童数 【出典】中野区資料		0人 (令和4年4月)	0人
ベンチ マーク	23区平均 保育所等利用待機児童数 【出典】東京都資料	1.39人 (令和4年4月)	—
②学童クラブ待機児童数 【出典】中野区資料		70人 (令和4年4月)	56人
ベンチ マーク	23区平均 学童クラブ利用待機児童数 【出典】東京都資料	99人 (令和4年4月)	—

主な取組①

教育・保育施設の整備と運営事業者の支援

就学前人口と教育・保育需要の将来推計に基づき、適切な施設配置を行うとともに、質の高い教育・保育が円滑に提供されるよう運営事業者の支援を行います。

重点事業

事業名	事業内容		
教育・保育施設確保	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
希望した施設に子どもを通わせることができる保護者の割合 【出典】保護者満足度調査	91.3% (令和3年度)	97.0%	保育園・幼稚園課

事業

事業名	事業内容	担当課
区立教育・保育施設の建替	区立保育園・幼稚園が担うべき役割を踏まえ、教育・保育需要の推移、民間施設の定員充足状況、施設の耐用年数等を勘案した、区立施設の適正配置と建替計画を策定します。	保育園・幼稚園課
私立保育園・私立幼稚園の認定こども園化の支援	多様化する教育・保育のニーズに応えるため、希望する保育園、幼稚園の認定こども園化を支援します。	保育園・幼稚園課
認可外保育施設の認可化支援	認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対し、認可化移行に必要な改修費等の支援、保育内容や施設運営等についての助言・指導を行います。	保育園・幼稚園課
保育園等の指導検査の充実	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行います。	保育園・幼稚園課
保育の質の維持・向上	小規模保育事業所及び認証保育所に定員未充足による減収に対する加算を行い、施設経営の安定と保育定数の維持を図り、保育定員を確保します。	保育園・幼稚園課
保育所等の空き定員対策	少子化の進行や保育需要の地域偏在等に伴って生じる保育所等の空き定員の有効活用と、空き定員が生じないための柔軟な定員管理について検討します。	保育園・幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
保育ソーシャルワーク事業(再掲)	保育所における発達相談・養育相談に対して専門的な見地から助言を行うことにより、保育所の運営を支援します。	保育園・幼稚園課
園庭のない保育園への支援	園庭のない保育園が児童館や児童館隣接遊園を利用できるようにしているほか、保育園の希望に応じて、小学校校庭を利用するための手続きを仲介し、スムーズな利用につなげていきます。	保育園・幼稚園課 育成活動推進課
区立保育園のICT化推進	保育園業務支援システムを導入し、欠席連絡の電子化等、保護者の利便性の向上を図ります。	保育園・幼稚園課
教育・保育業務システムの標準化	全国自治体間の標準化システムを構築することで、帳票の統一化やオンライン申請拡充等の区民の利便性の向上を図ります。	保育園・幼稚園課
私立幼稚園等の支援	幼児教育の充実を図るため、私立幼稚園等への補助を実施します。	保育園・幼稚園課

主な取組② 学童クラブの整備

保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童を対象に、安全・安心な放課後の居場所を提供します。また、学童クラブに加えてキッズ・プラザや児童館等、多様な放課後の過ごし方について保護者の理解を進めます。

事業

事業名	事業内容	担当課
学童クラブ整備・運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	育成活動推進課
学童クラブ待機児童対策	待機児童が生じている区域に民間学童クラブを誘致します。また、キッズ・プラザや児童館等、多様な放課後の過ごし方を紹介するパンフレットを発行して保護者の理解を進め、待機児童の減少を図ります。	育成活動推進課
学童クラブ ICT 環境整備(再掲)	子どもの学習環境を充実するため、学童クラブ室にインターネット環境を整備します。	育成活動推進課
学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。	育成活動推進課

取組の方向性

(2) 質の高い教育・保育サービスの提供

現状と課題

- 区は、令和2年3月に「中野区保育の質ガイドライン」を策定し、当ガイドラインに基づき、保育従事者が自身の業務をチェックしているほか、各施設において人材育成研修等の資料として活用することで、保育の質の向上を図ってきました。今後、さらに職員の研修教材としての活用や保護者への普及啓発を推進していく必要があります。
- また、引き続き、就学前教育を充実するとともに、保育園、幼稚園と小学校の連携を推進し、義務教育への円滑な接続に取り組んでいく必要があります。
- 女性の就業率の上昇に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しています。保護者が必要なときに安心して子どもを預けられるようにするため、様々なサービスの充実が求められています。

方向性

- 「中野区保育の質ガイドライン」の改定により、さらに内容を充実し、区内の全ての教育・保育施設において、子どもたちの育成・発達に配慮しつつ、子どもの権利の視点に立った教育・保育を確実に提供します。
- 子どもたちの発達と学びの連続性を踏まえた教育の連携を推進するための「中野区就学前教育プログラム」の活用を進めるとともに、園児と児童の交流等を通じて双方向から連携を強化します。
- 保護者のニーズに応じて、保育園の延長保育や休日保育、幼稚園での預かり保育などを実施します。また、保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、学童クラブにおいて適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度 目標値
①「保育の質ガイドライン」を知っている保護者のうち、ガイドラインが教育・保育に役立てられていると感じる保護者の割合 【出典】保護者満足度調査	80.9% (令和3年度)	84.7%
②保育サービスの内容に満足している保護者の割合 【出典】保護者満足度調査	94.0% (令和3年度)	96.5%
③学童クラブの満足度 【出典】保護者アンケート	97.5% (令和3年度)	98.0%

主な取組① 就学前の教育・保育の質の向上

生涯にわたる人格形成にとって重要な乳幼児期に、子どもが心身ともに健康で自分らしく育っていくための質の高い教育・保育を提供します。

また、保護者の就労等により、放課後に適切な保護を受けられない児童に対し、安全・安心な居場所を提供し、健全な育成を図ります。

重点事業

事業名	事業内容		
保育の質ガイドラインの運用推進	就学前教育・保育施設において、子どもを中心とした教育・保育を計画的かつ確実に提供するため、令和元年度に策定しました。令和4年度の改訂では保育実践を掲載し、より活用しやすいものにしていきます。また、ガイドライン研修を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
保育の質ガイドラインを活用している保育施設職員の割合 【出典】保育の質ガイドライン職員アンケート	86.2% (令和3年度)	90.0%	保育園・幼稚園課

事業

事業名	事業内容	担当課
保育園の巡回支援と研修の充実	保育園・幼稚園課の職員による園訪問で保育施設の現状に応じ必要な助言指導を行います。また、保育施設職員を対象とするガイドライン研修を実施します。	保育園・幼稚園課
保育園等の指導検査の充実(再掲)	特定教育・保育施設等に対し、関係法令を遵守し、適正な運営をしているかなどについて、指導検査を行います。	保育園・幼稚園課
保幼小中連携教育	就学前教育・保育施設、小・中学校の教員が互いの教育・保育のよさを理解し、幼児期から中学校までの15年間の学びの連続性を踏まえた教育の充実を図ります。	指導室 保育園・幼稚園課
就学前教育推進	就学前教育プログラムを活用し、就学前教育・保育施設と小学校との教育連携を推進します。	指導室
入園・在園関係手続きの簡素化	保育所入園申込み及び在園関係手続きについて、電子申請で可能となる項目を増やす等、保護者の負担軽減を図ります。	保育園・幼稚園課
保護者向け保育関連情報の発信	保護者へ紙面で提供している保育所の施設案内、保育サービス、入園手続き等の各種情報をより分かりやすく親しみやすい内容となるよう改善します。	保育園・幼稚園課

事業名	事業内容	担当課
学童クラブ整備・運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	育成活動推進課
学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム(再掲)	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。	育成活動推進課
施設運営における子どもの参加の推進(再掲)	子どもが日常的に利用する児童館、キッズ・プラザ、学童クラブなどの子ども施設において、運営に関して子どもが様々な方法で意見を出せる機会を作ります。	育成活動推進課 子ども・教育政策課

主な取組②

多様な教育・保育サービスの充実

保護者の状況に応じ、必要なときに安心して子どもを預けられるようにするため、利用できるサービスの充実を図ります。

重点事業

事業名	事業内容		
医療的ケア児保育の拡充	令和2年度より区立沼袋保育園、白鷺保育園、令和3年度より区立本町保育園で医療的ケア児(喀痰吸引・経管栄養・定時導尿)の受け入れを開始しました。今後は受け入れの拡充についての検討を進めていきます。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
医療的ケア児受け入れ人数の拡充	区立保育園にて3名受け入れの体制整備 (令和4年度)	区立・私立保育園にて 6名受け入れの体制整備	保育園・幼稚園課

事業

事業名	事業内容	担当課
幼稚園における一時預かり	幼稚園等に在園する園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間に一時預かりを実施します。	保育園・幼稚園課
延長保育	通常の利用時間以外に、保育認定を受けた子どもを対象に、保育施設において保育を実施します。	保育園・幼稚園課
休日保育	休日に保護者全員が就労等の事由により家庭保育ができないときに、認可保育所で一時的に保育を実施します。	保育園・幼稚園課
病児・病後児保育(再掲)	子どもが病気の回復期または回復期に至らない状態のため集団保育が困難な期間、専用保育室のある施設において一時的に預かることにより、子育てと就労等の両立を支援します。	子育て支援課
ファミリー・サポート事業(再掲)	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。	子育て支援課
一時預かり(再掲)	乳幼児を家庭で養育している保護者が日中一時的に保育できないとき、保育施設において保護者に代わって保育します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
ベビーシッター利用支援 (一時預かり)(再掲)	日常生活上の突発的な事情等により、一時的に保育が必要となった保護者がベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。	子育て支援課
児童館における一時預かり(再掲)	保護者の仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用の場合に、一部の児童館において時間単位で子どもを預かります。	育成活動推進課
子どもショートステイ(再掲)	保護者の入院や出張などにより、一時的に子どもの養育が困難な場合、区が委託した施設または区が認定した協力家庭の居宅で宿泊を伴って子どもを預かります。さらに、要支援ショートステイ事業やショートステイ協力家庭事業の充実を図ります。	子ども・若者相談課
トワイライトステイ(再掲)	保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する方がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。	子ども・若者相談課
障害児の標準時間保育の推進	障害児保育の充実を図るため、障害児を標準保育時間(11時間保育)として受け入れた認可保育所に対する支援について検討します。	保育園・幼稚園課
認可外保育施設保護者の支援	認証保育所等の利用者負担軽減のため、子育てのための施設等利用給付に加えて、認証保育所及び認可外保育施設(待機児童の保護者に限る)を利用する保護者に対して補助を実施します。	保育園・幼稚園課
私立幼稚園保護者の支援	私立幼稚園等を利用する保護者に対して、子育てのための施設等利用給付に加えて、入園料と保育料を補助します。また、新制度へ移行した私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質の向上のために保護者に求める特定負担額について、一定の基準で補助を実施します。	保育園・幼稚園課

目標 IV

あらゆる若者の社会参画を支援する

背景

- 近年、ニートやひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有書情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境が悪化しています。国は、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があるとして、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱える若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行しました。また、同年7月には同法に基づき「子ども・若者ビジョン」を策定しました。
- 平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しにより「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されましたが、その後も子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が深刻化したことなどから、令和3年4月に、第3次となる大綱が策定されました。改定後の大綱では、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援」「子ども・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」について重点的に取り組むことが基本方針として掲げられています。
- 区では、令和3年11月に「中野区子ども・若者支援センター」を開設し、子育てや若者のあらゆる困りごとに関する相談の受付を開始しました。若者相談事業では、義務教育終了後から39歳までの若者とその家族に関する相談を受け付けているほか、若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所としてフリースペースを設置しています。フリースペースでは、若者が様々な経験をすることにより社会参画へつながるよう各種プログラムの提供を行います。
- また、大学生や社会人がチャレンジできる環境を提供することを目的として、令和4年度より若者会議の開催や若者によるハイティーン会議の運営支援等の事業を開始したほか、Twitterのアカウントを開設し、若者に関連する様々な情報を発信しています。

取組の方向性

(1) すべての若者のすこやかな育成支援

現状と課題

- これまでも中高生を対象として、ワークショップ形式で知見を深め発表する「ハイティーン会議」などを行ってきましたが、知見を深めることに留まっていることや、自主的・自発的な活動、地域参加につながらないといった課題があります。中高生年代が自由に意見を表明し、発信できる取組をさらに進め、主体的に活動し、交流できる機会や健全な居場所を確保していく必要があります。
- 区全体の人口のうち、若者の占める割合は、約4割となっています。令和4年度の「中野区区民意識・実態調査」においては、就労以外の社会や地域との関わりについて、関わっていない・関わるつもりはないと答えた人が3割を超えているのが現状です。若者の地域での幅広い交流や活動の機会を作るとともに、若者の視点を区政や地域の課題解決に生かしていく必要があります。

方向性

- 若者を対象としたワークショップ等を開催し、自己表現や興味・関心に応じた体験の機会を充実するとともに、若者ならではの視点を区政や地域に生かし、若者と地域とのつながりを構築していきます。
- 若者の活動・交流や相談・支援の拠点となる場の提供を行うとともに、若者の活動や交流の機会を充実するため、中高生年代向けの施設の整備等に向けた検討を行います。

成果指標と目標値

成果指標		現状値	令和9年度 目標値
①「若者がチャレンジできる環境が整っている」と思う区民の割合 【出典】中野区区民意識・実態調査		23.1% (令和4年度)	50.0%
②地域活動や NPO などの活動に参加した20代以下、30代の割合 【出典】中野区区民意識・実態調査		11.5% (令和4年度)	45.0%
ベンチ マーク	20代若者の地域の人との関わりに強いつながりを感じている者の割合 【出典】子供・若者の意識に関する調査(内閣府)	20.0% (令和元年度)	—
③地域社会などでボランティア活動に参加したことがある中学生の割合 【出典】中野区資料		54.0% (令和4年度)	73.0%
ベンチ マーク	13歳～14歳のボランティアなどに参画して直接社会を良くしていきたいと思う者の割合 【出典】子供・若者の意識に関する調査(内閣府)	11.0% (令和元年度)	—

主な取組①

若者の活動・社会参画の機会の充実

若者を対象としたワークショップ等を開催し、自己表現や興味・関心に応じた体験の機会を充実します。また、若者の視点を区政や地域に生かすことにより、若者の社会参画を促します。

重点事業

事業名	事業内容		
若者情報発信事業 (Twitter)	若者施策の認知度を高め、事業参加者や関与する区民等の増加を目的として、若者向け Twitter アカウントを開設し、若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
フォロワー数	—	2,000人	育成活動推進課 子ども・若者相談課

事業

事業名	事業内容	担当課
ハイティーン会議・若者会議	若者の自主的・自発的な活動や地域参加など、具体的な取組につなげ、若者ならではの視点を区政や地域に生かすことを目的に、中高生年代対象のハイティーン会議や大学生・社会人対象の若者会議を開催します。	育成活動推進課
大学連携事業	地域との繋がり形成や地域で活躍する若者の育成を目的に、大学への教育・研究活動の実践の場の確保・提供を行うとともに、地域と大学をつなげる仕組みを作り、連携を図ります。	育成活動推進課 企画課
中高生年代向け施設の整備(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	育成活動推進課
中高生交流事業	児童館において、中高生年代の活動を支援し、地域での交流を進めます。	育成活動推進課
若者フリースペースの運営	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。	子ども・若者相談課

事業名	事業内容	担当課
二十歳(はたち)のつどい	対象年齢者(20歳)のうち、有志による実行委員会形式により企画・運営した式典を、成人の日の趣旨に基づき、大人になったことを自覚し、促すことを目的として実施します。	育成活動推進課
18歳成人の普及啓発(消費者トラブル)(再掲)	学校等と連携を図りながら、消費者被害防止を目的とした出前講座を実施します。	区民文化国際課

主な取組② 若者の居場所の充実

若者の活動・交流や相談・支援の拠点となる施設を運営するとともに、中高生年代向け施設を充実するための検討を行います。

重点事業

事業名	事業内容		
若者フリースペースの運営 (再掲)	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
若者フリースペース利用者 数(延べ)	29人 (令和3年度※) ※令和3年11月29日から	1,440人	子ども・若者相談課

事業

事業名	事業内容	担当課
児童館の運営(再掲)	乳幼児から18歳までの子どもの居場所や交流等の機会を提供します。また、地域の見守りや子育て関連団体のネットワーク支援を行います。	育成活動推進課
中高生年代向け施設の整備(再掲)	若者の活動・交流の拠点として、中高生年代向け施設を整備します。整備にあたっては、中高生年代の意見を聴きながら進めます。	育成活動推進課
区有施設の中高生年代の利用検討	既存の区有施設における、中高生年代の利用に向けた機能や利用方法の検討を行います。	育成活動推進課
子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	子育て支援課

取組の方向性

(2) 若者の課題解決に向けた支援

現状と課題

- 全国的な課題として、趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しないひきこもり状態の若者がおり、その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めていることが指摘されています。また、若年無業者も増加傾向にあるなど、若者の自立に関する問題が深刻化しています。
- 内閣府が令和元年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」から、居場所の数や相談できる人のいる場の数、困ったときに助けてくれる人がいる場の数などが、自己肯定感や自己有用感と概ね相関関係があることが分かっています。
- 困難や生きづらさを抱えている若者が、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するとともに、全ての若者が社会参画できるような取組を進めていく必要があります。

方向性

- 子ども・若者支援センターにおける若者相談事業を充実するとともに、子ども・若者支援地域協議会を設置するなど、若者の相談支援体制の構築を図ります。
- 令和4年4月に中野区社会福祉協議会への委託により開設した「ひきこもり相談窓口」などにより、ひきこもり状態の若者への相談や支援を実施します。
- 近年増加している区立小・中学校の不登校児童・生徒への対応や、その児童・生徒の中学校卒業後の支援等についても取組を進めます。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度目標値
①「自分は価値のある人間だ」と思う中学生の割合 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査	63.6% (令和元年度)	68.0%
②子ども・若者支援センター及びすこやか福祉センターにおける若者相談対応件数(実人員) 【出典】中野区資料	155人 (令和3年度※) ※子ども・若者支援センターは、令和3年11月29日から	275人
ベンチマーク 若者総合支援センター「若ナビα」年間相談対応件数(実人数) 【出典】東京都資料	7,164人 (令和3年度)	—

主な取組①

若者に関する相談支援体制の整備

社会との関わりに課題を抱える若者とその家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながるよう、関係機関・地域との連携などにより、社会参加や就労に向けた継続的な相談体制を整備します。

重点事業

事業名	事業内容		
子ども・若者支援センター 若者相談事業(再掲)	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
若者相談対応により課題の解決に至った件数(実人員)	58人 (令和3年度※) ※令和3年11月29日から	137人	子ども・若者相談課

事業

事業名	事業内容	担当課
ひきこもり支援事業	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。	地域包括ケア推進課
若者フリースペースの運営(再掲)	子ども・若者支援センターに若者が安心してゆっくりと過ごせる居場所を提供するとともに、若者が様々な経験をすることにより社会参加へつながるよう、各種プログラムを実施します。	子ども・若者相談課
子ども・若者支援地域協議会の設置	関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、子ども・若者支援地域協議会を設置します。	子ども・若者相談課
若者情報発信事業 (Twitter)(再掲)	若者施策の認知度を高め、事業参加者や関与する区民等の増加を目的として、若者向けTwitterアカウントを開設し、若者支援関連事業の周知や若者が行う活動等の情報発信を行います。	育成活動推進課 子ども・若者相談課
子どもの権利救済機関 (子ども相談室)の運営 (再掲)	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など子どもが相談しやすい相談手法を検討します。	子ども・教育政策課

事業名	事業内容	担当課
児童相談所の運営(再掲)	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	児童福祉課
教育相談(再掲)	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。	指導室
スクールカウンセラーの配置(再掲)	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。	指導室
心の教室相談員の配置(再掲)	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。	指導室
SNS相談窓口「STANDBY」(再掲)	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。	指導室
消費生活相談(再掲)	消費生活トラブルを抱える若者が、適切に助言やあっせんを受けることができる環境を整えるため、消費生活相談窓口等の周知を図ります。	区民文化国際課
人権擁護相談(再掲)	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等人権侵害に関することについて、法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員による専門相談を実施します。	企画課
自殺対策事業(再掲)	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。	保健予防課
性的マイノリティ対面相談(再掲)	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。	企画課
就労支援プログラム事業(中野就労セミナー・中野就職サポート)	長期間働いていない、ひきこもり気味で就職したことがない等の理由により、すぐに仕事に就くことに不安のある方のため、関係機関と連携しながら就労に向けた支援を行います。	生活援護課

主な取組②

困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

若者が抱える課題に応じて、各相談窓口が専門性を生かした支援を行います。また、若者の対応に悩む家族が孤立しないよう、継続的な支援を行います。

重点事業

事業名	事業内容		
ひきこもり支援事業(再掲)	ひきこもり状態にある本人やその家族等に対し、相談窓口や居場所の設置、家族会の運営支援やアウトリーチ等による伴走支援を行います。またひきこもりサポーター養成講座等による支援人材の育成を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
ひきこもりサポーター養成講座受講後のサポーター登録者数	—	30人	地域包括ケア推進課

事業

事業名	事業内容	担当課
子ども・若者支援センター若者相談事業(再掲)	義務教育終了後から39歳までの若者で、就学や就労などに課題を抱えている方やその家族に対して、他人や社会との関係が再構築できるよう助言・支援を行います。	子ども・若者相談課
若者の対応に悩む家族への支援	課題を抱える若者の対応に悩んでいる家族向けの講演会の実施や、家族同士が交流できる場の提供などにより、家族の孤立を防ぐとともに、継続的な支援を行います。	子ども・若者相談課
不登校児童等の中学校卒業後の支援(再掲)	中学校で不登校等の課題があり支援されていた生徒について、中学校と連携して情報を共有し、卒業後も必要な相談支援が途切れることのないように継続的な支援を行います。	すこやか福祉センター
子どもの権利救済機関(子ども相談室)の運営(再掲)	子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて、権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、子どもの権利の侵害からの速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。運営にあたっては、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行うとともに、SNSを活用した相談や、切手不要のはがき・手紙による相談など子どもが相談しやすい相談手法を検討します。	子ども・教育政策課
子ども相談室の普及啓発(再掲)	子どもにとって親しみやすい相談窓口となるよう、相談室に愛称を付けたり、マスコット・キャラクターとともに周知を行うなど、普及啓発を進めます。	子ども・教育政策課

事業名	事業内容	担当課
児童相談所の運営(再掲)	家庭環境、児童虐待、非行、里親、児童養護施設等に関する相談等に対応します。家族が主体的に子どもの安全を守る仕組みを作ることを、あらゆる人と手を携えて支えます。	児童福祉課
教育相談(再掲)	教育上の悩みや問題を解消するために、児童・生徒や保護者との面接・電話相談、遊戯治療、各種の心理的な諸検査、他機関への紹介を行います。	指導室
スクールカウンセラーの配置(再掲)	学校内の教育相談体制の充実を図るため、区立学校に週1日、都のスクールカウンセラーを配置します。また、中学校区に週1日、区のスクールカウンセラーを配置します。	指導室
心の教室相談員の配置(再掲)	早期にいじめ・不登校・問題行動等に対応するため、学校に居場所や話し相手、または相談相手を見いだせずにいる児童・生徒に対し、気軽に立ち寄れる場所と話のできる環境を整備します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	不登校や生活指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った人材を配置し、関係機関と連携して問題解決へ向けた環境づくりを行います。	指導室
SNS相談窓口「STANDBY」(再掲)	中学生を対象に区独自のSNS相談窓口を設置し、友人関係や学業・進路、家族や自分自身の心身に関わることなど、様々な悩みや不安について生徒一人ひとりに応じた支援を行います。	指導室
人権擁護相談(再掲)	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等人権侵害に関することについて、法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員による専門相談を実施します。	企画課
自殺対策事業(再掲)	「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺予防のための普及啓発事業や人材育成事業、インターネット上の自殺関連用語検索に連動した広告を活用した自殺対策メール相談事業を実施します。	保健予防課
性的マイノリティ対面相談(再掲)	性的指向や性自認に関する悩み等について、当事者だけでなく、家族なども含めた、性的マイノリティ当事者による専門相談を実施します。	企画課
就労支援プログラム事業(中野就労セミナー・中野就職サポート)(再掲)	長期間働いていない、ひきこもり気味で就職したことがない等の理由により、すぐに仕事に就くことに不安のある方のため、関係機関と連携しながら就労に向けた支援を行います。	生活援護課
子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	子育て支援課
子どもの生活実態調査(再掲)	東京都立大学が実施する区内の高校2年生年齢の子どもと保護者を対象とした調査に協力し、その生活実態を把握するとともに、必要な支援を検討します。	子ども・教育政策課

目標 V

子ども・若者の成長を地域全体で支える環境づくりを推進する

背景

- 核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。自分の生まれ育った地域以外で子育てをしている家庭も多く、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。また、子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。このようなことから、子どもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整えることが必要です。
- 区では、青少年育成地区委員会、町会・自治会、商店街などの活動が活発に行われ、民生・児童委員が子どもや子育てに関する困りごとなどに応じているほか、次世代育成委員が各地域の子育て活動の支援や連携の推進を図っています。中野区社会福祉協議会では、関係機関との協力により支援が必要な家庭の早期発見へつなげています。
- また、児童・生徒が安心・安全に学校生活を送り、健全に成長できるよう、地域や学校と連携した PTA 活動が行われています。
- 今後より一層、地域の人々がこのような活動を通じてお互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで新たな活動の担い手を育成し、地域全体で子どもの育ちを見守る環境を整えていく必要があります。
- 一方で、子どもと子育て家庭が住み続けたいと思えるまちにするため、公園や施設等を充実するとともに、子育て関連店舗の普及促進などに取り組み、ハード・ソフト両面から魅力的な環境を整備していくことが求められています。
- さらに、今後も共働き世帯が増加していくと考えられることから、働きながら子育てしやすい環境を整備するため、区内の企業や事業者に対する啓発などの取組も進めていくことが重要です。

取組の方向性

(1) 地域における子育て支援活動の推進

現状と課題

- 令和4年度の「中野区区民意識・実態調査」によると、最近1年間で子育て支援活動に参加した区民の割合は3.1%で、依然として低い傾向にあります。地域の子育て関連団体においては人材の確保が課題となっており、子育て支援を担う人材の育成や団体と担い手のマッチングなどを促進する必要があります。
- また、多様化する子どもと子育て家庭のニーズに、より対応できる活動を生み出していくためにも、子育て関連活動への支援を充実していく必要があります。
- 区民相互の助け合いによる子育て支援活動であるファミリー・サポート事業においては、支援する側の人材不足が課題となっており、地域における子育て支援を担う人材の育成が求められています。

方向性

- 児童館を中心に、子育てを支援する仲間づくりを推進する取組や活動の場の充実を図ることなどにより、子育て関連団体や子育て支援活動を行う区民等の活動の拠点としての機能を強化します。
- 地域における子育て支援活動を活性化するため、子育て関連団体への支援を強化するとともに、団体同士のネットワークの構築を図ります。
- ファミリー・サポート事業については、広報内容や広報先を工夫し、協力会員となって参加しやすい環境づくりを目指します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度 目標値
①地域における子育て支援活動に参加した区民の割合 【出典】中野区区民意識・実態調査	3.1% (令和4年度)	3.6%
②ファミリー・サポート・センター事業における利用マッチング率 【出典】中野区資料	88.7% (令和3年度)	90.0%
③「子育て活動が活発であるとともに、子育てしやすい体制が整っている」と思う区民の割合 【出典】中野区区民意識・実態調査	31.3% (令和4年度)	向上

主な取組① 子育て関連団体への支援

子どもと子育て家庭等を支援する取組に対する各種助成制度の用意や研修会等の実施により、子育て支援活動を行う団体を支援します。

重点事業

事業名	事業内容		
政策助成(子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動)	区の政策目的の実現に貢献する、区民団体が主催の中野区民を対象とした公益活動(子どもと子育て家庭の支援及び若者のチャレンジを支援するための活動)に係る経費について、助成を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
助成事業数	27事業 (令和3年度)	60事業	育成活動推進課

事業

事業名	事業内容	担当課
プレーパーク活動支援事業(再掲)	地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、活動を担う人材の養成への支援及び普及啓発のための取組を行います。	育成活動推進課
児童館における子育て活動支援の機能強化	子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図ります。	育成活動推進課
子育て支援地域づくり啓発助成金事業	青少年育成地区委員会による、地域での子育て支援活動、健全育成事業等の情報を発信することを目的とした広報紙等の発行に係る事業に対して、助成します。	育成活動推進課
地域施設の有効活用(再掲)	区民活動センター等を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、予約方法の見直しや集会室の空き状況の可視化などにより、利便性の向上を図ります。	地域活動推進課
子ども食堂への支援(再掲)	子ども食堂を運営する団体に対し、その運営に係る経費を助成します。また、区民等からの寄付物品の提供や運営に係る相談など、地域における子ども食堂の運営を総合的に支援します。	子育て支援課
学習支援団体への支援(再掲)	子どもたちの学びを支援するために地域で活動する団体のニーズを把握し、広報などを含め、必要な支援を行います。	子育て支援課

主な取組②

地域における子育て支援ネットワークの強化

様々な地域事業の取組を通じて地域における連携を進め、子どもと子育て家庭に関わる見守りネットワークを強化します。

重点事業

事業名	事業内容		
児童館における子育て活動支援の機能強化(再掲)	子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図ります。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
地域と連携して行った事業の件数(1児童館あたり)	39件 (令和3年度)	46件	育成活動推進課

事業

事業名	事業内容	担当課
地区懇談会の充実	中学校区ごとに、子どもと家庭に関わる地域の課題と課題解決に向けた取組や地域の連携について協議します。	育成活動推進課
地域の団体と児童館との共催事業	地域状況に応じて育成団体と児童館が共催で事業を実施し、交流や連携を進めます。	育成活動推進課
次世代育成委員の活動支援	定期的な全体会実施による情報共有の機会の提供や研修会実施による活動支援を行います。	育成活動推進課
青少年育成地区委員会の活動支援	代表者会や研修会・部門会の実施や政策助成、子育て支援地域づくり啓発助成金事業により、活動を支援します。	育成活動推進課
地域施設の有効活用(再掲)	区民活動センター等を子育て支援団体などの地域団体が有効活用できるよう、予約方法の見直しや集会室の空き状況の可視化などにより、利便性の向上を図ります。	地域活動推進課
ファミリー・サポート事業(再掲)	子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動を実施します。	子育て支援課
困難を抱える子どもと子育て家庭を支援につなぐための取組(再掲)	子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を必要な支援につなげる取組を推進します。	子育て支援課

取組の方向性

(2) 子育て世帯が住み続けたいくなる環境の整備

現状と課題

- 令和元年度に実施した「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」における遊び・憩いの環境に不満を感じている保護者の割合は59.6%、商業環境に不満を感じている保護者の割合は45.3%であり、区内の遊び・憩いの環境や商業環境の充実に向けて取組を進める必要があります。
- 区内における共働き世帯の割合は、未就学児の保護者及び就学児の保護者ともに7割を超えており、今後も増加することが見込まれることから、共働き世帯が子育てしやすい環境の整備が求められています。
- 「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」における安心・安全の環境に総合的に満足している保護者の割合は26.5%である一方、全国的にも子どもが被害者となる事件や事故が依然として発生していることから、犯罪や事故から子どもを守ることができる取組を進める必要があります。

方向性

- 子育て家庭にとって魅力的な公園の整備や子育て家庭にやさしい店舗の充実等を図り、子どもと子育て家庭が住み続けたいくなる環境の整備を進めます。
- 子育てと就労の両立に向け、子どもに関する施設の整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスや女性の就労を支えるための取組を実施します。
- 地域における見守り活動を充実するとともに、犯罪や事故に関する普及啓発を行い、子どもが犯罪や事故に巻き込まれることなく、すこやかに成長できる環境を整備します。

成果指標と目標値

成果指標	現状値	令和9年度 目標値
①定住意向(「中野区に住み続けたい」と思う保護者の割合) 【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査	61.2% (令和元年度)	82.5%
②「子育て世帯が住み続けたいくなるまちづくりが進んでいる」と思う区民の割合 【出典】中野区区民意識・実態調査	38.9% (令和4年度)	向上

主な取組① 子育てしやすいまちづくり

女性の活躍を促進し、ジェンダーギャップの解消を図るとともに、働きながら子育てしやすいまちづくりを推進します。また、子育て家庭にやさしい店舗や子どもから大人まで様々な人が楽しめる公園など、子育て家庭にとって魅力的な環境の整備を進めます。

重点事業

事業名	事業内容		
子育て関連店舗の登録促進、情報発信	子どもや子育て家庭が利用しやすい店舗やサービスなどの充実を図るため、区内の店舗や施設等に対して「子育て応援とうきょうパスポート事業」の活用を促すとともに、子育て家庭に向けた情報発信を行います。		
成果指標	現状値	令和9年度目標値	担当課
子育て応援東京パスポート事業 協賛店等数	79店舗 (令和4年4月1日)	165店舗	子ども・教育政策課

事業

事業名	事業内容	担当課
子育て世帯に向けた住環境に関する情報発信	区が実施する子育て支援の情報や子どもと子育て家庭が利用できる施設など、区内の子育て環境の魅力を区ホームページやSNS等により発信します。	子ども・教育政策課
子育て支援住宅普及促進	子育て世帯に適した立地、居住面積や子育てに資する施設・サービスを備えた住宅を誘導し、子育てしやすい住まいの供給を促進します。	住宅課
居住支援体制の推進(再掲)	住宅部門と福祉部門とが連携しながら、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、居住支援協議会において住まいの相談体制を推進します。	住宅課
公園再整備(再掲)	時代やニーズの変化に対応し、あらゆる世代の誰もが利用しやすい魅力的な公園を整備します。整備にあたっては、子どもの意見を取り入れた幼児用トイレや幼児用遊具の検討を行います。	公園課
ユニバーサルデザイン推進	中野区ユニバーサルデザイン推進条例、推進計画に基づき、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。	企画課

事業名	事業内容	担当課
ジェンダーギャップの解消	ジェンダー平等や女性の社会参画推進のため、関係機関と連携を図りながら普及啓発事業等を行います。また、ジェンダーギャップ解消の一環として、生理用品無料配布システムを区役所各階の女性トイレに設置しています。	企画課 子育て支援課 子ども・教育政策課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた区民、事業者向け事業を実施します。	企画課
女性の再就職支援	子育てや介護と両立して働きたい女性を支援するため、再就職イベントを実施します。	産業振興課
教育・保育施設確保(再掲)	地域の保育ニーズに合わせ、認可保育所の誘致や認可保育所等の定員を柔軟に変更することで、待機児童ゼロを維持します。	保育園・幼稚園課
学童クラブ整備・運営(再掲)	保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。	育成活動推進課

主な取組② 子どもの安心・安全の確保

子どもを有害な環境から守るための普及啓発を行うとともに、犯罪や事故を防止するための取組を進め、子育て家庭が安心して子どもを育てられるまちづくりを推進します。

重点事業

事業名	事業内容		
犯罪防止・交通安全	青色灯防犯パトロールカーの運行、地域の防犯パトロール団体への支援や中野区安全・安心（防犯）メールの配信を行います。また、子どもの帰宅を促すための夕方の音楽放送、新入学児童に対する防犯ブザー等の配付や小学校低学年を対象とした交通安全教室を実施します。		
成果指標	現状値	令和9年度 目標値	担当課
子ども(中学生以下)の交通事故件数	44件 (令和3年度)	減少	防災危機管理課

事業

事業名	事業内容	担当課
通学路の見守り	全区立小学校の通学路上の危険と思われる箇所に通学路児童見守り交通安全指導員を配置し、登校時及び下校時の児童を見守り、安全を確保します。	学校教育課
情報モラル教育(再掲)	自他の権利や情報社会における行動に関する教育や犯罪被害を含む危機を回避し、情報を安全に利用できるようにするための教育を推進します。	指導室
薬物乱用防止(再掲)	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、イベント等での啓発活動や、中学生からポスター・標語を募集し、優秀作の表彰を行います。	生活衛生課
セーフティ教室(再掲)	児童・生徒の健全育成の充実を図るため、保護者や地域と連携して、非行防止や犯罪被害防止教育の推進を図ります。	指導室
受動喫煙防止	子どもの受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について普及啓発等を行います。	保健企画課

事業名	事業内容	担当課
保育園等の在園児の安全対策	散歩時の交通事故や不審者の施設侵入を防止するため、警察署等と連携して研修や訓練を行い、職員の意識向上と対応力強化を図ります。	保育園・幼稚園課
学童クラブ、キッズ・プラザ入退室管理システム(再掲)	児童の安全確保のため、システムにより利用児童の入退室を把握します。	育成活動推進課
避難所運営における子育て世帯への配慮	災害時の避難所運営等において、乳幼児や妊産婦を含む要配慮者への支援体制の整備を進めます。	防災危機管理課



第4章

子ども・子育て支援事業計画（第2期）
中間の見直し【令和5年度～令和6年度】

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を定める計画です。子ども・子育て支援法では、区市町村に対し、5年を1期とした子ども・子育て支援事業計画を策定することを義務づけています。

中野区では、平成25年10月に実施した子ども・子育てアンケートの結果をもとに、平成27年3月に「中野区子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から平成31年度）を策定しました。その後、出生数の増加や共働き世帯の増加などにより、保育需要が当初の想定よりも増えたことなどから、平成29年8月に保育ニーズ調査を実施し、平成30年3月に中間の見直し（計画期間：平成30年度から平成31年度）を行いました。

続いて、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「中野区子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、計画に基づいて施設の整備やサービスの提供を行ってきました。その後、出生数の減少、保育施設における待機児童の解消のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、子どもと子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化してきていることなどから、直近の実績値等を踏まえ令和5年度から令和6年度の計画値の見直しを行うこととしました。

令和4年6月に成立した児童福祉法の改正（一部を除き令和6年4月施行）では、区市町村が、地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭への訪問による生活の支援、学校や家以外の子どもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援を実施することなどが盛り込まれています。このようなことから、今後さらに子どもと子育て家庭への支援を充実していく必要があります。

区は、全ての子どもと子育て家庭が、質の高い幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のサービスが受けられるよう、需要に応じた提供体制を確保していきます。

2 教育・保育施設の現状と利用状況

◆区内の幼稚園の数・定員

(令和4年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)
私立幼稚園	18	3,347
区立幼稚園	2	160
合計	20	3,507

◆区内の保育施設の数・定員

(令和4年4月1日現在)

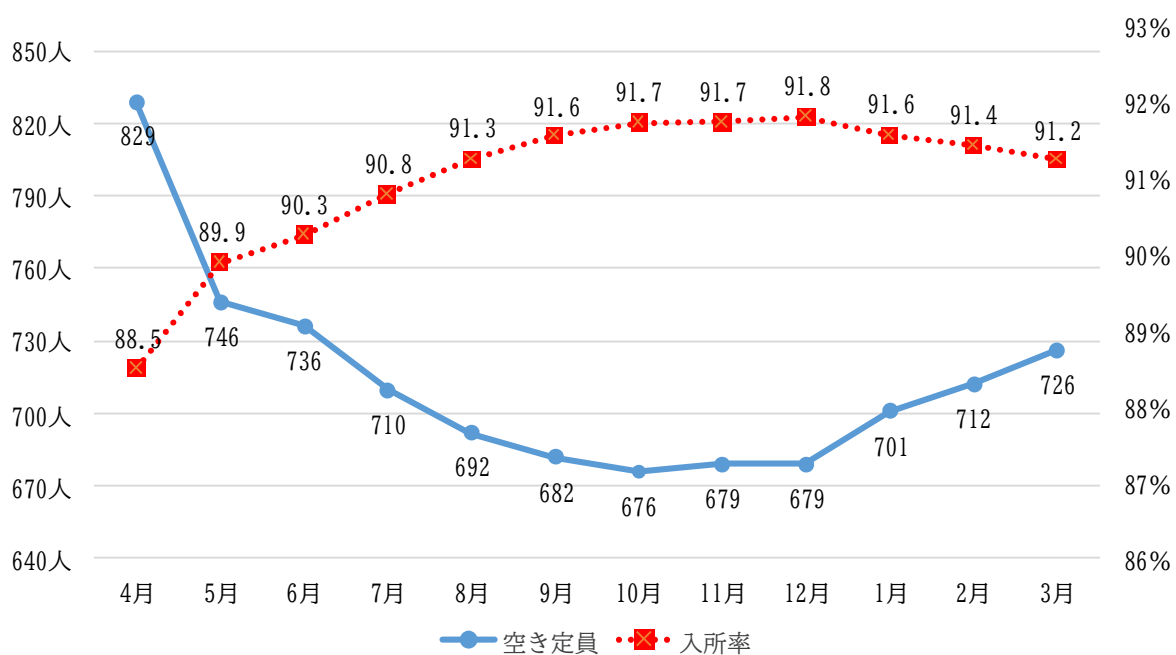
施設区分	施設数(か所)	定員(人)
認可保育所	92	7,453
区立	10	972
私立	82	6,481
地域型保育事業	23	244
家庭的保育事業	8	27
小規模保育事業	14	212
事業所内保育事業	0	0
居宅訪問型保育事業	1	5
認証保育所	7	205

◆区内の認定こども園の数・定員

(令和4年4月1日現在)

施設区分	施設数(か所)	定員(人)	
		幼稚園的利用	保育園的利用
幼保連携型認定こども園	2	99	185
幼稚園型認定こども園	1	165	66
合計	3	264	251

保育施設における月別入所率の推移（令和3年度）



※認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、認定こども園(保育所部分)の定員及び利用者の合計から算出

3 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 認可保育所

◆地域型保育給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

3 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

2 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1 教育・保育給付

○施設型給付

施設型給付は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」が対象になり、以下の給付構成が基本になります。

- (1) 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対する給付
- (2) 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

○地域型保育給付

地域型保育給付は、区が認可を行う以下の地域型保育事業が対象となります。

- ・小規模保育事業…小規模な環境(定員6人以上19人以下)で保育を実施する事業
- ・家庭的保育事業…家庭的な雰囲気のもと、小規模(定員5人以下)で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育事業…病気や障害などの理由から、保育所等で集団保育が難しい場合に保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業

- ・事業所内保育事業…事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業

2 地域子ども・子育て支援事業

区市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。全部で13事業あります。

3 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等（※）において、特定教育・保育等を受けた場合に一定の利用料が給付されます。

給付を受けるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業

【区域の設定】

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針により、区市町村は、量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、提供区域を定めることとされています。

中野区では区全域を1つの区域として、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。

4 需要見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育

① 保育の必要性の認定区分

計画期間における幼児期の教育・保育の需要見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分ごとに定めます。

【保育の必要性の認定区分】

保育の必要性の認定区分は、子どもの保護者の申請を受けた区が客観的基準に基づき、以下の3つの区分で認定します。

区分		利用施設
1号認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望
2号認定		保育の必要性があり、保育所等での保育を希望
3号認定	0～2歳	
		認定こども園、幼稚園
		認定こども園、認可保育所
		認定こども園、認可保育所、地域型保育事業

※ただし、3号認定は0歳と1～2歳に区分

② 確保方策の考え方

幼児期の教育・保育の需要については、以下の考え方に基づき、必要な定員を確保していきます。

○待機児童数ゼロの維持

地域の需要に応じた私立認可保育所の誘致や認可保育所等の定員変更を柔軟に行うことで、適正な定員を確保し待機児童数ゼロを維持します。

○認可保育所への転換に向けた支援

認可保育所へ転換する認可外保育施設について、必要な支援を行います。

○認定こども園への転換に向けた支援

認定こども園へ転換する教育・保育施設について、必要な支援を行います。

③ 新規確保方策の実績（令和2年度から令和4年度）

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
確保方策の内容						
認定こども園	－	3 施設	－	3 施設	－	3 施設
幼稚園	－	21 施設	－	21 施設	▲1 施設	20 施設
認可保育所	13 施設	82 施設	4 施設	86 施設	6 施設	92 施設
地域型保育事業	事業所内 ▲1 事業	25 事業	家庭的 ▲1 事業	24 事業	小規模 ▲1 事業	23 事業
認証保育所等	認証認可化、 保育室閉鎖 ▲7 施設	14 施設	認証認可化、 保育室・認証 閉鎖 ▲4 施設	10 施設	認証認可化、 認証閉鎖 ▲3 施設	7 施設

各年度4月1日時点の施設数

④ 計画期間における新規確保方策（令和5年度から令和6年度）

年度	令和5年度		令和6年度	
	新規施設	施設合計	新規施設	施設合計
確保方策の内容				
認定こども園	－	3 施設	3 施設	6 施設
幼稚園	－	20 施設	－	20 施設
認可保育所	3 施設	95 施設	認定こども 園化 ▲3 施設	92 施設
地域型保育事業	－	23 事業	小規模 ▲2 事業	21 事業
認証保育所等	－	7 施設	－	7 施設

各年度4月1日時点の施設数

⑤ 認定区分ごとの需要見込みと確保方策（各年度4月1日時点）

◆1号認定（満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用）

（単位：人）

年 度		令和4年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(a)		2,470	2,382 (3,095)	2,119 (3,112)
確保 方策	認定こども園、幼稚園 (新制度移行) (※)	504	504 (504)	549 (504)
	私立幼稚園(新制度 未移行)	3,267	3,332 (3,347)	3,332 (3,347)
	合計(b)	3,771	3,836 (3,851)	3,881 (3,851)
過不足(b)-(a)		1,301	1,454	1,762

表中の()内は、当初計画の数値

※幼稚園（新制度移行）…区立幼稚園2園、私立幼稚園1園

◆2号認定（満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用）

（単位：人）

年 度		令和4年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(a)		3,682	3,658 (3,232)	3,685 (3,250)
確保 方策	認定こども園、 認可保育所	4,517	4,535 (4,632)	4,576 (4,632)
	認証保育所等(認 可外保育施設)	51	51 (91)	51 (91)
	合計(b)	4,568	4,586 (4,723)	4,627 (4,723)
過不足(b)-(a)		886	928	942

表中の()内は、当初計画の数値

◆3号認定（満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用）

【0歳児】

（単位：人）

年 度		令和4年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(a)		580	651 (842)	661 (843)
確保 方 策	認定こども園、 認可保育所	657	655 (672)	655 (672)
	地域型保育事業	56	55 (70)	49 (70)
	認証保育所等(認 可外保育施設)	45	45 (101)	45 (101)
	合計(b)	758	755 (843)	749 (843)
過不足(b)-(a)		178	104	88

表中の()内は、当初計画の数値

【1～2歳児】

（単位：人）

年 度		令和4年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(a)		2,594	2,791 (2,931)	2,924 (2,933)
確保 方 策	認定こども園、 認可保育所	2,533	2,606 (2,543)	2,607 (2,543)
	地域型保育事業	185	182 (210)	168 (210)
	認証保育所等(認 可外保育施設)	109	109 (189)	109 (189)
	合計(b)	2,827	2,897 (2,942)	2,884 (2,942)
過不足(b)-(a)		233	106	▲40

表中の()内は、当初計画の数値

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

すこやか福祉センターでは、子育ての相談・助言を行うとともに、地域の子育て支援事業等の情報提供を行うなど、子育て家庭が状況に応じて必要なサービスを利用できるよう支援を行っています。また、保健師や助産師などが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談を行い、支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、支援プランを作成して母子保健サービスなどにつなげています。

区役所の子育て支援に関する窓口では、保育所等の入園相談など各種手続きに合わせて子育て支援に係る情報提供を行うなど、子育て家庭のニーズに応じたサービスへつなげています。

【需要見込みと確保方策】

子育て家庭の身近な地域で実施するため、基本型、母子保健型として区の子育て支援の拠点であるすこやか福祉センター4か所、特定型として区役所の子育て支援に関する窓口で利用者支援事業を実施します。

(単位:か所)

年 度	令和4年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	5	5 (5)	5 (5)
確保方策	5	5 (5)	5 (5)
基本型 母子保健型	4	4 (4)	4 (4)
特定型	1	1 (1)	1 (1)

表中の()内は、当初計画の数値

② 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

子育てひろばは、「中野区子育てひろば事業実施要綱」に基づき、地域団体や社会福祉法人等への委託により開設しているほか、児童館等でも実施しています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計や0歳～2歳児の在宅率を踏まえ、需要見込みを算出しています。乳幼児親子が利用しやすい身近な場所に展開するため、すこやか福祉センターのほか、児童館や保育所との併設などにより実施していきます。

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	145,856	204,393 (213,656)	198,584 (211,712)
確保方策(か所)	25	27 (24)	27 (24)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

③ 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康保持・増進及び経済的負担を軽減する事業です。妊婦に必要な健康診査を医療機関への委託により実施しており、妊娠届の提出の際に母子健康手帳とともに妊婦健康診査（14回分）、妊婦超音波検査（1回分）、妊婦子宮頸がん検診（1回分）の受診票を交付し、歯科健診（1回分）のご案内をしています。

妊婦健康診査については、里帰り出産など、都外や助産院等の受診票が使用できない医療機関等で受診した場合は、償還払いを実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき妊娠届出者数を算出しています。平均受診回数の実績に今後予定される産婦健康診査1回分を追加し、1人当たり平均14.5回の需要を見込み、委託医療機関等による健診を実施します。

年度		令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	妊娠届出者数 (人)	2,812	2,812 (3,164)	2,812 (3,191)
	健康診査等回数 (件)	37,982	37,962 (41,132)	40,774 (41,483)
確保方策		妊婦健康診査等受診票による受診 受診後の償還払い(都外医療機関利用等) 妊婦健康診査14回、超音波検査1回、子宮頸がん検診1回		

表中の（ ）内は、当初計画の数値

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

区から委託を受けた訪問指導員やすこやか福祉センター職員が訪問し、家庭の状況、様々な不安や悩み、健康状態等を把握するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、訪問において継続的な支援の必要性が認められた場合は、すこやか福祉センター等の専門職員が相談・支援を継続し、必要に応じて適切な子育て支援サービスにつなげています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計における0歳児の人口を需要見込みとしています。訪問指導員やすこやか福祉センター職員による全戸訪問を実施します。

(単位：人)

年度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	2,387	2,270 (2,530)	2,218 (2,532)
確保方策	①実施体制 訪問指導員(看護師、助産師、保健師)、すこやか福祉センター職員 ②実施機関 各すこやか福祉センター		

表中の()内は、当初計画の数値

⑤ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

【事業概要】

(1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。乳児家庭全戸訪問事業等で特に養育支援の必要が認められる家庭について、すこやか福祉センターの保健師による訪問やヘルパー派遣を実施しています。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等の適切な保護を図るために、関係機関が必要な情報を共有し、支援の内容に関する協議や進行管理を行う事業です。虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護のため、「中野区要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携や情報共有を図るとともに、個別ケース検討会議等を開催し、具体的な支援を検討・実施しています。

【需要見込みと確保方策】

(1) 養育支援訪問事業

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。適切な養育支援を実施するため、関係機関との連携強化や支援内容の充実を図り、養育支援の必要な家庭への訪問や養育支援ヘルパー派遣を実施します。

(単位：人日)

年度		令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	訪問相談	259	260 (235)	260 (240)
	養育支援ヘルパー	89	293 (388)	293 (388)
	合計	348	553 (623)	553 (628)
確保方策		①養育支援が必要な家庭の把握 乳児家庭全戸訪問事業、すこやか福祉センター等関係機関との連携 ②訪問相談 保健師等の訪問による助言、経過観察 ③ヘルパーによる支援 養育支援ヘルパーを派遣し、養育環境の改善に向けた支援を実施		

表中の（ ）内は、当初計画の数値

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童サポート会議及び個別ケース検討会議等を開催し、きめ細かな要保護児童対策を推進します。特に虐待ケースについての進行管理を行い、適切な支援につなげます。

要保護児童対策地域協議会の運営

年 度	令和 3 年度 【実績】	令和 5 年度	令和 6 年度
実施体制	代表者会議・・・原則年1回開催 要保護児童サポート会議・・・必要に応じて随時開催 個別ケース検討会議・・・必要に応じて随時開催 実務者研修の実施		

⑥ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【事業概要】

保護者が、入院や出張・親族の看護などにより一時的に子どもの養育ができない場合に、児童福祉施設等において宿泊を伴う養育を行う事業です。

区が委託した乳児院（0歳以上3歳未満）と母子生活支援施設（3歳から中学校3年生まで）の2施設で実施しています。また、区が認定したショートステイ協力家庭の居宅（3歳から18歳未満）において、宿泊を伴う養育を行う事業を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。確保方策は、2か所の施設と協力家庭で4名、年間365日分を確保しています。

（単位：人日）

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	434	495 (432)	580 (441)
確保方策	1,460	1,460 (1,460)	1,460 (1,460)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

⑦ 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中において幼稚園の在園児を対象に一時的に預かる事業です。

幼稚園型一時預かり事業を区内9園で実施しているほか、私立幼稚園13園で預かり保育を実施しています。また、私立幼稚園への補助を行い、預かり保育を推進しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。一時預かり事業を希望する全ての幼稚園家庭が利用できるよう、確保方策は需要見込み数としています。

(単位：人日)

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	89,623	81,007 (117,979)	75,921 (118,018)
確保方策	89,623	81,007 (117,979)	75,921 (118,018)

表中の()内は、当初計画の数値

⑧ 一時預かり事業（一時保育、短期特例保育）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）

【事業概要】

（１）一時保育、短期特例保育

小学校就学前までの乳幼児を養育している保護者が、仕事やリフレッシュ、通院などの一時的な用事や急用などの場合に、保護者に代わって日中の保育を保育施設等において行う事業です。

一時保育専用室がある保育施設等において実施しているほか、区立保育園では、定員に空きがある場合にも一時保育を実施しています。

また、保護者が病気などの場合に利用できる短期特例型の一時保育があります。

（２）トワイライトステイ

保護者が仕事、病気などの理由により夜間の時間帯において、３歳から小学校６年生までの子どもの養育が一時的に困難な場合に児童福祉施設で預かる事業です。母子生活支援施設で実施しています。

（３）ファミリー・サポート事業

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（協力会員）が会員になり、仕事や急な用事等で、保育施設、幼稚園、学童クラブ等への送迎などの子どもの世話ができない時に、会員同士が助け合いながら子育てをする相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業です。

区では、中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。

【需要見込みと確保方策】

第2期の計画策定のためのニーズ調査（平成30年度実施）の利用意向率から需要見込みを算出しています。

一時保育の確保方策は、保育施設等の一時保育の延べ定員数としています。トワイライトステイの確保方策は、母子生活支援施設の延べ定員数、ファミリー・サポート事業は援助会員数の実績をもとに算出しています。

(1) 一時保育、ファミリー・サポート（未就学児）、トワイライトステイ

(単位：人日)

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	9,208	28,240 (28,240)	28,168 (28,168)
確保方策	28,031	30,984 (28,664)	31,083 (28,763)
一時保育	17,107	19,720 (17,400)	19,720 (17,400)
ファミリー・サポート 事業(未就学児童)	10,631	10,971 (10,971)	11,070 (11,070)
トワイライトステイ	293	293 (293)	293 (293)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

(2) ファミリー・サポート（就学児童）

(単位：人日)

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	769	1,296 (1,296)	1,178 (1,178)
確保方策	1,600	1,454 (1,454)	1,454 (1,454)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

⑨ 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に保育施設で保育を実施する事業です。

認可保育所全園で実施しているほか、認定こども園や小規模保育事業所等で実施しています。認証保育所は全園で13時間保育を実施しています。

また、保護者の急な残業等に対応した延長保育のスポット利用（1日単位）を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

将来人口推計やこれまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。延長保育を希望する家庭が全て受け入れられるよう、確保方策数を設定しています。

(単位：人)

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	833	1,149 (2,467)	1,126 (2,475)
確保方策	2,779	2,862 (2,813)	2,862 (2,813)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

⑩ 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児（回復期に至っていない）、病後児（回復期にある）を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援する事業です。

病児保育事業は病院1か所で実施しており、満1歳の子どもから利用できます。

病後児保育事業は保育施設及び乳児院の2か所で実施しており、生後6か月の子どもから利用できます。

さらに、生後6か月から小学校6年生までの子どもについて、ファミリー・サポート事業において病児対応（特別援助活動）を実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。病児・病後児保育の確保方策は実施施設の定員数から、ファミリー・サポート事業の確保方策はこれまでの実績をもとに算出しています。

（単位：人日）

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	263	627 (2,683)	627 (2,692)
確保方策	2,376	3,108 (3,108)	3,108 (3,108)
病児・病後児保育	1,952	2,684 (2,684)	2,684 (2,684)
ファミリー・サポート 事業(病児対応)	424	424 (424)	424 (424)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

⑪-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が安全・安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じてすこやかに成長できるよう援助する事業です。小学校4年生から6年生は特別な支援が必要な児童を受け入れています。キッズ・プラザや放課後子ども教室推進事業において、全ての小学生を対象に受け入れています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。小学校区毎に開設している区立学童クラブは、キッズ・プラザの整備に合わせて小学校内に配置し、民間事業者に委託して一体型の運営を行います。利用希望が多い地域などに民設民営学童クラブを誘致し、整備費や運営費を補助して定員を確保します。

特別な支援が必要な子ども以外の高学年の需要については、キッズ・プラザ、放課後子ども教室において確保しています。

(単位：人)

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み	2,078	2,172 (3,378)	2,180 (3,414)
低学年	2,065	2,158 (2,189)	2,166 (2,184)
高学年	13	14 (1,189)	14 (1,230)
※うち、障害等により特に保育の必要性が高い児童	13	14 (119)	14 (123)
確保方策	2,247	2,375 (2,317)	2,395 (2,364)
学童クラブ新規開設数 (か所)	1	0 (▲2)	1 (0)

表中の()内は、当初計画の数値

※令和6年度は、鷺宮小・西中野小統合新校内に設置するキッズ・プラザ内に1か所開設する予定。

⑪-2 キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業

【事業概要】

全ての児童の放課後の居場所を確保するために、小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場」として小学校内でキッズ・プラザ事業を実施しています。

また、放課後や学校の休業日に小学校を活用した放課後子ども教室推進事業を区民団体への委託により実施しています。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。キッズ・プラザについては、順次、小学校へ設置していきます。放課後子ども教室推進事業についても実施箇所を増やすとともに、内容の充実を図っていきます。

キッズ・プラザ事業

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	277,612	312,000 (360,000)	336,000 (384,000)
確保方策(か所)	12	13 (15)	14 (16)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

放課後子ども教室推進事業

年 度	令和3年度 【実績】	令和5年度	令和6年度
需要見込み(人日)	12,175	12,798 (9,789)	13,509 (10,572)
確保方策(か所)	15	18 (23)	19 (25)

表中の（ ）内は、当初計画の数値

⑫ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、施設等への巡回支援を行い、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

新規参入事業者に対する、事業実施に関する継続的な相談・助言等の支援や地域型保育事業の連携施設の斡旋等を実施します。

年 度	令和 3 年度 【実績】	令和 5 年度	令和 6 年度
実施体制	①巡回支援(保育士、看護師、栄養士) ②会計処理に対する指導		

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

支給認定保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育施設に対して保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図る事業です。

【需要見込みと確保方策】

これまでの事業実績に基づき需要見込みを算出しています。新制度に移行していない幼稚園に通う子どもの副食費（おかず、おやつ代など）について、保護者の世帯所得の状況等により助成を行います。

(単位：人)

年 度	令和 3 年度 【実績】	令和 5 年度	令和 6 年度
需要見込み	243	250 (375)	250 (375)
確保方策	①助成対象 新制度に移行していない幼稚園に通う低所得世帯の子ども及び第3子以降の子ども ②助成対象経費 副食費相当額		

表中の（ ）内は、当初計画の数値

A large orange circle containing the text '第5章' in white.

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 区の推進体制の整備

区は、本計画に基づき適切に事業を実施することで、子ども政策を総合的に推進していきます。さらに、令和5年4月のこども家庭庁の設置を見据え、区の組織体制を強化し、より一層組織横断的に取組を進めます。また、職員一人ひとりが子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴いて施策を進める意識を高めることができるよう、様々な職種や職層を対象とした子どもの権利に関する研修を実施するなど、区全体で子どもの権利を基盤にした取組を推進します。

(2) 子ども・若者の区政参加の促進

計画の推進にあたって、区は「子ども会議」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。また、各事業の実施にあたり、可能な限り子ども・若者が参加する機会を設け、区政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

(3) 地域や関係機関等との連携・協働

子どもの育ちを地域全体で支え、子どもの権利を保障するまちにしていくためには、行政の力だけではなく、地域や関係機関等との連携・協働が不可欠です。地域の子育て支援団体、NPO 法人、企業などと協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。

また、区に関わる全ての人に対し、「中野区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、地域が一体となって子どもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

2 計画の点検・評価の実施

(1) 計画の点検・評価

区は、毎年度、各事業の実施状況や成果指標の進捗状況等について、「中野区子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめます。取りまとめた事業実績を踏まえ、取組の推進や PDCA サイクルに基づき改善を図ります。また、事業実績については区ホームページに掲載するなど、広く区民に公表します。

(2) 子どもの権利の視点に基づいた点検・評価

(1)での点検・評価に加え、各事業の取組内容について、「中野区子どもの権利委員会」において子どもの権利の視点に基づいた検証を行います。検証にあたっては、成果指標などの数値目標の達成状況だけではなく、子どもに関わる取組について、子ども自身がどのように感じているかヒアリング形式などの定性的な評価を行います。区は、これらの結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。

〈参考資料〉

- 用語解説

用語解説

アルファベット

○ODV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。

○SDGs

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

あ行

○アウトリーチ

一人ひとりの区民や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応するため、地域福祉、健康づくり、医療、看護等の視点から、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関や、地域における公益的な活動団体等と連携し、地域に出向くことで対象者を発見し、必要な支援につなげること。

○医療的ケア児

たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

か行

○外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者である子どもや、海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではない子どものこと。

○教育支援室

中野区立小・中学校に在籍する不登校児童・生徒のための学校に代わる居場所として設置している区施設のこと。教科の学習・集団活動・行事や相談等を通して、学校への復帰や社会的に自立するための支援を行っている(教育支援室での支援の他に、区の南部・北部地域の他の区施設内での分室支援や家庭を訪問しての巡回支援もある)。また、外国人児童・生徒等への編入支援や補充学習等も行っている。

○区立療育センター

障害や発達上の課題を持つ子どもが、家庭や地域の中でともに生活できるよう支援を行う施設のこと。児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援、療育相談、一時保護事業(一時的に預かる事業)等を実施している。区では児童発達センター機能として位置づけている。

○子育て世代包括支援センター

保健師等の専門職が妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援を提供する機関。

○子ども家庭総合支援拠点

全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点。

○子どもの最善の利益

児童の権利に関する条約で定められている原則の一つ。子どもに関することが行われるときは、その子どもにとっても最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のこと。

さ行

○里親

保護者がいない児童、または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を自分の家庭に迎え入れ、養育する人。

○児童養護施設

児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つで、保護者がいない、虐待されているなど家庭における養育が困難で、保護を必要としている子どもを入所させて養育する施設。

○社会的養育

保護者の元で暮らすことができない児童を、公的責任で保護し、社会が代わって養育する仕組みのこと。

○重層的支援体制

地域共生社会の実現に向け、地域包括ケア体制の構築を進めるにあたり、複雑化・複合化した区民の生活課題に対応するため、専門的な支援の質を高める一方、一つの専門的領域のみでは対応しきれないケースを捉え、多様な関係者がそれぞれの視点を持ち寄り、課題を解きほぐし、サービスと社会資源等を組み合わせながら、継続的かつ一体的に支援を提供していく体制のこと。

○性自認

自分自身が認識している性別のこと。「こころ」の性。

○性的志向

恋愛感情や情緒的・性的な関心がどの性別に向かっているかを示すもの。対象が異性に向かう場合を異性愛、同性に向かう場合を同性愛、男女両方に向かう場合を両性愛という。

た行

○デート DV

恋人同士など、婚姻前の親密な関係にある人への暴力のこと。

は行

○発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

○ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、家庭外での交友など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。

や行

○ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、全ての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市及び生活環境を設計すること。

○要保護児童

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

中野区子ども総合計画

令和5年度～令和9年度

令和5年（2023年）3月

編集・発行 中野区子ども教育部子ども・教育政策課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号
電話 03-3389-1111（代表）
電子メール kodomo-tyosei@city.tokyo-nakano.lg.jp
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>
